

産黨員は個人として三民主義を奉ずる限り、國民黨に入黨を許可すといふ建前になつて居つた（従つて依然として共產黨自體は繼續して残つて居るのである）が、今後は黨自體を國民黨内に吸収する、換言すれば合黨工作に依つて事實上之を抹殺して了ふと云ふ計畫であつたのである。然し此の計畫は共產黨が事前にこれを感知し「それは絶對に不可ない。國共合作の方途は兩黨合黨にあるに非ずして併立の状況にある兩黨の政策的協定でなければならぬ」といふやうな宣傳を旺んに行つて極力防碍した結果、漸く其の目的を貫徹したのである。此の實例に徴しても判るやうに、表面及び或る點に於ては共產黨と國民黨と合作してゐるが、一度其の裏面の勢力争ひに至つては看過し得ざるものあるのみならず、相互に警戒的であるといへるのである。

斯かる情勢の内に徐州陥落し、次いで漢口放棄も亦免るべからざる運命となり、延いて蔣政權の命脈將に盡んとする情勢に立ち至つたので、共產黨では自派の實力を損せざるやう前線に於ける主力の大會戦を避け、主力を山西、河南省境に止め單に遊撃隊に依る後方攪亂を爲すに止むると共に、民國二十七年八月一日より西安に於てコミンテルン代表ドミトロフ以下東洋指導部員多數参加の上支那共

産黨第七次全國大會を開いて今後の方針を擬議したが、同大會の推移を注視すれば、當然支那共產黨及びコミンテルン最近の動向を其のまゝに反映するものであることを認めざるを得ないものがある。即ち同大會では革命意識の低下せんことを恐れ三民主義に對する再檢討を行ふと共に、トロツキスト及び曩に除名した張國燾一派の排撃を決定した。之は云ふ迄もなく今後の所謂國共合作が共產黨の三民主義遵奉に非ずして、國民黨のスターリニズム屈伏を條件としなければならぬことを暗示するものである。斯かる意味より云へば所謂國共合作の成否に拘らず、蔣政權及び國民黨は今や必然的に共產黨の前に膝を屈しなければならぬ宿命の下にあるものと見なくてはならない。

漢口も亦放棄に決定 國民政府は南京脱出後、漢口に於て徹底的に抗日戦の采配を揮ひつゝあつたが、民國二十七年五月十九日堅陣を矜る徐州陥落し、皇軍着々として津浦、隴海、京漢三動脈を制壓、更に安慶、湖江、九江等支那の生命線たる揚子江の大半を占據せられた結果、茲に又も漢口を放棄するの已むなきに至り、遂に六月九日國民政府は在漢口の各機關、中央黨部並に各大學に對し、直ちに四川省重慶及び雲南省昆明等に夫々移轉すべき旨の命令を發す

ると共に、蔣介石は左の如き聲明を發し支那側の虚勢を示す一方、暗に列國の干渉方を哀訴する所があつた。

蔣介石の聲明

昨夏事變勃發以來支那軍の戰鬥力が倍加され、軍備が其の質を改善し量を増加したことは隠れもなき事實である。一方大衆の士氣も大いに昂まり、其の爲め支那大本營は軍略の最高原則を地方の諸條件に適應せしめ、之に従つて自由に作戰計畫を決定し得るに至つた。今や支那は其の機會起れば自軍に對する損害を最小限度に止め、敵に最大限度の打撃を與へつゝ自由に前進又は退却を統御し得るものである。

事變の第一段階中支那は戰略諸要點の防禦の爲め雄々しき犠牲を拂つたが、斯くして得た經驗は我軍隊、我國民に自信と時には不撓不屈の精神を與へたのである。上海及び山東南部に於ける支那軍の戦つた記録は其の戰鬥力の優秀なる事の明白なる證據を示すものである。軍事行動に於て一都市の確保或は放棄、又は一地方に於ける進撃後退の如きは重大視するべきものでなく、軍が自己にとつて有利なる地區を選び得る自由を保持する事こそ重きを置くべきである。而して之は今や支那軍並に官民の常識となつた。

將來に於ては支那軍は其の防禦線の變更後敵を喰止めるに更に一層有利なる地位を占むるであらう。支那軍の戰鬥力は戦争の進むに従つて増加するであらう。支那軍並に國民は最後の勝利は支那のものとなることを確信してゐる。支那の抵抗は日本の侵略戦が續く限り永續し、其の期間は月單位又は年單位では測り得ない。支那國民の抵抗力は歴史をかざるに十分である。

今日に至り支那國民の國民的自覺は全く全國的のものとなり、三民主義は國民の心に深く植多付けられた。従つて支那國民の外力に對する抵抗力は往時に數倍してゐる。支那國民は偉大なる支那民族が殲滅されたり、又は降伏せしめられる何等の理由なき事を確信してゐる。我々の地形的の利益は今後愈々我等に有利となるのである。現在の戦局の重點は一特殊の都市、地域防禦の成功不成功には存在しない。死活的なるものは我軍に有利なる戰場を選定しそこで敵の主力を滅殺する能力の問題である。

現在敵の背後に在る我軍は同一の目的遂行に當つて他の諸部隊と協力し、其の最善の力を盡すことが出来るであらう。我々が退却したのは不必要なる犠牲を回避せんがためであつた。と同時に敵をして我々が選定せる戰場に於て戦ふを餘儀なくせしむる爲であ

つたのである。これ等の戦術は長期抗戦の成功に不可欠である。今後の戦局は山嶽地帯や湖沼地帯で行はれ我軍に有利である。此處に擧げた各種の観點によれば我々は將來に對し樂觀を抱き得る。我々の自信は測り知るべからざる程増大する。然し戦争は悲劇である。支那は國家としての生存の爲め戦つて居るのであり、また其の國民が安居樂業し得るやうにする爲め戦つてゐるのである。我々は戦争を招きはしなかつた。若し我々の抵抗が成功によつて酬ひらるれば、正義と人道主義的諸原則は早速實現されるであらう。此の理由の爲め我國民は一層大なる力をもつて戦はねばならない。他方我々は友好諸國が我々の努力を見て支那に對し援助を與へ、其の精神的義務を果さんことを希望する。支那に對し國際的支援を與へる旨の決議は數ヶ月前聯盟國によつて採擇された。これ等の決議を眞面目に實行すれば支那の斷乎たる抵抗によつて惹起される苦惱は短くすることが出来るであらう。

條約上の義務は支那の友好國に對し公然と侵略に反對すべきことを要求する。若しこれ等の諸國が制裁の適用に訴へるならばそれは無辜なる支那國民の苦痛を減少せしめるのみならず、又將來の平和工作並に人間的の正義は増大するであらう。各國國民が各自

國の政府に對し日本向け武器禁輸を行ひ、ボイコット運動を行ふことを許可すべきやう請願してゐる事實は侵略の犠牲者に對する同情と正義に對する公然たる支持の存在することを示すものである。余は友好諸國の政府が、其の國民の對日制裁實行要求をこれ以上無視せざるべきを信ずる。(朝日新聞に據る)

然るに右漢口放棄聲明の反響は、國民政府の意圖に反し餘りにも大きく且つ自ら墓穴を掘るの結果を招來したので、今更の如く狼狽し六月二十三日に至り突如移轉取止めを發表したが、右は諸外國の同情と干渉を獲得せんとする蔣政權一流の苦肉策で、事實上に於ては同年七月に入り外交、經濟、財政、内政の四部は重慶に移り、南京遷都と同時に移轉済みの立法、司法、監察の各院と合流し、交通部のみ雲南省府昆明に移轉したので、八月下旬蔣介石は漢口全市民に對し同十五日までに全部撤退すべき旨發令した。但し軍事委員會は依然漢口に踏み留まつてゐるが、然し之に依つて國民政府は今や全く西南地方政權へと轉落した。其の結果支那邊境の各民族は遽かに國民政府の羈絆を脱せんとする機運次第に濃厚となりつゝある。尙ほ排日の根源たる支那側各大學は何れも奥地に遁入したが、其の移轉先は略ぼ次の通りである。

北京の北平、師範、北洋三大學は之を合併して西北聯合大學と稱し陝西省南鄭、城固、沔縣の三ヶ所に分散移轉し北京、清華、南開の三大學は合併して西南聯合大學と改稱して雲南省昆明と蒙自に移轉し、又朝陽、民國兩學院は沙市及び長沙に、他の大學は略ぼ左の如く分散した。

中央大學(南京) 四川重慶△武漢大學(武昌) 四川嘉定△山東大學(青島) 四川萬縣△復旦大學(上海) 四川重慶△金陵大學(南京) 四川重慶△大夏大學(上海) 貴州貴陽△浙江大學(杭州) 江西泰和△廈門大學(廈門) 福建長汀△同濟大學(上海) 江西贛縣△東北大學(西安) 四川三台△勤勤大學(廣東) 廣西容縣△光華大學(上海) 四川成都△河南大學(開封) 河南南陽△華中大學(武昌) 廣西桂林△中華大學(武昌) 湖北宜昌

因に帝國政府は漢口攻略を前にして事變處理の具體策を審議する爲め、五相會議を續行しつゝあつたが、昭和十三年八月十六日の閣議に於て宇垣外相より(一)國民政府が分解作用を起した場合、(二)蔣介石が下野した場合、(三)蔣の下野せる後誕生した知日派を中心とする殘存政權に對する場合及び之が北中支政權と合流合體すべき場合、(四)依然として蔣政權が四川又は雲南に逃避した場合等、汎

有る場合に對處すべき政戰兩略上よりする最高方針並に之に伴ふ英蘇聯を初め第三國に對する對應方針に關し、詳細説明し、全關係の同意を求め、種々協議を遂げた結果、茲に軍事、政治、經濟的に大轉換期を劃すべき廟議の確立を見るに至つた。右閣議散會後風見書記官長は之に關し即日左の如く發表した。

帝國政府の新對策に關する書記官長談

政府は先般來數次五相會議を開き支那事變處理に關する重要問題につき緊急討議したが、既定方針に基く今後の支那事變指導の最高方針、蔣政權壞滅のため軍事行動に伴ふ政治經濟其他各般に亘る指導要綱、新支那建設に對し帝國の協力すべき方策大綱、事變に伴ふ外交方針などに關する最高方針について完全に意見の一致を見たので本日の閣議に報告し決定した。尙ほ蔣政權の壞滅を期するとともに東亞百年平和の基礎を確立するため帝國が愈々國力を統合し作戦、内政、外交、經濟其の他國家一切の努力を傾け長期戦に應ずる現下必須の諸政策を強化し、物心兩面を通じ戰時體制を充實せしむることにつき政府は其の措置の萬全を期することを申合せた。五相會議は今後も引續き事變關係重要問題に關し討議を續行する筈である。

敗殘支那軍の現勢 支那事變勃發當時に於ける支那國防力の重要々素たる陸軍々備に就いて見るに、表面的には相當完備し、兵力に於ては左記の如く二百餘萬、飛行機約八百五十臺を保有するのみならず、其の裝備も亦從來の面目を一新し、頗る堂々たる威容を示してをったのである。

中央直系軍	約四七師	約四八萬
中央傍系軍	約四五師	約四六萬
舊東北軍	約一五師	約一一萬
廣東軍	約一〇師	約一二萬
廣西軍	約七師	約五萬
宋哲元軍	約四師	約八萬
山西軍	約八師	約九萬
山東軍	約五師	約六萬
萬福麟軍	約三師	約二萬
馮占海軍	約一師	約二萬
四川諸軍	約二六師	約二五萬
其他邊境軍	約一五師	約二六萬
計		約二〇〇萬

右の内中央軍なるものは滿洲事變後、蔣介石が抗日作戦を樹立し陸空兩軍擴充強化の國策を決定した結果、民國二十三年獨逸軍再建の立役者たるフォン・ゼークト將軍を其の軍事顧問に招聘し、同將軍はファルケンハウゼン將軍以下約六十名の將校を率ゐて渡支、所謂整理師團の建設と増加を目標とする國軍化運動に着手し、爾來銳意統一陸軍の建設に邁進した所産であつて、實に蔣介石の杖とも柱とも頼むものである。

蔣介石は日支開戦するや、右軍隊を六戰區に分ち日本軍防衛の任務に就かしめたが、北支方面の大敗に次いで國都南京陥り、支那軍の死傷數十萬に達したので、蔣介石は直ちに地方軍及び新募兵を以て之が再建を行つたが、徐州戰當時の總兵力は二百八師、約百十萬に達し、其の内徐州附近に集結したものは略ぼ次の如く約九十師といはれてゐる。

- 一、津浦線以東(魯南兵團) 四十ヶ師
- 一、津浦線以西(魯西兵團) 二十ヶ師
- 一、安徽省方面(淮南兵團) 二十ヶ師
- 一、開封鄭州方面 十ヶ師

然るに幾許もなく徐州戰に大敗するや、これ等の兵力は概ね西南

方面に逃亡し、逃げ遅れたるものは江蘇、山東省内に於て敗殘兵と化したが、民國二十七年七月現在に於ける京漢線西北並に漢口周邊に分別集結してゐる支那軍の兵力及び配備狀況は略ぼ左の通りであると傳へらる。

戰區	總司令	兵力	集結地域
中央直轄軍	蔣介石	三十三師 二十萬	漢口附近
第一戰區	程潛	十三師 九萬	京漢線以西 河南方面
第二戰區	閻錫山	三十一師 十二萬	山西省南部 陝西省
第三戰區	顧祝同	十一師 八萬	江蘇地方 杭州以南
第四戰區	余漢謀	十三師 十萬	廣東
第五戰區	白崇禧(代)	三十九師 二十五萬	江蘇、湖北、 山東方面
第六戰區	朱紹良	三ヶ師 三萬	甘肅省蘭州
第九戰區	陳誠	三十八師 二十五萬	江蘇省南昌線

斯くて支那軍は武漢保衛に對し中央軍、地方軍の精銳をすくつて最後の決戦に備へんとしてゐるが、支那側の傳ふる陣容は陳誠を武漢戰區の總司令に立て之に四川、貴州各軍五師を配し、張發奎を前

敵總司令とし直屬部下五師を統率せしめ、廣東軍吳奇偉部下三師を動員して武漢第一線の防衛に任じ、又陳慶雲を武漢空軍司令として飛行機六中隊を統轄、共產軍葉劍英を武漢農工自衛隊長に任じ、その全能力を擧げて萬全の配備を整ふるに努めてゐるが、其の兵力は四十師、約六十萬と稱せられてゐる。

因に事變勃發以來支那軍の蒙つた損害推定額(二〇二頁参照)は實に莫大な數に達してゐるが、同年八月支那戰傷兵醫療協會長潘定忠の調査した所に據れば、支那軍の死傷者は正規軍のみで既に約百六十萬に達したと言明してゐる。茲に於てか國民政府當局では之が補充に對し湖北、湖南兩省に於て一縣二千名の割當で徵募すべく躍起となつて奔走したが、重税の負擔と打續く敗戦に依つて壯丁は續々逃亡しつゝある爲め、蔣政權は遂に六月十日武漢警備司令をして一般民衆の逃亡を防止する手段として一切の私有財産を徵發し得ることを布告せしめ、更に六月二十四日新徵兵令を公布し七月一日より八月二十三日之を改正實施したが、右改正令の要旨は年齡十八歳以上三十歳迄の者を第一級に屬せしめることになつてゐる。蓋し右は支那軍が愈々兵力不足を來し漢口陥落の迫ると共に、強制的に少年

期より成年期までの者を全部徴發して兵力増加を企圖したものと見られてゐる。又開戦以來敗慘の責を問はれ銃殺、免職、懲罰に附せられたる軍長、師長、旅長等は韓復榘以下三十餘名に達してゐるが其の後も續々處刑されつゝある爲め、將兵は何れも戰意なく士氣頗る沮喪の狀況である。

一方支那空軍勢力に就いて見るに滿洲事變及び第一次上海事變當時、國民政府の保有せる飛行機は中央軍所屬の陸上七隊、水上一隊合計僅かに百機を有するに過ぎなかつた。そこで蒋介石は其の後獨逸の例に倣ひ國軍の基礎を空軍に置くべしとなし、銳意空軍の建設、並に國民の航空熱高揚に腐心すると共に、他方には民國二十二年三月十六日米國と密約を結び、航空三年計畫を樹立し、先づ中央空軍の陸上七隊を改編して三隊とし、爾來擴充強化し今次の日支開戦當時には十隊、約七百八十五機を保有し、之に地方空軍七十隊を加ふれば支那空軍の實勢は約八百五十五機を有するまで發展したのである。然るに一度日支戦端を開くや、我空軍の勇猛果敢なる活躍により支那空軍は呆氣なく一蹴潰滅せられ、殆んど其の全保有機を喪失する運命に立ち至つたので、蒋介石は之が再建の爲め歐米各國、就中蘇聯より多數の操縦士を招聘し、或は飛行機を購入し、以て我空

軍に對抗せんと期したが、外人操縦者間の内訌に依り全軍の統制破れ、其の目的を達せざるのみか、支那空軍の指揮權は事實上蘇聯人に掌握せられる状態に陥つてゐる。然も蘇聯側よりの補給路以外は殆んど皇軍の手に扼せられ、輸入杜絶の状態で今や全く手も足も出ざる窮狀にある。尙ほ最近に於ける支那空軍の對日作戰は南支方面に於ては衡陽を本據とし長沙、岳州を連ぬる線を以て對日防衛線とし、佛領印度支那及び緬甸方面より輸入せらるゝ戦闘機及び中型爆撃機を桂林又は貴陽方面にて組立て第一線に配備し、北支方面に於ては依然蘭州を據點とし、蘇聯より搭乗者附エス・ビー重爆、イー十五、イー十六號を購入し、漢口目指す我猛進に備へんとしてゐる。斯くして戦闘機を南方に集結し、長沙、重慶、昆明の空の防禦陣を張ると共に、北方に集結せる爆撃機を以て主たる攻撃を行はんとするものの如くである。

統後の民間活動 抗日意識をリードする支那民間の有志は旺んに統後の活動を爲しつゝある。即ち先づ軍事關係としては民衆訓練の爲め各省に民衆の訓練指導處を新設し、各省長自ら處長に就任して之が組織化に努めてゐるが、其の訓練期間は一期を二ヶ月とし軍事訓練、政治訓練に分ち指導してゐる。又之とは別に民衆の武裝團

體として従來の保甲團其の他の自衛團體を合併し、省を單位として抗日自衛軍を組織し、全國の自衛軍を總括する爲め張發奎を全國民訓練所長に任じ之が統制に當らしむることとした。尙ほ此の外に中國童子軍戰時服務團、中國婦女慰勞自衛抗戰將士總會（宋美齡の發起）の新設を始めとし、學生參戰志願服務辦法、學生暑期服務辦法、出征抗敵軍人家族優待辦法、戰區學生貸金辦法等種々なる組織辦法を以て民心を激勵すると共に、戰區避難民救済の爲め孔祥熙を委員長とする緊急救済委員會、許世英を會長とする難民救済總會等を設置し、各省各地の内外科慈善團體と協力して難民救済に當つてゐるが、然しこれ等は單に人心收攬の名目機關に過ぎず、其の實績は殆んど見るべきものがない。

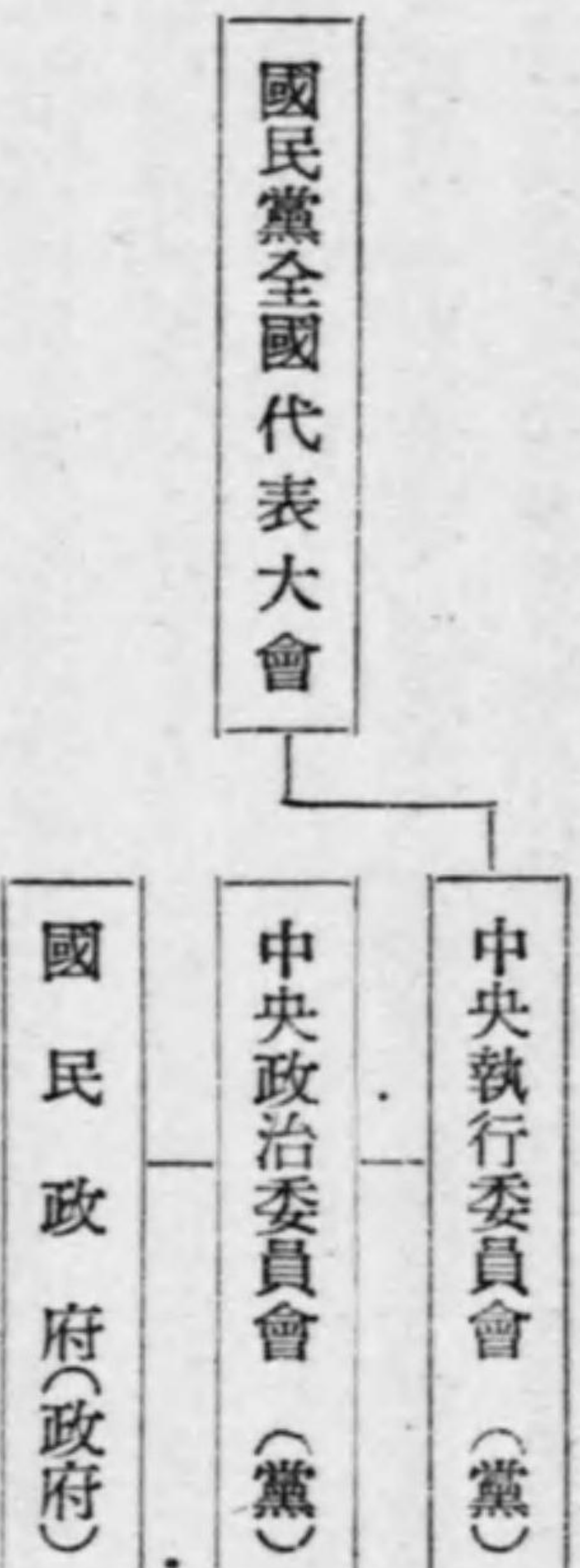
次に抗日意識宣傳機關としては民國二十六年七月二十二日上海に發起せられた各縣抗敵後援を筆頭とし、各省に人民抗敵後援會なるものが續々組織せられてゐる。これ等各會の工作内容は勿論一様ではないが略ぼ大同小異であるから、試みに湖南省人民抗敵後援會の一例を示せば徵募班、指導班、宣傳班、救護班、訓練班等に分ち、其の内徵募班では軍隊慰問の爲め全省一戸一角寄附運動を強行し、屑鐵、裝身具其の他の強制寄附を勧誘しつゝある。又國民の節約を

爲さしむる目的を以て、國民參政會の決議に依る節約運動が行はれてゐるが、其の項目中目新しいものは、(一)外國貨幣を使用せざる地方に居住すること、(二)毎月若干日の米なし、肉なしデーを勵行すること、(三)婦人は御化粧をせざること、(四)宴會は一卓十二元を超過せざること、但し一元を超える毎に特別税を課すること、(五)麻雀、ダンスを禁止すること、(六)努めて外國製品を使用せざること、(七)酒、煙草を節約すること、(八)節約建國貯金を勵行すること等である。以上は大體支那側民間統後の概況であるが、然し之は概ね紙上の計畫で、事實は殆んど徹底せられざるのみならず、國民政府は一般國民の生命財產權を認めず、極端なる惡政を行ひつつある爲め統後は全く支離滅裂の状態である。

第二節 國民黨の戰時體制

國民黨の新組織 國民黨は訓政期間に於ては支那國民の主權を代行するもので、其の全國代表大會は黨規によると二年毎に一回開催されることとなつて居り、其の間常設機關として黨務を執行するものに中央執行委員會及び監察委員會があり、更に黨の監督指導の下に在る國民政府との聯絡機關として中央政治委員會が設けられて

ある。其の連絡系統は次の通りである。



今次事變勃發以來蔣介石政權は以上の機構の外に軍事委員會を中心とする國防最高會議と大本營に國政の中心を移し、獨裁權を揮つて抗戰國政の處理に當つて來たが、長期抗戰への必然的な發展と抗戰力量の増強の爲め、共產黨、人民戰線派をも其の傘下に包容するに至つた。斯かる國民黨に對する本質的な異分子の混入は、雖ては内部的に重大な摩擦分裂を來すことは容易に想像されるところであるが、國民黨は之が防止の方策として先づ民國二十七年三月二十九日より四月一日に亘つて國民黨臨時全國代表大會を漢口に開催、黨の中央機構の調整を策し、蔣介石を國民黨總裁に任じて獨裁權を附與し、更に四月末より五月にかけて、黨治の根本を爲す中央執行委員會と中央政治委員會の二者の擴充強化を斷行したのである。尙ほ國民黨は長期抗戰時に於ける容共政策遂行上黨組織の強化を目指し

て黨の組織を擴充したが、更に民國二十七年四月二十九日國民黨總裁蔣介石の名を以て全黨員に對し、國民黨内に在つて分派を作るを許さず、從來存在する種々の小組織は全部取消すべしとて次の如き申令を發した。

中國國民黨總裁申令

總理の志業未だ竟らず中道にして崩殂し、國其の型を失ひ、黨極を失ひ、革命大業幾んど摧折す。幸にして遺教彪炳、著すに方策あり、人心頼りて以て維れ繋る。惟外は則ち環境險惡、内は則ち意見紛岐す。我黨同志は導師の喪失を痛み、責任の未だ盡きざるを念とす。困苦の中に在り能ふところを勉め盡し、全力を竭して主義の實現を謀るべきなり。始め道を分つて並進し、途を異にするも同歸を期すと雖も遺害亦多し。兄弟至親と雖も形を分ち氣を共にすれば、一朝父を失はんか、門庭自立し、日月既に久しければ恩義消疏し、始め門戸の分あり、終には鬪鬪の變を成さん。小を以て大に喩ふ。理は二致無し。方に今寇患股にして内憂未だ已まず。而かも本黨適々制を改め領導するに人あり。嗣後本黨の内に於て再び所謂派別小組織有るを得ず。凡そ以前の種々の小組織は應に即ち一律に取消し以て意志を統一し、力量を集中せん事

を期すべし。黨基頼りて以て鞏固に國難乃ち消弭すべし。

冀くは上は以て總理付託の重きに答へ、下は以て萬衆屬望の股に副はんことを。若し陽に奉じ陰に違ふあり、或は固執して改めざれば、嚴に従つて制裁を加へ以て黨紀を肅さん。凡そ我同志一體に恪遵せよ。此に令す。

因に國民黨では右申令に基き五月三日多數共產黨員の黨籍恢復を決定したこと別項記述の通りである。

國民黨臨時全國代表大會 國民黨の最高權力機關たる全國代表大會は民國二十七年三月二十九日より四月一日迄の四日間漢口に於て開催、前後四回に亘る會議の結果對日抗戰の爲めの國內政治機構の改革決定を爲した。右臨時大會は其の目標を抗戰の繼續に置いてゐるので、其の議題の如きも直接抗戰力の増強に關係あるものものに局限された。即ち抗戰繼續の爲めの物心兩方面の再編成を圖つたものと解すべく、大會を契機として赤の策動に一針を加へ國民黨の指導權を一層鞏固にすることにより、半歳餘の相繼ぐ敗戦挽回の基礎を作り、内外の信用を繋ぎ、政治機構を改めて内部崩壞を防止し抗戰統帥に便ならしめんとした。四日間亘る大會に於ける重要決議案件は次の通りである。

六全大會の決議要綱

國民黨總裁制の新設 國民黨黨章を變更して總裁、副總裁の制度を設け、蔣介石を總裁に、汪精衛を副總裁に選舉し、國民黨總理の權限を行使せしめることに決定した。尙ほ國民黨總理に就いては黨章に次の如く定められてゐる。

第四章 總理

- 第二十條 本黨は三民主義五權憲法の創行者孫先生を總理とす
- 第二十一條 黨員は總理の指導に従ひ主義の進行に努力すべし
- 第二十二條 總理を全國代表大會の主席とす
- 第二十三條 總理を中央執行委員會の主席とす
- 第二十四條 總理は全國代表大會の決議に對し覆議に附する權利を有す
- 第二十五條 總理は中央執行委員會の決議に對し最後決定の權利を有す

右のうち第二十四、第二十五の二ヶ條は特に重大で、強力なる獨裁權を如實に示してゐるが、臨時大會に依つて設けられた總裁は此の總理の權能を其のまゝ行使し得るものである。國民黨では初代孫文の名譽を顯彰する爲め、總理は一代限りとすることに決

定してゐるので、今回は特に黨章を變更して總裁なる名稱を設けたが、總理と言ふも總裁と言ふも獨裁權者たるに變りはない。總裁制の設置即ち總理制の復活は、之に據るに非ざれば抗戰の繼續指導は不可能であるといふ國民黨右派の主張に基くものである。

之に對し共產黨は初めは極力反對し、民族抗戰、全民戰爭の徹底を圖らざる限り對日戰爭に勝利を得ることは不可能であり其の爲めには民主的政府を組織すべしと主張した。共產黨の此の獨裁反對の主張は大會前可なり露骨に表明された爲め、漢口に在る外國通信員も國共の軋轢激化を傳へたが、大會直前に於て共產黨の屈伏により兩派の妥協が成つたのである。

三民主義青年團の組織 後圖に示す如く黨中央に新たに三民主義青年團なるものが組織されたが、三民主義青年團の組織は一面共產黨の民衆訓練、民衆武装の主張を容れて之を成立せしめる一方、之が成立により全國民衆組織に對する共產黨の勢力伸張を抑止せんとしたものと見られる。

國民參政會の設置 臨時全國代表大會に於て國民參政會組織法を議決し國民參政會を召集することとなつた。政府は之を民意暢達の爲めと稱してゐるが、事實は國民黨の獨裁に對する共產黨、

人民戰線派其の他の反對を巧みに封せんとする組織と見るべきである。國民參政會組織條例は次の通りである。

國民參政會組織條例(二十七年四月十二日公布)

第一條 國民政府は抗戰期間中、思を集め益を廣くし全國力量を團結する爲め特に國民參政會を設く

第二條 凡そ中華民國の國籍を有する男子或は女子にして滿三十歳以上にして第三條の甲乙丙丁四項の資格の一に該當する者は國民參政會參政員たることを得

第三條 國民參政會は參政委員百五十名を置き其の分配を左の如くす

甲、各省市の公務機關或は團體に服務すること三年以上にして著しく信望を有する人員中より八十八名を選任す、各省市より選任さるる參政員は原則として其の省市に原籍を有するものと

乙、蒙古西藏地方の公務機關或は團體に服務し著しく信望を有し該地方の政治社會の情形を熟諳するものより六名を選任す(蒙古四名、西藏二名)

丙、海外僑民居留地に在つて工作すること三年以上にして著し

く信望あり僑民の生活情形に熟諳せるものより六名を選任す
丁、各重要文化機關或は經濟團體に服務すること三年以上にして著しく信望を有し國事に努力せるものより五十名を選任す

第四條 國民參政會參政員の選任は次の程序により之を行ふ

第一項 候補者の推薦 前條甲の參政員候補者は各省市政府と各省市黨部の聯席會議より其の省市より選任すべき參政員の人員の二倍の人員名を提出すべし、國防最高會議よりまた同數の候補者を提出すべし、敵軍が完全に占領せる省市に在りては前條甲の參政員候補者は國防最高會議より該省市の應に出すべき名額に照して其の二倍を提出すべく前條乙丙の參政員候補者は蒙藏委員會僑務委員會に於て應に出すべき參政員の名額に照し其の二倍を提出すべく前條丁の參政員候補者は國防最高會議に於て應に出すべき候補者の名額に照し二倍を提出すべし

第二項 候補者の資格審査 前條甲乙丙丁各項の參政員候補者の推薦後、國防最高會議を経て中國國民黨中央執行委員會に送り國民參政會參政員資格審査會の審議に附す、審査會は資格審査終りたる時は其の結果を中國國民黨中央執行委員會に

報告す、國民參政會參政員資格審査會は委員九名を置く、其の一人選は中國國民黨中央執行委員會の指定とす

第三項 參政員の選定 中國國民黨中央執行委員會は國民參政會參政員資格審査會の報告を接受したる時は前條甲乙丙丁各項の應に出すべき參政員名額により中國國民黨中央執行委員會會議に提出して之を決定す

第五條 抗戰期間中に在りては政府の對外重要施政方針は其の實施前に於て應に國民參政會の決議に提交すべし

前項の決議案は國防會議通過後其の性質により主管機關に移牒し法律を制定し或は命令を公布して之を行ふ、緊急特殊の情形あらば國防最高會議主席は國防最高會議組織條例により命令を以て便宜の措置を爲し本條第一、第二の各項の制限を受けず

第六條 國民參政會議は建議案を政府に提出することを得

第七條 國民參政會は政府より施政報告を聴取し政府に向つて質問案を提出するの權を有す

第八條 國民參政會の任期は一年とし國民政府に於て必要と認むる場合は更に一年間延長することを得

第九條 國民參政會は三ヶ月毎に一回開會す、會期は十日間とす

國民政府が必要と認むる時は臨時會を召集し或は會期休會期間を延長することを得

第十條 國民參政會は參政員總額の二分の一以上の出席を得て開議することを得

第十一條 中央、各縣、會の長官は國民參政會會議に出席することを得、但し其の表決に参加するを得ず

第十二條 現職の官吏は國民參政會參政員たるを得ず

第十三條 國民參政會は議長、副議長各一名を置く、中國國民黨中央執行委員會より之を選任す

第十四條 本條例にして未だ事宜を盡さざるものは國民政府より別に命令を以て之を定む

第十五條 本條例は公布の日より之を實施す

六 全大會宣言

中國は現在四千年の歴史上未曾有の民族抗戰に従つてゐる。此の抗戰の目的は日本帝國主義の侵略を防禦し以て國家民族の危機を救はんとするにある。中國の外患に於て今日の如く深刻にして廣範圍に亘るものは未だ嘗てなかつた。日本帝國主義の侵略は政治上に在つては正に中國の獨立と自由を失はしめんとし、經濟上に

在つては中國を永遠に産業没落の境遇に陥れ、而して日本商工業の隷屬下に置かんとするものだ。

今次の抗戰は事實避く可からざる必然性を以て發生したのであるが、吾人は救國の責任と建設の責任とを双肩に擔ふ者である。全國同胞は一致團結して共同の責任の下に今次の外國侵略と民族復興の使命を完全に果さんことを認む。民國二十四年一月の第五次全國代表大會に於て「和平が完全に絶望とならぬ迄は決して和平を放棄せず」と聲明し、民國二十六年七月以前は此の方針を變更しなかつた。然るに日本は突然兵力を蘆溝橋に進め、續いて北平及び天津を陥れ我文化、經濟の建設を破壊した。吾人四億五千萬人は全國が灰燼に歸すると、其の灰燼の中から復興の熱と力を發生せしめ、以て中國の前途に光明を求めねばならぬ。最後の勝利を得ることこそ主權を確保し、國家民族の永續を實現し得るものである。吾人は此の目的を達成する爲めには如何なる犠牲をも辭せざることを茲に聲明する。吾人の志は和平を願ふにあり、吾人の最後の希望は和平に在り、吾人の熱烈に希求する和平は即ち公理に合した和平であつて、對内的には自ら存し、對外的には共存することこそ誠の和平である。抵抗せずして和平をいふは屈服

なり。中國が若し日本の暴力に屈服せば中國は正に日本の植民地となり、獨立國家の資格たる自由平等は望むべくもない。日本が驟然其の侵略主義を改めて中國と正義の和平を圖るならば中日兩國初めて眞實の平和の保證が得られるであらう。中國今次の抗戰は實に東亞百年の大計である。吾人は日本國民に仇恨はなく且つ日本軍閥崩壊後の經濟利益を期待するものである

中國の立場より言へば外侮を防ぐことは國家民族生存の爲めであり、國際的立場より言へば條約の尊嚴を護り、條約破壊者に對し強硬に抵抗するものである。此の故に平和を愛好する國家の政府は中國に同情を寄せ日本を譴責せざるはない。然るに各國の立場と利害の衝突により平和の維持と侵略反對に關し、未だ共同の行動に出でざるは誠に遺憾とする所である。中國の立國の基本精神は三民主義であり、其の實現に努力しつゝある。經濟建設より論ずれば總理が著す所の建國方略に従ひ外資を歓迎し、資源の開發に當らしむ。建國の大業は三民主義を以て最高指導方針とし、内政外交は凡そ之より出發する。對日抗戰も亦此の精神に基くもので、今後も不斷に進行するものである。抗戰勝利の日こそ建國の大業完成の日であり、中國の自由平等獲得の日である。中國の對

外關係は次の兩原則に基く。

- 一、會て調印に参加せる國際平和條約は必ず確實に遵守する
- 二、世界各國嚴存の協調に對しては必ず之を繼續保持し並に其の増進を圖る

中國は貧弱な國家である。平日に於ても自由平等獲得の爲め汲々としてゐるものであるが、此の空前の國難に際し自力により艱難奮闘以て自らを救ひ、決して僥倖の念や依頼の習に頼るものではない。世界先進國家に告げんとするものは世界平和は分割す可からず、一部分の利害は全體の利害である。故に一國家が世界の安全を圖ることは即ち自國の安全を圖る所以である。東亞に於ては抵抗と侵略の戰が發生した。中國は必ず自國の生存維持を期するが中國復興の基も茲にあり、世界平和も亦茲に繋がるものである。

(備考) 本文は同盟通信社の特電に據つたものであるが、「大美晨刊」に其の全文(東洋協會調查部發行パンフレット「支那新舊政府の現狀」一一頁参照)が掲げられて居る。

抗戰建國綱領

中國國民黨領袖は抗戰建國の大業に従事し必勝を期してゐる。建國の成否は本黨同志の努力如何に基く。依つて輿論の統一、行動

の統一を期する上に於て特に臨時全國代表大會は外交、軍事、經濟、民衆教育各綱領を左の如く決議公布し以て國家總動員の救果を擧げしめんとす。

(甲) 總理

一、三民主義と總理の遺教を確定し一般抗戰行動及び建國の最高標準となす

二、全國抗戰力量は本黨及び將委員長指揮の下にあり全力を集中邁進す

(乙) 外交

一、獨立獨行の精神に基き世界の我に同情する國家民族を聯合して世界の平和と正義の爲め共同奮闘する

二、國際平和機構及び國際平和を保障する公約を維持し其の權威を充實する

三、帝國主義に反對する國家を糾合して日本の侵略を制止し東洋永遠の平和を樹立する

四、世界各國との友誼を増進し我國に對する同情を増大する

五、日本が中國領土内にて武力を以て建設したる一切の政治組織及び對内外行動を否認取消す

(丙) 軍事

一、軍隊に政治訓練を施し全國將士をして抗戰建國の主義を明瞭ならしめ一致報國せしむ

二、全國壯丁を訓練し民衆の武力を充實し抗戰區部隊に補充する華僑の歸國從軍するものは其の技能と特殊訓練に照して祖國を防衛せしめる

三、各地の武裝人民は各戰區司令長官の下に置き正規軍と合作して國土防衛、外侮の防禦をなさしむ、且つ敵の後方にて遊撃戰を行ひ以て敵の兵力破壊と牽制をなさしむ

四、戰死、傷病將士の撫恤に關しては抗戰將士の家族を優待し士氣を鼓舞し全國的動員を行はしめる

(丁) 政治

一、國民參政機關を組織し全國民衆を團結し思想見識を集中して國策の決定遂行に利せんとす

二、縣を單位とし民衆自衛の改善健全化の爲め訓練の施行、能力の強化をなし地方自治制度を促進して抗戰中の政治、社會の基礎を鞏固ならしめ以て憲法實施の準備をなす

三、政治機構を簡易合理化し行政能力を増進し戰時に適合せしむ

四、綱紀肅正の爲め官吏をして國家の犠牲、規律の嚴守、命令の服從に付き教育し抗戰精神に悖る者は軍法に照して處刑す

五、腐敗官吏は懲戒、財産の沒收をなす

(戊) 經濟

一、建設は軍事を以て中心とし人民生活の改善、内外投資を奨勵し戰時生産を増大する

二、農村經濟の發展、糧食の増産を奨勵し重工業の基礎を樹て輕工業の經營、手工業の發展を促進、併せて戰時稅制、財務行政を改革する

三、銀行業務を統制する

四、法幣を鞏固にし爲替を統制し輸出入貨物を管理する

五、交通系統を整理し水陸の連絡を便にし鐵道公路を増築し航運を増加す

六、奸商の利益壟斷を嚴禁し物價の平價制度を期す

(己) 民衆運動

一、全國民衆を動員して農、工、商、學各職業團體を組織し之を改善充實する。金錢を有する者は金錢を出し力を有する者は力を出す、民族生存奪取の爲めの抗戰に動員す、交戰期間にあつ

ては三民主義の最高原則及び法令に違反せざる範圍内に於て言論、出版、集會、結社に對し合法的保障を與ふ

二、戰區の難民、失業民衆を救済して組織訓練を與へ以て抗戰力を増加せしめる

三、民衆の國家組織を強化し政府を補助せしめ、反動分子を肅正し漢奸に對しては財産を沒收する

(庚) 教育

一、教育制度と教育課程の改善をなし戰時教育を行ひ、國民道德の修養、科學の研究、其の設備の擴充を爲す

二、各種専門技術員を養成して抗戰に應ず

三、青年を訓練し戰區及び農村に服務せしめる

四、婦女を訓練し社會事業に服務せしむ

中央政治委員會の改組

中央政治委員會は中央執行委員會と國民政府の連絡に當る最も重要な機關で、常務委員は黨の長老又は有力者が其の任に當ることとなり主席には汪兆銘、秘書長には張群が就任してゐたものである。然るに臨時全國代表大會は這回の非常時局に鑑み黨務改進、黨務調整の二關係案を可決した結果、本委員會の内部組織も左表の如く變更擴充せらるゝこととなつた。

日本は支那の軍事的な力を輕蔑したのみならず政治的に不統一であると考へてゐるが、併し乍ら支那の兵力は絶えず増強しつゝあるし、又本日全國各種團體政治機關の代表者一堂に會して國民參政會の發會式を行つたことは、支那の政治統一を物語るものに外ならぬ。支那は名目上共和國であり憲法及び議會が存在したことであつたが、今日に至るまで民主的な政府機構を有せず、人民の代表が自ら責任を執るといふことは無かつた。今日始めて國民政府はその緒に就いた譯である。吾人は今日を紀元として眞の民主主義的精神に基く眞の民主主義的政府を樹立するものである。吾人は現在進行中の精神の戦ひを通じて民族復興の最終目的に到達する爲めには、國家民族の利害が一切よりも高きことを認めねばならない。

次いで汪兆銘議長となり「過去一ヶ年間の戦に五十萬の犠牲者を出した。然も猶ほ今後抗戦を續けなければならぬ。支那は絶対に敗北せぬ」と激勵挨拶を爲し、翌六日より本會議に入り、參政會宣言起草委員として張熾章、吳玉章、胡建中、張君勱、曾琦、黃炎培、周炳琳、陶希聖、陳裕光等を任命し、同七日左の五審査委員會を設置し、議案を審議せしめた。

國民參政會審查委員會機構

- 第一委員會（軍事、國防）張君勱、楊虎、左舜生
 - 第二委員會（外交）周鯁生、傅斯年、張冲
 - 第三委員會（內政）孔庚、董傳武、許孝侯
 - 第四委員會（財政、經濟）陳彪隱、林會鑑、樂銳
 - 第五委員會（教育、文化）黃炎培、周炳琳、吳貽芳
- 而して右審査委員會の審議を経て採擇された決議は大體次の通りである。

國民參政會決議事項

- 一、政府を擁護し長期抗戦の國策を樹立す
- 二、民衆團體を調整し民力發揮に努む
- 三、發刊物を檢査し統一す
- 四、内地工礦開發の基礎を樹立し生産を増加し國力を増進す
- 五、内地農業の基礎を確立し後方の生産事業を増進、抗戦力量を増大する
- 六、外交政策の確立を期す

（イ）支那の外交機構及び外國駐在使臣が現下抗戦時期に於ける重責を完全に果し得るや否や政府の再檢討を求め其の刷新を

圖る

- （ロ）國際情勢の變動に適應するため正確なる情報の蒐集に努力し政府をして在外使臣の情報工作の充實を圖らしめ、同時に從來の情報處理上の缺陷を補はしめる
- （ハ）支那の國際宣傳はなほ散漫の嫌あり、政府をして宣傳方針の統一工作の調整をなさしめ其の效果の増進を期す
- （ニ）今後政府の指導の下に國民外交を活潑ならしめ且つ隨時官界民間の適當なる人物を國外に派遣し同時に政府をして在外使臣の協力を命ぜしむ
- （ホ）政府をして隨時外交及び國際情勢の事實及び資料を頒布せしめ以て國民に國際情勢の正確なる認識を爲さしむ
- 七、各省各縣に參政會を設置すること
- （イ）各省參政會は三ヶ月以内に招集す
- （ロ）各縣參政會は六ヶ月以内に招集し、各參政員の半数は民選に依るものとす

右決議事項は大半共產黨側提案に係るものにして、之に依り抗日支那の赤化は愈々拍車を掛られるに至つたが、國民參政會は茲に一應政府諮問機構としての表面的使命を果したものと見て、同十五日

閉幕式を舉行、同時に左の要旨の宣言を發表した。

國民參政會宣言

茲に全國民を代表して宣布す。支那民族は必ず不屈の意思を以て一切の人力、財力、物力を動員して長期抗戦をなし最後の勝利に達す。支那人民は各友邦の同情援助に對して感謝に堪へず、全支那人民は必ず永遠の努力の下に國際平和組織を擁護し人類進歩の一切をなす。同時に各友邦の政府及び人民が平和を希望するならば國際義務と條約の責任を實踐に移し支那に對する同情援助を更に擴大せんことを希望する。支那は一つの獨立自主の國家であり、其の統治大權を國民政府に賦與して居る。蔣委員長は其の最高統帥であり全國一致擁護するものである。

國民政府を否認するは即ち支那國家を否認するもので、蔣委員長を仇敵視するは全支那民族を仇敵視するものである。我全體國民は一年來の奮闘の精神を繼續し、抗戦建國綱領に基き庶政を一新し民主政治の基礎を確立し、經濟上にあつては節約を勵行し、政府公債に應募すべきを勸誘する。

共產黨の國民黨恢復 國民黨の容共政策は未だ決定的なものでは無く、救國の方針に關し戰術的に常に共產黨と衝突しつゝあ

ることは共產黨の張國燾除名、陳獨秀排擊問題を起したところによつても極めて明白である。國民黨内一部左派の主張するところでは國共兩派は一黨となるべきであるとする。即ち共產黨は解消して國民黨一黨内に吸収されるべきであると言ふに對し、共產黨は飽く迄も兩派の併立を主張し國民黨の一黨戦線に對する統一戦線即ち戦線のみを統一を主張してゐる。消息に據れば國民黨中央監察委員會は五月三日漢口に於て政治關係者の黨籍恢復の査定會議を行ひ多數の黨籍恢復を決定した趣であるが、其の氏名は次の如くである。

陳獨秀、周恩來、郭沫若、張國燾、彭述之、陳其瑗、史鵬展、郭壽華、劉清揚、于國楨、查人偉、鮑慧僧、羅貢華、林祖涵、于樹德、卯玉章、毛澤東、董用威、鄧穎超、彭澤民、葉劍英、陳耀焜、林植夫、黃琬

分裂の必至すら豫言された國共合作の上に、斯うした共產黨員の國民黨々籍復活といふ抗戰繼續の爲めの形式的整備を見たことは確かに蒋介石政權強化の或る程度の成功を示すものであらう。然し乍ら更に一步深く考へれば周恩來、毛澤東、林祖涵等の共產黨領袖は國共二黨に跨る兩頭の怪物となり、國民黨内に於ける今後の活躍ぶりが豫想され、共產黨を其の黨員に加へた國民黨の内容は從來にも

増して複雑なものとなつた。

第三節 政府各機構の整備

國防最高會議 事變勃發後支那側が最初に組織設立したるは國防最高會議(Super Government Council for direction of War)

であるが、右に就いては一切發表されず、其の内容は全く不明である。然し民間に傳へらるゝ所に據ると蒋介石以下黨の長老、國民政府の五院長及び各省特別市政府代表者三十名を以て組織せられ、民國二十七年一月更に改組して各黨派、各方面代表等をも加へ七十五名に擴大したといはれてゐる。本會議は抗戰期間中に於ける獨裁的最高政府機關であることは想像されるのみならず、參政會條例其の他に現れたところに據れば、中央執行委員會の權能に對し國防最高會議は可なり極端なる制限を加へてゐるやうである。現在の國防最高會議主席は蒋介石、秘書長は張群である。

軍事機關 戰時體制の主題たる軍事機關は從來蒋介石を中心として軍事委員會といふものがあつたが、事變後一切の軍事的指揮運用は同委員會を主體として、之に書記局とも云ふべき實際に仕事をする部門を一躍大々に擴充し、抗日戰の實踐に萬遺漏なきを期す

る所謂抗戰時期の大本營としたのである。其の各部の編成は民國二十六年十一月漢口への遷都以前の南京時代に於ては八部(後に九部)

より成つてゐたが、遷都後は宣傳方面は黨部に再編入せられ、經濟方面は行政院に併合し、極度に簡單化を計り現在では左の五部より構成されてゐる。

- | | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 第一部 | 軍令部 | 部長 | 徐永昌 |
| 第二部 | 參謀部 | 部長 | 白崇禧 |
| 第三部 | 政治部 | 部長 | 黃琪翔 |
| 第四部 | 軍訓部 | 部長 | 何應欽 |
| 第五部 | 兵站部 | 部長 | 俞飛鵬 |

而して右機構を或る意味に於て統轄してゐるものは辦公廳で、從來は張群が廳長であつたが、民國二十七年二月頃より賀耀組に代つた。右の如く本會の組織は比較的簡單である上に情勢に應じ刻々改變し、其の機能も極度に發揮してゐる。

奧地分散遷都と行政院改組 皇軍の南京攻略迫るや、民國二十六年十一月十六日國民政府は最高首腦部會議を開いて協議した結果、次の如く分散遷都することに決定し直ちに實行した。

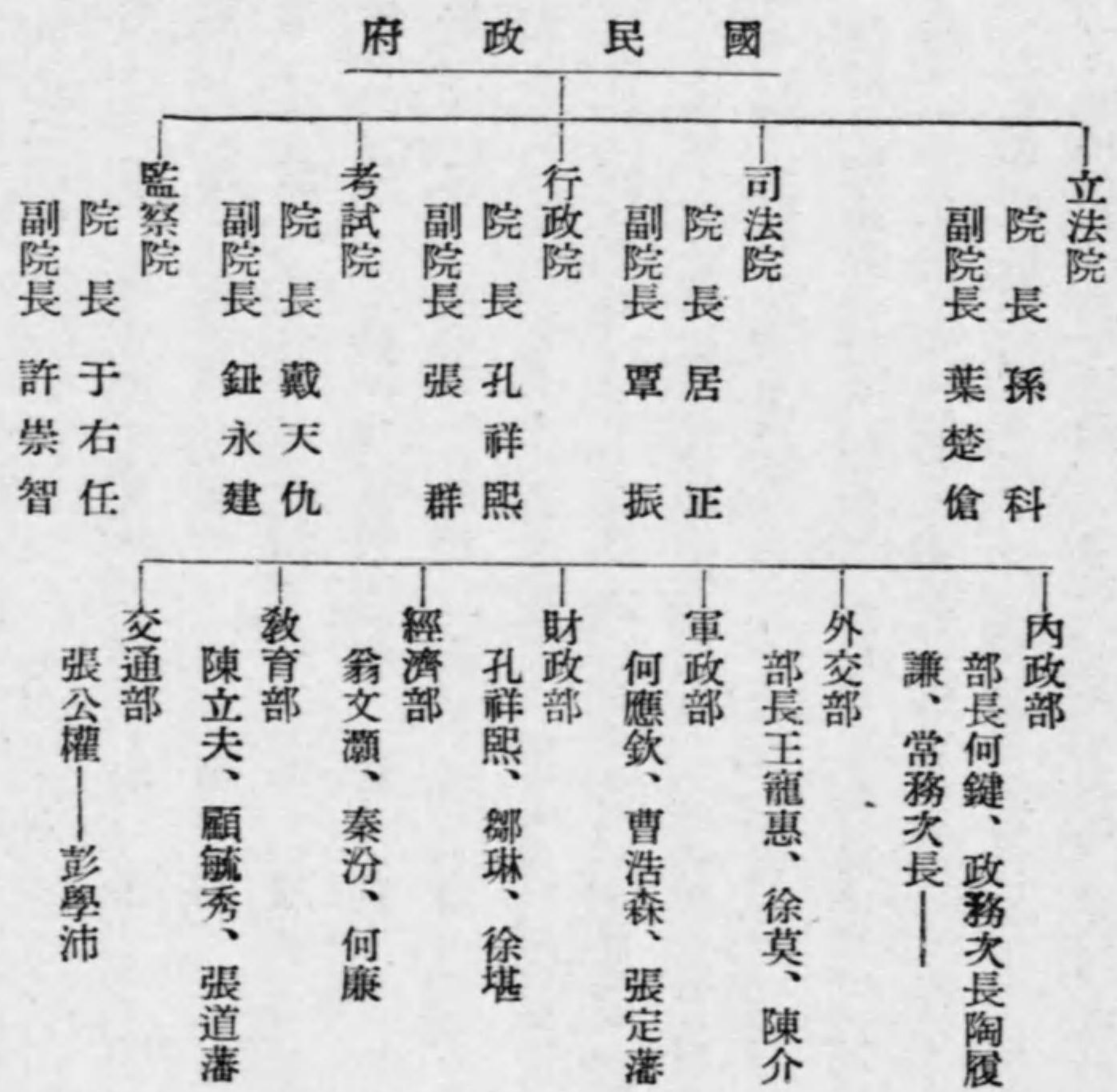
一、國民政府主席(林森)と立法、行政、司法、監察、考試の五

第六編・第一章・第三節 政府各機構の整備

院は重慶に移轉す

- 一、外交、財政、内政の三部は漢口に移轉す
- 一、交通、實業の二部は長沙に移轉す
- 一、教育、鐵道の二部は重慶に移轉す
- 一、大本營、軍事機關は飽く迄南京に踏止まる、但し萬一の場合には南昌或は漢口に移轉す
- 一、航空機關の本據は粵漢線衡州附近に置く
- 一、中央、中國、交通三銀行は漢口に移轉す

斯くて分散遷都した國民政府は抗戰繼續の爲め、軍政兩面に亘り大々の裁員を行ふと共に戰時對内施策を整備する爲め、行政機構に對し大改革を敢行することゝなつた。即ち從來、國民政府行政院は内政、外交、財政、軍政、海軍、實業、教育、交通、鐵道、司法行政の十部に分れてゐたが、之を改めて先づ司法行政部、海軍部の二部を廢止し、實業部、鐵道部の二部を合併して新に經濟部を設け、結局内政、外交、軍政、財政、經濟、教育、交通の七部とし、民國二十七年一月十四日附を以て經濟部組織法及び修正交通部組織法を公布し其の新陣容を整へたのである。政府の組織を表示すれば次の通りである。



右の國民政府行政機構改革に關し國民政府主席林森は重慶に於て法令公布即日(民國二十七年一月十四日)左の如き説明報告を行ひ、右改革の趣旨を明かにした。

國民政府行政機構改革に關する林森主席の説明

化し、正に手の臂を伴ふ如く臂の指を使ふが如く運用需活、迅速に事機に赴き得ねばならぬ。我國の現在の局面は更に普通の戦時とは同じでなく、蠻横強暴の敵人が數十年の經營を積み準備せる其の陸海空軍の全力を傾けて我國の領土に侵入したのである。其の目的は吾人を屈服せしめ其の一貫的大陸政策を遂げんと欲してゐるのである。但し我々は民族生存、國家獨立の計を求め、並に世界和平を保障するの計をなさんがため起つて之に抗戦するもので無論如何なる妥協の餘地もない。我々は今次の抗戦が全面的にして局部的に非ず持久的にして暫時的に非ざる事を知つてゐる。更に徹底抗戦が最後の勝利を獲得し吾人の今日の唯一の出路である事を明かに認むるものである。政府は抗戦力量の總發動機である。我々は抗戦陣容を整齊して抗戦計畫を樹て、既に抗戦の方針を實現し、既に推進してゐる。此の發動機たる政府の本身に對して改進の必要あるは當然である。鐵道、公路、水利、交通、衛生等民生に關係あるものは平時には建設の要務があり、又何事も軍事に關係あるものは戦時には有力な統制が必要である。以前は特に専門部を設けて其の成功を期し或は數機により其の事を分擔して建設の途徑に向つて齊しく猛進して少しも差支へがなかつた。

第六編・第一章・第三節 政府各機構の整備

各位、政府は機構強化の一事に對し數條の命令を發表した。即ち一、海軍部は暫く裁撤を行ひ、其の經營事務は海軍總司令部に併歸して辦理す

二、實業部は改めて經濟部となす

三、建設委員會、全國經濟委員會の水利部、軍事委員會の第三部、第四部は經濟部に併入す

四、鐵道部及び全國經濟委員會の公路部は均しく交通部に併入す

五、衛生署は改めて内政部に隸屬せしむ

六、全國經濟委員會の衛生部は衛生署に併入す

これは最近數年來に於ける政府の行政機構上一種の重要な整理をなすものと言ひ得る。何故かくの如き整理をせねばならなかつたか。簡単に云へば、現時の需要に切合して抗戦の力量を増強せねばならぬからである。本日はこの意義を説明しようと思ふ。政府の組織は平時と戦時と同じでない。平時は建設を以て目的とし若しそれが新興國家であれば百端待舉、建設方面は千頭百緒、其の組織も當然周密完備を要し、集思、廣益、分工、合作の效を收めねばならぬ。但し戦時に在りては組織は單純化し、事務は統一

非常時期には事功は精速を貴びて迂緩を嫌ふ。指揮は統一を貴びて散漫を嫌ふ。要は一人で能く數人の事を兼ね、要は一日にして數日の功を收め、環境に適合し困難に應附する事が大切である。今次行政機構の調整も斯る作用をなすものである。現在我行政の機構は調整によつて抗戦の力量は愈々充實を見た。而して各機關各個人の工作は總て緊張を要し、前方の直接抗戦に於ては一を以て十に當り十を以て百に當りて敵人に對し決死戰をなす。後方の直接抗戦に當らざる人民も亦生産に努力し、或は衣を節し食を縮め前方將士の後盾となり、而して一般公務人員は精勤以て自身の職務に努力する事を希望する。苟も斯の如く一致奮發すれば、最後の勝利は必ず我に屬すること毫も疑ひなき所である。

國民政府經濟部組織法(二十七年一月十四日發令)

第一條 經濟部は全國經濟行政事務を管理す

第二條 經濟部は各地方最高行政長官に對し本部主管事務を執行し指示監督の責を有す

第三條 經濟部は主管事務に付き各地方最高級行政長官の命令或は處分に對し法令に違背し或は權限を逾越する者あるを認むれば行政院會議の議決を経て之を停止或は撤銷するを得

第四條 經濟部は次の各司を置く

- 一、總務司
- 二、農林司
- 三、礦業司
- 四、工業司
- 五、商業司
- 六、水利司

第五條 經濟部は行政院會議及び立法院の議決を経て各司及び其の他機關を増置裁併するを得

第六條 總務司は次の事項を掌る

- 一、文件の收發分配撰擬保存に關する事項
- 二、部令の公布に關する事項
- 三、典守印信に關する事項
- 四、本部及び所屬各機關職員の任免獎懲に關する事項
- 五、本部官產官物の保管に關する事項
- 六、款項の出納に關する事項
- 七、出版物の編輯刊行に關する事項
- 八、本部庶務及び其の他各司に屬せざる事項

第七條 農林司は次の事項を掌る

- 一、農林、蠶桑、棉、漁牧等の試験検査、保護奨進及び推廣に關する事項
 - 二、農田林區の整理改良及び保護に關する事項
 - 三、農業災害の研究豫防に關する事項
 - 四、農林漁牧に關する團體の登記及び監督事項
 - 五、荒山荒地の潤勘墾殖に關する事項
 - 六、農業建設の設計に關する事項
 - 七、狩獵の管理に關する事項
 - 八、合作事業の監督指導及び推廣に關する事項
 - 九、農業經濟の調査及び設計に關する事項
 - 十、其の他農業に關する事項
- 第八條 礦業司は次の事項を掌る
- 一、國營礦業の籌設及び管理に關する事項
 - 二、礦權の特許及び撤銷に關する事項
 - 三、礦業登記に關する事項
 - 四、礦業の保護奨進及び監督に關する事項
 - 五、礦區税の徴收に關する事項

六、礦業爭議の處理に關する事項

七、礦務警察に關する事項

八、礦業調査に關する事項

九、礦區勘定及び礦質分析に關する事項

十、礦業用地に關する事項

十一、地質調査及び礦冶研究に關する事項

十二、其の他礦業に關する事項

第九條 工業司は次の事項を掌る

- 一、國營工業の籌設及び管理に關する事項
- 二、民營工業の保護奨勵監督に關する事項
- 三、製造品の徴收試験及び檢定に關する事項
- 四、工業の専利及び特許に關する事項
- 五、國貨の證明及び奨勵に關する事項
- 六、工廠の登記及び考核に關する事項
- 七、工業技師登記及び考核に關する事項
- 八、工業或は勞工團體の登記及び監督に關する事項
- 九、工業標準に關する事項
- 十、度量衡の製造檢定及び推廣に關する事項

- 十一、勞工生活の改良及び保障に關する事項
- 十二、工人と雇主間紛糾の調停及び勞資協定の指導に關する事項
- 十三、工人と工會相互間の關係に關する事項
- 十四、工業或は勞工の調査に關する事項
- 十五、其の他工業及び勞工に關する事項

第十條 商業司は次の事項を掌る

- 一、國營商業の籌設管理に關する事項
- 二、民營商業の保護奨勵監督及び推廣に關する事項
- 三、商品陳列展覽に關する事項
- 四、商品檢驗に關する事項
- 五、商號及び商標登記に關する事項
- 六、商業團體の登記及び監督に關する事項
- 七、交易所の登記及び調査に關する事項
- 八、保險公司及び特殊營業の核準登記及び監督に關する事項
- 九、會計師の登記及び考核監督に關する事項
- 十、物價の調節及び出品鎖場に關する事項
- 十一、商約商稅の研究に關する事項

- 十二、商埠商港の經營に關する事項
- 十三、駐外商務官の指導監督に關する事項
- 十四、商業の調査に關する事項
- 十五、其他商業に關する事項
- 第十一條 水利司は次の事項を掌る
 - 一、水利行政及び建設に關する事項
 - 二、水利工程の設計指導審核に關する事項
 - 三、水道の保障に關する事項
 - 四、水權の處理に關する事項
 - 五、水道水交の測圖に關する事項
 - 六、灌溉工程の籌備及び管理に關する事項
 - 七、水利の調査に關する事項
 - 八、其他水利に關する事項
- 第十二條 經濟部々長は本部事務を綜理し所屬職員及び機關を監督す
- 第十三條 經濟部政務次長、常務次長は部長を補助し部務を處理す
- 第十四條 經濟部は參事四人乃至六人を設け本部に於ける法案命

- 令及び計畫方案を審議せしむ
- 第十五條 經濟部は秘書六人乃至十人を設け部務會議及び長官交辦事務を分掌せしむ
- 第十六條 經濟部は司長六人を設け各區事務を分掌せしむ
- 第十七條 經濟部は科長二十二人乃至二十六人、科員百人乃至百五十人を設け長官の命を承けて各科事務を辦理す
- 第十八條 經濟部長は特任、次長、參事、司長及び秘書三人は簡任其他の秘書及び科長は薦任、科員は委任とす
- 第十九條 經濟部は技監二人を設けて簡任とし技正二十人、其中六人乃至十人を簡任とし他は委任、技士二十八人、其中十人は薦任とし他は委任、技佐二十人乃至三十人を委任とし長官の命を承けて技術事務を辦理す
- 第二十條 經濟部は會計長一人を設けて歲計、會計、統計事項を掌理し經濟部々長の指揮監督を受け並に國民政府主計處組織法の規定に依り直接主計處に對して責を負ひ會計處の需用する佐理人員名額は經濟部及び主計處により本法所定に基き薦任、委任人員及び雇員名額は中會同じく之を決定す
- 第二十一條 經濟部は事務上の必要により資源、農業、水利等委

員會を設くるを得、其の組織は別に之を定む、又顧問及び専門委員を聘用するを得

- 第二十二條 經濟部處部規程は部令を以て之を定む
- 第二十三條 本法は公布の日より施行す
- 修正國民政府交通部組織法(二十七年一月十四日發令)
- 第一條 交通部は全國國有鐵道、公路、電政、郵政、航政を規制建設管理し並に公有及び民營の交通事業を監督す
- 第二條 交通部は各地方最高級行政長官に對し本部主管事務を執行し指示監督の責を有す
- 第三條 交通部は主管事務に付き各地方最高級行政長官の命令或は處分に對し法令の違背或は權限の逾越あるを認めれば行政院に提出し會議の議決を経たる後之を停止或は撤銷するを得
- 第四條 交通部は次の各司、局、處を置く
 - 一、總務司
 - 二、人事司
 - 三、財務司
 - 四、材料司
 - 五、路政司

- 六、電政司
- 七、航政司
- 八、郵政總局
- 九、公路總管理處
- 第五條 交通部は路、電、郵、航各局處及び各委員會を置くことを得、其の組織は別に定む
- 第六條 交通部は行政院會議及び立法院の議決を経て各司及び其他の機關を増置裁併するを得
- 第七條 總務司は次の事項を掌る
 - 一、文件の收發分配撰輯保存に關する事項
 - 二、部令公布に關する事項
 - 三、典守印信に關する事項
 - 四、編制統計報告及び刊行出版に關する事項
 - 五、本部の經費豫算決算及び出納保管に關する事項
 - 六、本部の物品保管に關する事項
 - 七、本部庶務及び其他各司に屬せざる事項

- 第八條 人事司は次の事項を掌る
 - 一、本部及び所屬各機關職員の任免賞罰に關する事項

二、本部及び所屬各機關行政及び技術人員の訓練並に教育に關する事項

三、本部及び所屬各機關の職工教育並に附屬學校に關する事項

四、本部及び所屬各機關の衛生に關する事項

五、職工の待遇及び保證に關する事項

六、其の他人事に關する事項

第九條 財務司は次の事項を掌る

一、本部所屬各機關の豫算決算計算書の審査編成に關する事項

二、本部所屬各機關款項の支配保管に關する事項

三、本部所屬各機關の債務整理償還に關する事項

四、交通建設經營擴充の籌款に關する事項

五、財政の處理に關する事項

六、交通建設土地の收買處分に關する事項

七、公有及び民營交通事業の財務監督に關する事項

八、其の他財務に關する事項

第十條 材料司は次の事項を掌る

一、材料の採購保管稽核支配轉運に關する事項

二、材料の調査檢驗監製及び技術設計に關する事項

三、材料賬目の登記審核及び統計に關する事項

四、其の他材料に關係ある事項

第十一條 路政司は次の事項を掌る

一、鐵路建設の籌劃に關する事項

二、鐵路業務の管理及び附帶營業に關する事項

三、鐵路工務機務の管理に關する事項

四、公有及び民營鐵路の監督に關する事項

五、其の他の政務に關する事項

第十二條 電政司は次の事項を掌る

一、電信電話擴張の籌劃及び電氣交通の建設に關する事項

二、電信電話擴張の管理及び電氣交通の經營に關する事項

三、公有及び民營電氣交通事業の監督に關する事項

四、其の他電務に關係ある事項

第十三條 航政司は次の事項を掌る

一、航業航空の設備籌劃及び建設に關する事項

二、航業航空の經營管理に關する事項

三、公有及び民營航業航空の監督に關する事項

四、其の他航務に關係ある事項

第十四條 郵政總局は次の事項を掌る

一、全國郵政の管理に關する事項

二、郵政儲金及び匯兌の管理に關する事項

三、其の他郵務に關係ある事項

第十五條 公路總管理處は次の事項を掌る

一、全國公路建設及び工程直接施設の籌劃に關する事項

二、公路業務及び聯運の管理に關する事項

三、各省公路施設の監督に關する事項

四、公路器材の統籌管理に關する事項

五、其の他公路に關係ある事項

第十六條 交通部々長は本部事務を綜理し所屬職員及び各機關を

監督す

第十七條 交通部政務次長、常務次長は部長を補助し事務を處理

す

第十八條 交通部は秘書八人乃至十人を設け機要文件及び長官交

辦事務を分掌す

第十九條 交通部は參事四人乃至六人を設け本部法案命令に關し

撰擬審核す

第二十條 交通部は司長七人、郵政總局々長一人、公路總管理處處長一人を設け各司局處事務を分掌す

第二十一條 交通部は科長二十四人乃至三十六人、科員二百人乃至二百六十人、助理員三十人を設け長官の命を承けて各科事務を辦理す

第二十二條 交通部長は特任、次長、參事、司長、郵政總局長、公路總管理處々長及び秘書四人を簡任に、其の他の秘書、科長

は薦任、科員、助理員は委任に任ず

第二十三條 交通部は技監二人(簡任)、技正二十八人(其の中十人は簡任、他は薦任)、技士四十二人(薦任一)技佐五十人(委任)を設け長官の命を受けて技術事務を辦理す

第二十四條 交通部は專員六十人、其の中二十人は簡任待遇他の四十人は薦任待遇とし長官の命を受けて指定事務を辦理す

第二十五條 交通部は會計長一人を設け歲計、會計、統計事項を掌理し交通部々長の指揮監督を受け並に國民政府主計處組織法の規定に依り直接主計處に對し責を負ひ會計處需用の佐理人員

名額は交通部及び主計處により本法所定に基き薦任、委任人員及び雇員名額は中會之を決定す

第二十六條 交通部は事務上の必要により顧問及び専門委員を聘用するを得

第二十七條 郵政總局、公路總管理處々員額は別に之を定む

第二十八條 交通部處務規程は部令を以て之を定む

第二十九條 本法は公布の日より之を施行す

因に行政院と共に重慶に移轉せる立法院、考試院、監察院等は何れも全然開店休業の状態であり、其の他中央政治會議の如きも各地に要人が分散して居る關係上、これ亦開かれたことがない。

抗戰關係諸法令 國民政府は奧地分散遷都の後、崩壊に瀕した諸機構の再整備を急ぎ各種の諸法令を公布したが、其の内抗戰に直接關係深きものを擧ぐれば次の如くである。

兵役法

(二十二年六月十七日國民政府公布
二十四年三月二日第七條を修正
三十五年三月一日より施行)

第一條 中華民國男子の兵役に服する義務は本法の規定に依る

第二條 兵役は左の二種に分つ

一、國民兵役

二、常備兵役

第三條 男子滿十八歳より四十五歳迄の間本法定むる所の常備兵

役に服せざる時は國民兵役に服す、平時は規定の軍事教育を受け戦時は國民政府の命令を以て之を徵集す

第四條 常備兵役を現役、正役、續役に分つ、平時は滿二十歳乃至二十五歳の男子を徵集し檢定を経たる合格者を入營せしめ現役に服せしむ、期間は三年とす、上等兵及び各種特業兵を除き均しく滿二年を以て歸休せしむ、輜重運輸兵は滿半年を以て歸休せしむることを得、正役は現役滿期退役者を以て之に充て期間を六年とす、平時は郷に在り規定の演習に赴き戦時は動員召集により營に歸るものとす、續役は正役の期滿ちたる者を以て之に充つ、其の期間は轉役の日より滿四十歳に至る迄とす、其の任務は正役に同じ

常備兵は地方自治未完成の區域に在りては年齢合格し兵役に服するを志願する男子を得て之に募充す

第五條 常備兵役は戦時に在りては其の服役期限を延長するを得

第六條 兵役事務及び在郷軍人の各種事項に關しては軍政部、内政部協同して之を管理す

第七條 國民軍事教育事項に關しては訓練總監部、内政部、教育部協同して之を管理す

第八條 前二條各項事務の準備及び實施を行ふ爲め全國地方を師區團區に劃定し區内に必要機關を設置し其の事務を掌理せしむ各地方官署及び自治機關は前項所載の各事項に對し法令により協助辦理の責を有す

第九條 左記の各事項は主管官署之を規定す

一、常備兵の徵募と退役及び再役事項

二、常備兵の服役事項

三、徵募兵の檢査事項

四、國民軍事教育事項

五、國民兵戰時徵集の準備並に實施及び服役の規定事項

六、在郷軍人の官吏及び召集事項

七、師區、團區(聯隊區)に關する事項

第十條 國民兵役及び常備兵役の免役、緩役事項に付ては別に之を定む

第十一條 海軍兵役に關しては別に之を定む

第十二條 本法施行の日期は命令を以て之を定む

右兵役法は事變勃發前年たる民國二十五年の制定施行で對日戰備を急いだ片鱗が窺はれるが、日支事變勃發するや國民政府は民國二

十六年八月三十日附命令を以て形式的ながら全國に徵兵令施行を發布し、其の募兵の一切は軍事委員會によつて獨斷專行されてゐる模様であるが、民國二十七年一月末軍事委員會によつて制定された徵募補充統一法の内容は次の通りである。

兵員徵募及び補充統一法(骨子)

一、河南、安徽、江西、湖南、湖北、福建、廣東、四川、陝西の九省に軍管區司令部を新設す

一、江蘇、浙江、山東、甘肅、貴州の五省は必要の時を俟つて設立す

一、軍管區司令は各省主席の兼任とす、司令部に徵募、訓練及び總務の三處を置く

一、各省原設の兵役管區司令部及び國民軍事訓練委員會は軍管區司令部に合併し兵役管區司令部及び國民軍事訓練會は之を撤銷す

然るに江蘇、浙江、山東の三省は全省殆んど戰區と化した結果徵兵は不可能となり、甘肅は地域遠隔と民族雜居の爲め國民政府の威力及ばず、貴州は若干徵兵を實行したが民衆の大反對に遭ひ政府側が手を引いて漸く鎮靜に歸した事實があるので、結局對日抗戰の補

充壯丁は最初に擧げられた九省に限局されたものと見られる。右の兵員補充法に除外されてゐる省で多数の軍隊を出動せしめてゐるのは廣西と雲南の兩者で、此の兩者は夫々独自の兵役法によつて徴兵し軍隊を前線に送つたのであるが、兩方とも我精銳なる火器の前に莫大な損害を出してゐる。斯くの如く募兵の困難は此の壯丁無盡藏の國に於ても、日毎に其の度を加へつゝあるのは蔽ひ難き事實である。因に民國二十七年七月一日より實施された廣西省兵役施行條例の内容は次の如くである。

廣西省兵役施行條例(要點)

- 一、中華民國の國籍を有し現に廣西省内に居住する十八歳以上四十五歳以下の男子は皆常備兵役或は國民兵役に服する義務を有す
- 二、常備兵役は現役、正役、續役の三種に分つ、其の規定は次の如し
 - (甲)現役 平時は滿十八歳以上三十歳以下の男子を徵集し檢定合格者を入營服役せしむ、期間は三年とし上等兵及び各特業兵を除き均しく滿二年を以て歸休せしむ、平時は滿三十歳乃至四十歳の身體強健なる者を徵集し肩挑工作に常任す、其の他の

現役義務に服せざる男子は檢定合格を経たる者を入營せしめ輻重運輸兵現役に服せしむ、期間は三年とし半年内に歸休せしむるを得、已に滿四十歳に及びたるも現役期間の未だ終らざる者は現役期を滿了を俟つべきものとす

- (乙)正役 現役期滿了せる退營者を以て之に充つ、期間は六年とす、平時は郷に在り規程の演習に赴き戰時は動員召集により營に歸す、輻重運輸兵にして現役滿了し年四十歳を超えたる者は再び正役に復することなし
- (丙)續役 正役の期間滿了者を以て之に充つ、其の期間は轉役の日より滿四十歳迄とす、任務は正役に同じ(以上の常備各役は戰時に在りては其の服役期間を延長することを得)
- 三、本省の兵役事務は省最高軍事機關及び省政府に於て統籌規劃し區民團指揮部、縣政府、區鄉村公所に令して級に按じて辦理せしむ
- 四、身體殘廢し或は精神病ありて終身治癒の望みなき者は役を免ぜられ無期徒刑に處せられたる者は役を禁ぜらる
- 五、次の各一に該當する者は兵役を緩限す
 - (甲)疾病に罹り行動に堪へず數ヶ月内に恢復の望みなきもの

(乙)有期徒刑に處せられ刑の執行中に在り或は刑事偵査審判中のもの

(丙)赤貧の獨子或は一家の中適齡の壯丁一人あるのみにして而も全家の生活が其の勞力の獲る所に頼りて維持するもの(獨子は血族たることを要し養子其の他は此の例に非ず)

(丁)一家中に適齡の壯丁二人以上あるも營外にたゞ一人を残すのみのもの

(戊)現に郷、鎮、村、街長及び小學校の教員に任ずるもの

(己)現に警察局の警官士警兵に任ずるもの(以上各項の緩役原因にして消滅に至りたるときは章に照して徴に應ずべきものとす)

六、適齡壯丁は以上に規定するほか緩役金法幣一百元を納入することにより一ヶ年間各種現役兵役を免除することを得、在校の學生は右金額の二分の一とす

七、他人を煽惑して兵役事務の進行を阻害し或は破壊したる者は平時に於ては三年以下の有期徒刑戰時に在りては一年以上七年以下の有期徒刑に處す

八、兵役避免の意圖を以て次の行爲の各一を行ひたる者は法令に

- 別規定あるを除くの外一年以下の有期徒刑、拘役或は法幣三百元以下の罰金に處す
 - (甲)應徵時に在りて故意に避けて抽籤せざるもの
 - (乙)被徵後入營前逃避せるもの
 - (丙)他人をして代らしめたる者或は他人に代つて應徵せるもの
 - (丁)故意に身體を毀傷し或は疾痴を僞托せる者或は其の他詐僞の行爲あるもの
- 九、兵役避免の意圖を以て公然衆を聚め械を持し反抗せる者は法令に別に規定あるを途くの外一年以上七年以下の有期徒刑に處し首謀者は死刑、無期徒刑或は十年以上の有期徒刑に處す
 - 廣東壯丁出境制限辦法(二十七年三月施行)
- 一、抗戰時下の各縣壯丁は均しく國の爲め力を盡し夫々國民の天職に基きて消極的方面に於ては征工服役に参加して國土建設に従事し積極的方面に於ては勇躍兵役に投效して國家の干城たるべし
- 二、各縣政府は國民の職責及び壯丁の服役の意義に應じて國勢國策の概略を述べ隨時民衆に宣傳講解し以て其の愛國思想守土觀念を激發して斯の旨を諭す

第六編・第一章・第三節 政府各機構の整備

- 三、本法指定の壯丁は年齢十八歳より三十五歳迄の者を限りとする
- 四、各縣壯丁は出征の命を受ければ期に依りて赴き之を忌避逃亡することなく進んで武器を執るべし
- 五、各縣壯丁にして未だ出征の命を奉ぜざる以前は各々其の業に安んじ其の長所を盡し以て生産力の増加を圖り已むを得ざる事故に非ざれば隨時出境するを得ず
- 六、各縣壯丁にして外地に在りて職業を有し本土を離れざるを得ざる時は廣東省各縣戸口異動調査暫定辦法の規定に照して別に調査報告する外、就業地點及び所業状況を詳細に甲長に報告し同處より郷鎮長に轉送し郷鎮長が不確實と認めたる時は區長その出境を禁止するを得
- 前項壯丁の出境禁止は區署より縣政府へ報告され同民政廳は帳簿に記入して壯丁出國護照發給機關の審査を禁止す
- 七、許可出境せる壯丁にして出征の命を受ければ歸郷服務すべし若し故意に服従に違抗せば嚴重處罰さる
- 八、若し偽りて出境せる者は調査究明の上修正廣東省編成練甲暫定章程第十六條により處罰さるゝ外兵役忌避を以て其の戸主及び眷族共に之が責に連坐す

- 九、各縣區郷鎮練甲長は管下の壯丁に關する事宜を辦理し不法事故を嚴重取締る
 - 一〇、本辦法は市局之を適用す
 - 一一、本辦法は決定の日より施行す
- 右の如く國民政府は銳意壯丁の徵募に努めてゐるが、壯丁の徵兵忌避者は其の跡を斷たず、殊に南支の諸港はこれ等海外逃避の壯丁で非常な混雜を呈する所さへ生じた。五月末香港支那紙には之を裏書きする廣東省警察局の次の様な布告が掲載されてゐた。

廣東省警察局の徵兵忌避防止布告

全國總動員抗敵戰開始後中央は特に適齡壯丁の出國を制限し抗戰力量の増強に資した。省會警察局では此の爲め人民の出國護照請求者に對しては辦法に照し嚴密に査核し以て發照方針を定めてゐる。近頃出國宣傳に名を藉り兵役を逃避せんとする者あり特に嚴密に審訂する爲め、特に外務股に飭して、爾後此の種の請求に對しては、須く切實に詳査せしめ、若し制限辦法と符せず偽りて宣傳其の他に名を藉る者ある後は發照を許さざらしめた。又敵機各地に跳梁してより各鄉村安んぜず演藝を業とする者は一落千丈、演藝者の失業は日に増加し早くより出國生を謀らんとするもの多

し。然れども政府は近日壯丁出國制限の法令を頒布したるにより演藝人の出國演藝も亦不能となれり。演藝人陳錦棠、李海泉兩名は警察局に對し出國護照の發給を願ひ出でたるも該兩名は均しく壯丁年齢に在り、出境を制限され出國護照の發給は照准し難し。茲に布告して知らしむ。

尙ほ右徵兵令の外現在全支に亘り五十萬を數ふる童子軍に對し戰時服務規律を制定して大規模な挑戰的態度を備へたが、童子軍服務大綱の全文は左の如くである。

童子軍服務大綱

第一章 總 則

- 一、中國童子軍は戰時發生の時及び發生前に於て完全な民族最後の勝利を得んため中國童子軍の戰時服務團を組織し戰時の需要に應ずると共に後方陣地の服務に従事せしむ、其の組織訓練等は本大綱によつて進行す
- 二、中國童子軍の戰時に於ける一切の行動は須らく完全性と統一性によつて進行しめざるべからず、即ち一切の力量を中央政府に集中すべし
- 三、中國童子軍の戰時に於ける一切の行動は均しく當地各機關と

第六編・第一章・第三節 政府各機構の整備

- 協同して動作を行ふべし
- 四、中國童子軍の各省市理事會或は準備所は當地戰時服務團の指揮及び宣傳機關とし、又總會は全國童子軍戰時服務團の最高指揮宣傳機關とす
- 五、戰時の必要に應ずるため組織は須らく絶対に嚴密を守らざるべからず、絕對服從命令は愛想、親密と上下密接な連絡等を維持することを原則として之を施行す
- 六、組織期間は本大綱公布時より最後の戰勝結果を得る時までとす

第二章 組 織

- 七、戰時服務團々員の徵集は自發的參加を原則とす、其の具體的條件左の如し
- (甲) 少くとも高級或は専門的技能一種を具備すべし
- (乙) 年齢十五歳以上たること
- (丙) 登記を除く外上述の條件に合し自發的に參加するも可とす
- 八、戰時服務團々員の資格審査は各該團々務委員會によつて嚴密に執行す
- 九、戰時服務團の編成は現行童子軍團の編成により之を組成す、

但し中小隊に分ける時は須らく各團員の技能に依據して下記各隊を組織するを得べし

- (甲) 交通隊 (乙) 保安隊 (丙) 宣傳隊
- (丁) 慰勞隊 (戊) 工程隊 (己) 軍需隊
- (庚) 募集隊 (辛) 偵察隊 (壬) 救護隊
- (癸) 消防隊

十、凡そ人數が團組織で不足するときは小隊を組織するを得

十一、一縣市内に二個以上の戰時服務小隊を成立することを、必要の時は當地理事會或は準備所が合同で團を組成し得る

十二、各地で戰時服務團を組織する時は記帳を具へ逐次總會の批准を受くべし、必要の時は當地理事會或は準備所により先づ組織を行ふことを得

十三、理事會或は準備處を成立せざる縣市は團長聯席會議を戰時服務團の指揮機關とす、第一次會議の召集は團順序上席の團長之を行ふ

一團のみ有する縣市は該團長が責任を負ふ

十四、各地戰時服務團の印、旗幟は均しく總會の成立批准時に之を頒布す、肩章臂章は總會の規定様式により備ふ

第三章 訓練

十五、各團員は戰時服務に必要な爲め須らく努力し團員の既に有する技能に一步を進めるべく訓練を行ふべし

十六、訓練計畫及び實施辦法は各團が同地の情形により上述の原則決定に基づき逐次總會の審査に俟つべし

十七、訓練用品は各團が準備す

第四章 服務

十八、各地戰時服務團は須らく當地のその他の機關或は團體と聯合して統制し各該地の戰時一切の服務を進行す

十九、戰時服務團の工作範圍次の如し

- (甲) 交通 戰時後方の傳信、旗語、郵政、電報、無線電話、運輸、舟車管理及び關係交通等の工作を擔任す
- (乙) 保安 戰時後方の交通、警政、避難民收容、戸口調査、公共衛生、防空宣傳等の工作を擔任す
- (丙) 宣傳 戰時後方の撮影、繪畫、演劇、映畫撮影、講演、無線電話の傳授等の工作を擔任す
- (丁) 慰勞 精神的或は物質的に抗敵將士慰勞等の工作を擔任す

(戊) 工程 戰時後方の測量、斥候工程等の工作を擔任す

(己) 軍需 戰時後方の皮工縫補、軍用品の製造等の工作を擔任す

(庚) 募集 戰時後方の義捐金、義捐物募集の工作を擔任す

(辛) 偵察 戰時後方の郵便検査、秘密偵察等の工作を擔任す

(壬) 救護 戰時後方の負傷人運搬、醫院、看護、防毒、救護等の工作を擔任す

(癸) 消防

二十、上列服務工作を除き各地は實際の必要範圍に應じて當地機關と協同して其の他の工作に服務す

二十一、各地戰時服務團は戰地に工作を行ふ以外は總會の許可を受くるにあらざれば擅に所在地を離れることを得ず

二十二、各地服務團は義務服務を以て原則とし服務により如何なる物質上の報酬をも受くるを得ず

二十三、各地服務團員は如何なる服務にあるを論ぜず必ず童子軍の制服及び肩章臂章を着用すべし

二十四、各地服務團の服務に際しては特殊の情形のため理事會或は準備所に於て解決不可能の場合は隨時總會の指示を受け擅に

行動することを得ず

二十五、各地戰時服務團の工作は月毎に順次總會の審査を受くべし

第五章 經費

二十六、各地服務團の經費は自ら收入を謀るを原則とし各級職員は之を義務とすべし

二十七、各地服務團の經費の支出及び豫算は成立時と共に總會の批准を受くべし

二十八、各地服務團の經費出納は月により順次總會の承認を受くべし

第六章 附則

二十九、本大綱に不十分な箇所あれば中國童子軍總會により隨時之を修正す

三十、本大綱は中國童子軍總會により公布施行す

徵兵關係法の外事變動發前後に公布された直接交戰關係法令、法規中軍事及び政治關係の重なるものを示せば左の通りである。

軍事徵用法(二十六年七月十二日公布)

第一章 總則

- 第一條 陸海軍は戰時發生し或は發生せんとするとき軍事上緊急必要の爲め本法により軍需物及び勞力を徵用することを得
- 陸海空軍機動演習の徵用は第五章の規定に依る
- 第二條 前條第一項軍需物及び勞力は左記各項の性質を有する場合始めて徵用することを得
- 一、軍事上必需とするもの
 - 二、人の供給し得るものにして併も本人及び其の家屬の根本的生活を妨害せざるもの
 - 三、其の他の方法にて取得不可能のもの或は其の他の方法にて取得し得るも長時間の必需物であり軍機に誤りを與へるもの
- 第三條 職業上必需の物は徵用するを得ず、但し緊急危難の時は其の職業或は該物の徵用を執行されぬ者と雖も本人或は其の家屬の基本生活を妨害せぬ場合は此の限りに非ず
- 第四條 軍事徵用の權限は左記各長官之を行使す
- 一、陸海空軍總司令
 - 二、軍政部長、海軍部長、航空委員會委員長
 - 三、陸軍總司令、總指揮、軍長、師長、獨立旅々長
 - 四、海軍艦隊司令、分遣艦長、陸戰隊獨立旅々長
- 第五、要塞司令或は要港司令
- 第六、空軍區司令、指揮官
- 第七、兵站總監
- 第五條 軍事徵用は徵用目標の性質、人民の便利、地方の供給力を見て適宜區域を分つて之を行ふ
- 第六條 徵用實施の時期及び區域は最高軍事機關これを決定す、但し戰機緊迫し其の決定を得る餘裕なき時は徵用權を有する者先づ決定し然る後許可を請求し得
- 第二章 徵用の目的物
- 第七條 左記の物は本法に特別の規定ある場合の外は之を徵用することを得
- 一、武器、彈藥、電信器具材料其の他作戰の道具
 - 二、糧食、飲用水、飼料、燃料、飲食及び炊事器具
 - 三、服裝及び服裝材料
 - 四、衛生醫藥の器具材料
 - 五、家屋、厩或は倉庫
 - 六、乗用或は勞力用の家畜、車輛、鐵道、汽車、電車、航空機及び各種運搬及び交通設備

- 七、造船廠、航空機製造廠及び其の他の軍用工場
- 八、醫院
- 九、土地
- 十、其の他軍事上必要とする動産不動産のうち國民政府が命令を以て指定せるもの
- 第八條 徵用物は徵用區域或は徵用されるべき人の現に有するものを限りとす、但し製造物に徵用權を有する者が製造者の能力を酌量し相當時期内の製造力を見積つて徵用の便を圖る
- 第九條 養老院、盲啞院、慈幼院、托兒所、貧兒院、孤兒院、棲留所、戰時救護組織及び其の他慈善機關の使用せる必要場所、建築物及び設備は之を徵用するを得ず
- 第十條 左記各項は戰闘地内或は緊急危難の時に非ざれば徵用の必要あるものと雖も之を徵用するを得ず
- 一、政府及び自治機關使用の場所、建築物及び職務執行上必要とするもの
 - 二、消防機關使用の場所、建築物及び職務執行上必要とするもの
 - 三、圖書館、博物館、學校、習藝所及び其の他教育藝術機關使用の場所、建築物及び設備
- 第十一條 外國大使館、領事館及び其の所屬人員の財産は徵用するを得ず、但し外國人の財産に付ては條約に別に規定せるもの以外は本法の規定による
- 第十二條 徵用權を有する者は徵用目的物に對し軍事上の需要を見て左記の處分をなすことを得
- 一、使用
 - 二、其の他軍事上必要の處分
- 第十三條 左記の物を徵用する時は其の操業者をも併せ徵用することを得
- 一、汽船、鐵道、汽車、電車、自動車、航空機、者車、騾車
 - 二、造船廠及び其の他軍用に供する工場
 - 三、醫院
- 第十四條 滿二十歳以上四十五歳未満の身體健全な男子は軍事上必要の服務により之を徵用することを得
- 前項の規定は左記の人に對しては之を適用せず
- 一、其の時丁度服役中の者
 - 二、公務員

- 三、外國大使館、領事館所屬人員及び條約により徵用を免れたる者
 - 四、學校の教職員及び學校に在學中の者
 - 五、獨自で農工商業を經營し而も徵用されては其の經營事業を維持し得ぬ者
 - 六、徵用され大爲め其の家族の生活維持に困難を來す者
 - 七、職務上所在地の民衆に重大な貢獻をなし而も該地の民衆の缺くべからざる者
- 第十五條 人の徵用順序左の如し
- 一、職業なき者は職業を有する者より先となる
 - 二、年少者は年長者より先となる
 - 三、壯丁多き家は少き家より先となる
- 第十六條 徵用された者は其の職業、經驗、學識、技能及び體質等により適當の工作に分配す
- 第十七條 徵用された者は給養、衛生、紀律、裁判事項に關しては現役軍人に關する規定を準用す
- 第十八條 徵用された人の財産は第十三條に規定する者以外使用するを得ず

- 第十九條 徵用には徵用權を有する者より徵用書を發行し省行政長官に交付す、省行政長官は地方の供給力を酌量し所屬市縣行政長官に命令し或は區長、鄉長、鎮長に委託して徵用を實施するものとす
- 行政院の市に直屬する徵用書は速かに市行政長官に交付すべし市行政長官は地方の供給力を酌量して或は區長に委託して徵用を實施す
- 第二十條 左記事情の一に該當する時は徵用書を速かに市縣行政長官、區長、鄉長、鎮長に交付すべし
- 一、徵用の目的物が土地、家屋、飲用水にして直に徵用すべきとき
 - 二、事機危急にして前條の規定により辦理すること能はざるとき
- 第二十一條 汽船、鐵道、汽車、電車、自動車、航空機及び其の他類似の交通運輸物及び設備が省に歸屬せず或は行政院の市管轄に直屬し或は二省以上に歸屬し行政院の市管轄に直隸するときは徵用書を中央主管の行政機關に交付すべし
- 同機關は情狀を斟酌して自ら或は所屬機關に委託して徵用を實施し徵用せられる者に受取らしめる

施す

- 第二十二條 必要の際には徵用書を速かに同業公會に交付すべし同會の責任者は同業の供給力を酌量して徵用を實施す
- 第二十三條 徵用される者が正當の理由なくして拒絶し或は徵用物の交付或は徵用努力の供給を怠るときは徵用を強制することを得
- 第二十四條 徵用權を有する者徵用物を收得し或は占有したる後は直に受領證を發行し徵用區域の行政長官に直付或は轉用して徵用される人に受取らしめる
- 徵用區域の行政長官或は徵用の委託を受けた者は徵用される人が徵用物を交付する時臨時受領證を物主或は占有人に發行すべし
- 徵用實施のとき徵用地に在らざる者は其の受領證及び臨時受領證は徵用の委託を受けし者或は所在地の警察機關或は自治團體が暫時保管を行ひ同時に速かに物主或は占有人に通知すべし通知するに方法なき者は徵用目的物の名稱及び徵用せられたる他の告示を發表して公告すべし
- 第二十五條 徵用權を有する者は徵用したる努力により證明書を

- 發し徵用せられる者に受取らしめる
- 前項の證明書は徵用期の終りに之を發す、但し徵用期一月以上の者は月毎に之を發行す
- 第二十六條 徵用權を有する者徵用區域の行政長官及び徵用の委託を受けし者は徵用すべき人及び物に關し詳細に記帳すべし
- 第二十七條 徵用區域の行政長官徵用の委託を受けしもの或は徵用される者が徵用を不當或は不法と認めたる時は徵用權を有するもの或は徵用書授受者或は徵用委託を受けし者に對し匡正を請求することを得、匡正をなさざるときは左記規定により異議の聲明を爲すことを得
- 一、行政長官或は徵用の委託を受けし者の處置に對し不服なるときは直接上級機關に對し異議を申立つることを得、若し其の決定に不服なれば重ねて其の上級機關に對し異議を申立つることを得、區長、鄉長、鎮長の處置に對しては直に市縣行政官に對し之をなすことを得、又同業公會の處置に對しては其の所在地の市縣行政長官に對し之をなすことを得、但し行政院の決定に對しては異議を唱ふるを得ず
 - 二、徵用權を有する者の處置に對しては被徵用者は直接上級機

關に對し異議を申立つることを得、若し其の決定に不服の場合に對し其の上級機關に對し異議を唱へ得るも最高軍事機關を最後とす

前項所列の受理機關は異議の聲明を受けたる後遅くも三十日以内に豫め決定すべし

第二十八條 前條の異議の聲明は徵用効力を停止すること無し、但し徵用權者、徵用區域の行政長官或は徵用委託を受けたる者は必要と認めたる時は自動的に停止し或は徵用の實施を延期することを得

第四章 賠償

第二十九條 徵用せられたる者は徵用により受けたる損害を本法の別に規定あるものを除く外此の賠償を受くるものとす、其の損害の賠償は現實直接者を限度とし賠償金額は徵用物の賣買、使用價格或は勞力の代價を参照して之を定む

前項の價格或は代價は徵用時の法定標準により之を定む、標準を定めるに法なき時は徵用權を有する者或は徵用區域の行政長官或は徵用の委託を受けしもの被徵用者と協議の上之を定む、協議不可能の時は徵用地の戰事發生前三年間の平均價格或は代

價によつて之を定む

第三十條 戰事發生の後外國輸入物は買入の價格及び必要費用と別に週息五厘を加へて法定標準賣買價格とす

第三十一條 現存せざる物は其の元金が戰事發生前三年間の平均價格より高く價格の協定不可能なる時は其の元金に週息五厘を加へて法定標準賣買價格とす

第三十二條 第十三條により被徵用の操業者は其の徵用時に従ひ服務機關或は雇用人所得の報酬により勞力の代價を定む

第三十三條 被徵用者の工作が完了した後は原徵用地に復歸せしむべし、但し使用に供したる徵用物は使用完了後元の物主或は占有人に返還すべし

第二十九條の代價の使用給與を除く外其の使用により生じたる損壞或は減少の價值に對して賠償を行ふ

前項の損壞或は價值の減少は日常使用して當然生ずべき結果に非ざるものを限度とす

第二項により返還のものは若し損壞或は減少價值の情形が原物主或は占有人が未だ現場に於て驗明せざるとき返還後五日内に於て徵用權を有する者、徵用區域の行政長官或は徵用權の委託

を受けし者は書面の聲明を提出すべし、但し其の損壞或は減少

價值の情形が五日内に於て發見不能のもの或は其の發見が返還後一月を超ゆるものは賠償を請求するを得ず

第三十四條 左記各項の使用に對しては損壞或は減少價值の情形を除く外賠償を請求することを不得す

一、建築物無き空地

二、牧場

三、森林地

四、私有の街道、弄巷、橋梁及び其の他類似の設備

五、空地の寺廟、祠堂及び其の他類似の公共建築物

第三十五條 徵用せらるべきもの徵用によつて受けし損害に對しては徵用物受領證或は徵用勞力の證明書を發行して後三ヶ月内に賠償すべし

損害の程度を即時確定すること不可能のものに對しては其の賠償金は損害確定の日より三ヶ月内に發給す、但し徵用權者と被

徵用者との間に別に約定ある場合は其の約定による

第三十六條 徵用物の交付地に運搬せる其の費用及び保管費は徵用を實施する者の所屬機關これを支拂ふ、交付の時は徵用權を

有する者によつて償還を行ふ

第三十七條 被徵用者の徵用によつて受ける損害の程度は第二十四條の受領證は第二十五條の證明書發附の時に決定すべし、發行者により受領證或は證明書内に明記されるべき賠償金額は其の損害の程度を徵用物返還の時始めて決定さるべし

返還人により返還の時證明書を出し明載すべき賠償金額は其の損害程度が前項の時に決定されざるものは決定權を有する者により決定したる後通知書に賠償金額を明載して發行す

第三十八條 前條第二項の賠償金の決定は徵用權を有する者が代表して之を爲す、若し徵用權を有する者或は其の代表が徵用地又は損害發生地に不在にして決定をなさざる時は同地の行政長官之を爲す

第三十九條 被徵用者は受領證、證明書或は通知書を受領した後所載の賠償金額に對し不足と認むる時は五日間内に徵用地の地方軍事徵用評定委員會に對し異議を申立つることを得

第四十條 第三十七條の規定によらずして受領證、證明書或は通知書を發行し或は賠償金額の決定を怠る時は徵用せられたる者は地方軍事徵用評定委員會に向ひ補填或は決定の請求を行ふこ

とを得

第四十一條 地方軍事徵用評定委員會のなしたる決定に對し不服なるときは決定書を十日内に高等軍事徵用評定委員に送達して異議の聲明を行ふことを得、但し賠償請求額が三百元以下或は争ふ所の利益が百元に満たざる時は再び異議を唱ふるを得ず、且つ高等軍事徵用評定委員會の決定に對しては異議を申立つるを得ず

第四十二條 地方軍事徵用評定委員會は左記人員に依つて之を組織す

- 一、市縣地方法院或は同等の司法機關の判事或は審判官一名
- 二、市縣行政長官或は其の指定したる代表一名、行政院直屬の市に於ては社會局長に宛て或は其の指定したる代表一名
- 三、所在地の自分より高級なる軍事機關の代表一名、若し同級なるときは公けに推舉せる代表一名
- 四、市縣立法機關の代表一名、立法機關無きときは市縣行政長官の指名したる同地の資産人望ある公民一名を之に代ふ、若し徵用が同業公會の實施せるものは該同業公會の代表一名を之に代ふ

五、同地の商會代表一名

地方軍事徵用評定委員會は判事或は審判官を以て主席となす

第四十三條 高等軍事徵用評定委員會は左記人員により之を組織す

- 一、高等法院或は高等法院分院の判事一名
 - 二、省或は行政院に直屬する市の行政長官或は其の指定したる代表一名
 - 三、所在地の自分より高級なる軍事機關の代表一名、若し同級なるときは公けに推舉せる代表一名
 - 四、省或は行政院に直屬する市立法機關の代表一名、立法機關無きときは省市行政長官により指定したる資産人望ある公民一名を之に代ふ
 - 五、省或は行政院に直屬する市商會代表一名
- 既に地方軍事徵用評定委員會に參與せる者は同一事件に關し高等軍事徵用評定委員會に參與するを得ず、高等軍事徵用評定委員會は判事を以て主席とす
- 第四十四條 第三十九條、第四十條の異議の聲明は地方軍事徵用評定委員會が組織されざる以前に於ては徵用地行政長官に向つ

て其の異議聲明の保留を唱ふる權利を得、第四十一條の再度の異議聲明は高等軍事徵用評定委員會が組織されざる以前に於ては省或は行政院直屬の市行政長官に向ひ其の再度異議聲明の保留を唱ふる權利を得

第四十五條 徵用により損害を受けたる者は第三十五條所定の賠償金發給期開始後或は賠償金額の決定確定されたる後直ちに受領證明書或は通知書或は地方又は高等軍事徵用評定委員會の決定書を市縣政府を経て上級機關に提示し最高軍事機關に對し具申すべし

第四十六條 徵用物の返還は徵用權を有する者或は其の代表が徵用區行政長官或は徵用の委託を受けし者と會同して之を行ふ

第五章 陸海空軍機動演習の徵用

第四十七條 陸海空軍は機動演習を實施の爲め不動産を徵用することを

- 前項の不動産は左記條項を具備する時始めて之を徵用し得
- 一、確實に演習に必要なもの
 - 二、徵用は徵用を受ける者及び其の家族の職業を妨げざるもの
- 或は其の生活上困難を發生せざるもの

三、其の他の方法を以て取得すること能はざるもの

第四十八條 第九條、第十條及び第十一條所列の不動産は之を徵用するを得ず

第四十九條 第四條、第六條及び第二十三條の規定は本章の徵用に之を準用す、但し第六條の但書は此の限りにあらず

第五十條 本章の徵用は徵用權を有する者より徵用書を發行し演習地の市縣行政長官に交付す、市縣行政長官は地方の情形を酌量し自ら或は區長、郷長、鎮長に委託して徵用を實施す、徵用書を受けし或は徵用の委託を受けたる者は徵用の實施前に書面を以て被徵用者に通知すべし

第五十一條 徵用さるべき不動産は演習終了後直ちに徵用權を有する者が徵用書の接受者或は徵用の委託を受けし者と會同し原物主或は占有人に返還すべし、徵用せられたる不動産を返還する時は使用の代價を給與すべし

若し徵用せられたる不動産の一部又は全部が損壞又は毀滅したる時は賠償を爲すべし

前項の代價と賠償の價額は所在地當時行はれたる標準によつて之を定む

凡そ演習により第三項以外の損害を受けたる者は第三項所定の標準により賠償を請求すること得

第五十二條 前條第二項及び第四項の賠償請求権者は徵用不動産の返還或は損害發見の日より五日内に直ちに行ふか或は第五十條第二項の人員を経て徵用権者に書面を以て提出すべし

第五十三條 徵用権者は第五十一條第二項及び第四項の使用代價及び賠償金額に對し其の決定後書面を以て不動産の原物主占有人或は賠償請求者に通知すべし

第五十四條 不動産の原物主或は占有人が徵用を不當或は不法と認め又は徵用代價を過少となし或は損害請求権者が徵用者の決定に不服の時は徵用を受くべき書面通知或は徵用代價又は損害賠償の書面を決定後十日内に所在地の第一審法院に向ひ訴訟提起をなすことを得

第五十五條 前條の提訴は徵用の效力を停止すること無し、但し法院が判決前裁定されて徵用を停止するものは此の限りに在らず

第二十八條但書の規定は前項情形に於て之を準用す

第五十六條 第五十一條の使用代價及び賠償金は徵用地の行政長

官より上級機關を経て最高軍事機關に向ひ支給方を請求するものとす

最高軍事機關は使用代價或は賠償金の受取り請求を受けたる後遅くも一ヶ月内に之を發給すべし

徵用地の行政長官は使用代價及び賠償金の請求を受けたる後遅くも十日内に之を發給すべし

第六章 處 罰

第五十七條 被徵用者は正當の理由無くして徵用を拒絶し或は怠りたる時は一月以下の拘禁又は百元以下の罰金に處す、他人を教唆して徵用を拒絶し或は怠らしめたる者亦同じ

第五十八條 徵用書接受者或は徵用の委託を受けたる者は正當の理由なくして徵用の實施を拒絶し或は怠りたる時は一年以下の有期徒刑、拘役又は一千元以下の罰金に處す

第五十九條 第四條の徵用権者或は徵用の委託を受けたるもの徵用書接受者が徵用を實施する時職權を濫用し第二十四條、第二十五條、第三十七條、第四十五條及び第四十六條の義務の履行を拒絶し或は怠りたる時は五年以下の有期徒刑、拘役又は百元以上三千元以下の罰金に處す

第六十條 第五十條第一項の徵用書接受者或は徵用の委託を受けたる者は正當の理由無くして徵用の實施を拒絶し或は怠り又は職權を濫用し或は第五十條第二項及び第五十六條第一項、第三項の義務を拒絶し又は怠りたる時は拘役又は五百元以下の罰金に處す

第六十一條 第五十條第一項の徵用権者が職權を濫用し或は第五十一條第一項及び第五十三條の義務を怠りたる時は一年以下の有期徒刑、拘役又は一千元以下の罰金に處す

第六十二條 第五十七條、第五十八條及び第六十條により處罰を受ける者及び第五十九條により處罰を受けたる者の第十九條人員は刑事訴訟法により普通法院之を審判す

第六十三條 徵用権者が第五十九條及び第六十一條により處罰を受けたる時は軍事法庭に於て之を審判す

第七章 附 則

第六十四條 本法の施行細則は行政院が最高軍事機關と會同して之を定む

第六十五條 本法施行期日は命令に依つて之を定む
(備考) 本法は民國二十七年七月一日に至り漸く實施せらるゝ

第六編・第一章・第三節 政府各機構の整備

と共に、武漢警備司令部は同年八月二十日軍事徵發令を發し今後軍は漢口、武昌及び漢陽一帶の防備施設構築の爲め住宅、工場或は學校の如何を問はず、總て私有財産を徵發し得べき旨の布告を發した。右布告に據れば第三國外交公館及びこれ等館員の財産並に特に條約中に明記されたるミツションスクール、教會等の財産は徵發を免れるゝも其の他の物件に對しては破棄、改築、占有の如何を問はず廣範なる權限が與へられてゐる。尙ほ右の徵發物件に加へられたる損害に對しては評價委員會が之を査定し政府より補償金が交付される筈であると。

蔣介石は首都南京陥落に先だち民國二十六年十二月六日各級官吏に對し守土衛民の職責を負ひて一切の動作は必ず軍事行動と相互に配合し密接な聯絡を採るべき旨嚴命を發したが、支那軍の連戰連敗に依り各省及び各縣の動搖甚だしく官吏の逃亡益々顯著となつたので、民國二十七年八月一日蔣介石は重ねて各省政府主席並に各戰區司令長官に左の如き嚴命を發した。

蔣介石の守土衛民令

余は昨年十二月六日各省に對し各級地方官吏が勝手に職務を離れ逃亡することを防止する命令を發せることあり。現に日本軍は愈

愈深入りし、戦争は益々激烈となりつゝあるも、地勢及び人事より觀て我方は愈々有利になり來たれり。近く最後の決戦に於て我方が軍政相輔、軍民併力することを得れば日本軍を殲滅することも絶對間違ひなかるべし。特に重ねてこゝに命令する。總て戦區内若くは戦區に隣接する地方の縣長專員乃至其の他地方の責任ある官長は一切擅に治區を離れ、又事故に藉口して縣城を先に離れ或は潜逃するが如きことを許さず。若し附近の高級軍事長官の命令を受けずして擅に退散したものとときは審問し軍法に於て處斷すべし。尙ほ各軍事長官も管轄下の行政官吏に對して和衷共濟親愛相顧し、勝手に遺棄し或は侮辱を加へるべからず。須らく此の國家民族存亡危急の際にあることを察知せざるべからず。すべての我文武官民は均しく生死同命の中にあり、何時何處たるを問はず患難を共にし手足相護の精神を以て我一心一徳の人和を充たせば敵を制するに足る。之を各其所屬に通牒して一體に遵守せしむべし。

戦地守土獎勵條例(二十七年五月一日公布)

第一條 外侮を抵禦するの時戦地の文武官民にして左記各項の一に該當する者は本例に依つて之を獎勵す

- (甲)力を盡して守土し以て危局の挽回を圖りたる者
 - (乙)城牆、堡壘及び其の他の防禦工事を構築し固守不屈、地方を保全したる者
 - (丙)守土死亡したる者
 - (丁)家を毀して守土したる者
 - (戊)損喪或は守土を計劃し功績ありたる者
 - (己)守土により受傷殘廢となりたる者
- 第二條 獎勵の種類左の如し
- (甲)晉 級
 - (乙)官職の授與
 - (丙)紀念坊塔の建造
 - (丁)獎章の頒給
 - (戊)匾額の題贈
 - (己)撫卹金の發給
 - (庚)遺族學費の免除
- 第三條 獎勵の辦法左の如し
- (甲)晉級は文武官及び下士官兵に限る、現任階級を酌予し其の官或は職を晉任す

(乙)授官は武職人員或は之が相當者を除く

(丙)授職は出身學歷が各公務人員の任用規程に合格せる者たること

第四條 獎勵の制限(略)

第五條 獎勵請求の程序左の如し

(甲)第一條の各項の一に該當する者ある時は直屬長官或は縣市政府より事蹟を詳敘し中央最高軍事機關に報告す

(乙)獎人の親屬或は當事者四人以上、或は該地の人民十人以上聯署して直屬長官或は縣市政府に獎勵を請願する事を得

直屬長官及び縣市政府は確實詳查の後前項の規定による

第六條 給獎の程序左の如し

(甲)第二條第一第二兩項の獎勵は中央最高軍事機關の核定後國民政府に呈請し命令を以て之を行ふ

(乙)第三條第三項の獎勵は前項の規定核定後該管縣市政府に於て之を建築す

(丙)第二條第四項の獎勵は中央軍事機關の核定後該管縣市長より本人に轉給す

(丁)第二條第五項の獎勵は中央最高軍事當局核定後情形を酌量

して國民政府に呈請し或は主管長官より頒發す

第七條 本條例の給獎は二種以上の獎勵を與ふるを妨げず

第八條 守土特殊の功助ある者は給獎外に其の事蹟を國史館或は省縣志に修入す

優待出征抗敵軍人家族辦法(二十七年三月一日公布)

第一條 凡そ出征抗敵軍人の家族に對しては其の所在地の縣市政府及び法國は本辦法に照して優待を與ふべし

第二條 本辦法の權利を受くる出征抗敵軍人の家族は直接作戰に參與せる軍人の配偶及び其の直系親族に限る

第三條 出征抗敵軍人家族の優待に付ては各縣市政府に於て抗敵軍人家族優待委員會を組織し之を辦理す

該委員會は各縣市長を以て委員長とし各公法國責任者及び該地方紳耆を以て委員とす

第四條 優待委員會は縣市の出征抗敵軍人の家族の狀況に對し明確に調査し列冊して査に備ふべし

第五條 出征抗敵軍人の家族は法定の賦税を負担するを除くの外各項の臨時捐款を酌量減免することを得

第六條 出征抗敵軍人の家族は勞役に服することを免ぜられ一切

の利益施設の優先享受を許さる

第七條 出征抗敵軍人家族にして左記各項の一に該当する者は保

長、甲長を通じて優待委員會に對し救済を請求することを得

(甲)家庭赤貧にして生活を維持する能はざる者

(乙)病を患ひ治療の力なき者

(丙)死亡者を埋葬する能はざる者

(丁)子女を出産し之を撫養する力なき者

(戊)意外の災害に遭遇せる者

第八條 前條の請求は優待委員會の查明屬實後適當に金錢或は物

品の扶助及び權利の保障を與ふ

第九條 凡そ出征抗敵軍人にして作戰により陣亡し或は重傷を負

ひ殘廢に至りたる時は陸海空軍撫卹條例により撫卹を呈請する

を除くの外其の忠烈なる事蹟を志乘に編入し或は匾碑を給刊し

て之を褒揚す

出征抗敵軍人の家族にして本辦法規定の權利を享受するは其の

子女の成年を以て止む、子女無き者はその死亡を以て止む、配

偶及び子女無き者は其の父母の死亡を以て止む

第十條 救済に要する基金は優待委員會が地方の情形に照して募

捐し責任を以て保管し不足の時は縣市政府に於て省政府の許可

を得て籌集す

第十一條 凡そ出征抗敵軍人或は其の家族にして徒刑處分及び公

權を褫奪されたる者は本辦法の權利を享受するを得ず

第十二條 若し抗敵軍人家族と詐り各種の役を避け負擔の減少を

圖り救済を請求する者は查明を経て縣市政府より懲罰す

第十三條 各縣市政府は本辦法の規定する各事項を辦理するに當

り月列表を作り省政府を経て内政部、軍政部に報告すべし

第十四條 行政院直屬の市に在りては本辦法の規定に比照して辦

理すべし

第十五條 本辦法の實施細則は各省市政府に於て地方情形を斟酌

して訂定し内政部、軍政部に報告すべし

第十六條 本辦法施行後は應徵入營士兵家庭救済暫行辦法は廢止

す

第十七條 本辦法は公布の日より之を施行す

漢奸懲治條例(軍事委員會公布)

第一條 漢奸事件は本條例に依つて處斷す

第二條 敵國或は其の官民に通謀或は協助し左記事項の一ある者

は漢奸として死刑に處す

一、敵國と通合し本國と抗戦せんと企圖せる者

二、暴動を企圖せる者

三、敵軍の爲めに就役せる者

四、敵國の招募せる軍隊或は其の他軍用人工役夫たりし者

五、敵軍の需要に應じ敵軍の爲めに軍用品を購入し或は運輸せ

る者

六、軍情或は機密を偵察或は盜める者

七、敵軍の爲めに通信せる者

八、本國軍人、公務員或は人民を煽動し通叛、通敵或は之と結

びたる者

九、前項の犯人に煽動せられ或は煽動に従ひたる者

十、軍器を製造し得る原料を敵國に運輸或は販賣せる者

十一、金融を擾亂せる者

十二、交通或は通信を破壊せる者

十三、上記各項以外の方法を以て本國の不利を企圖せる者

本條の未遂犯或は本條の罪を豫備或は陰謀せる者は七年以上の

有期徒刑に處す

第三條 本條例の罪を犯せる者は軍法權を有する軍事機關の審判

に歸す

第四條 (省略)

第五條 本條例は公布の日より施行す

修正漢奸懲治條例(二十七年八月十五日公布)

第一條 漢奸事件は本條令に依つて處斷す

第二條 敵國と通謀して左の行爲をなす者は漢奸と見做し死刑或

は無期徒刑に處す

一、本國に反抗せんとする者

二、治安を擾亂せんとする者

三、敵に對し軍隊或は其の他軍用の勞働者役夫を招集せんとす

る者

四、敵に對し軍用品を供給、販賣或は購買運輸をなす者又は軍

器彈藥の原料を製造せんとする者

五、敵に對し穀、米、麥、麵、雜穀或は其の他の食用品を供給

販賣又は購買運輸する

六、敵に對し金錢資産を供給する者

七、軍事に關係ある政治經濟の消息を漏洩、偵察、報告、或は

文書、圖畫其の他物品を盜竊せるもの
八、敵軍案内役に就任或は其の他軍事に關係ある職務に就任せる者

九、公務員の職務執行を阻碍せるもの

十、金融を攪亂するもの

十一、交通、通信或は軍事上の公器を破壊又は封鎖を爲す者

十二、飲料水又は食品中に毒物を投下するもの

十三、軍人、工務員或は人民の逃亡を謀り敵と通謀を煽動する者

十四、前各項の煽動に乗りたる者

第三條 前條の犯罪者を庇護するものは共同正犯とす

第四條 第二條の犯罪を知り乍ら隠蔽して報告せざる者は無期徒刑或は七年以上の有期徒刑に處す

第五條 (省略)

第六條 (省略)

第七條 第二條、第三條の罪を豫備或は陰謀せるものは七年以上の有期徒刑に處す、第四、五條の罪を犯すものは一年以上七年以下の有期徒刑に處す(以下略)

第十八條 本條令の罪を犯し發覺前に自首せるものは漢奸自首條令により之を辦理す

第十九條 本條令は公布の日より實施す

漢奸自首條例(二十七年三月十日行政院公布施行)

第一條 漢奸が發覺前に自首し左記各項の一に該當する者は其の刑を免除し或は其の刑の執行を免す

(甲)他の漢奸を擧げ價值ある重要證據を査獲したる者

(乙)漢奸或は間謀の陰謀策略にして確實に信すべきものを揭發したる者

(丙)敵の機密にして確に我國に利するものを密査せる者

(丁)軍器を携帯して來獻せる者

第二條 他の罪發覺後未だ發覺せざる漢奸の罪を自首せるものにして前條の各一に該當する者は初めの罪の刑の執行を免じ或は刑を緩くするを得

第三條 自首の漢奸にして前二條により免刑或は緩刑されたる者再び漢奸の行爲を爲したる時は初めの罪の執行を行ふの外左記の各項により重ねて處罰す

(甲)其の財産の全部を沒收す

第四條 前條の漢奸にして其の發覺前に於て再び自首したる者は前條列するところの各項の加重處罰を免する事を得るのほか左記に依つて處斷す

(甲)通常自首者は刑法總則の自首減刑の規定を適用せず、但し情狀を酌量す

(乙)自首にして第一條に列記する各項の一に該當するものは其の刑を減刑す

前項の自首人にして刑に處せられたる者既に刑期の二分の一を逾へ確に悔悟の證據ある者は保釋を與ふことを得

未だ刑を執行せざる期間内に於て再び犯罪の惧なき者は其の未執行の刑は既に執行されたるものと見做す

第五條 漢奸の自首は左記の各機關に對して之を行ふ

(甲)軍法權を有する機關部隊

(乙)警察機關

(丙)各市縣政府及び行政督察專員公署

(丁)獨立旅以上の各級政治訓練處

第六編・第一章・第三節 政府各機構の整備

第八條 自首人の配偶、直系尊族及び保證人は戰爭の終結に至ら

以上十八歳以下の者は保證人たるを得ず

市縣政府或は行政督察專員公署に送り暫時收容す、年八十歳

以上十八歳以下の者は保證人たるを得ず

市縣政府或は行政督察專員公署に送り暫時收容す、年八十歳

以上十八歳以下の者は保證人たるを得ず

市縣政府或は行政督察專員公署に送り暫時收容す、年八十歳

以上十八歳以下の者は保證人たるを得ず

市縣政府或は行政督察專員公署に送り暫時收容す、年八十歳

以上十八歳以下の者は保證人たるを得ず

市縣政府或は行政督察專員公署に送り暫時收容す、年八十歳

以上十八歳以下の者は保證人たるを得ず

ざる間は自首人の言行に嚴重督察を加へ次の特權を附與さる

(甲)自首人が國事の言論を發表するを禁止するを得

(乙)自首人と形跡疑ふべき人との來往を禁ずるを得

(丙)自首人の往復信書を檢査するを得

(丁)自首人の移轉或は旅行に干渉するを得

(戊)自首人の讀むべからざる文書新聞等を拘留するを得

前項の配偶、直系尊族及び保證人は若し自首人の違法越軌及び其の他の疑ふべき點を發見したる場合は直ちに市縣政府行政督察專員公署或は原辨の自首せる機關に報告すべし

第九條 前條第二項に記せる機關は報告を接受後自首人を暫時管理督察の後其の確實に悔悛せるを俟ち再び保證人に領回監督せしむ

第十條 自首人の配偶、直系尊族、保證人及び收容機關は自首人に對し法を設けて訓導感化すべし、訓導感化は形式に拘泥せず隨時隨地之を行ふ

第十一條 自首を辦理する機關は詳細なる報告を判決書に副へ所屬最高長官及び中央最高軍事機關に呈報すべし

第十二條 自首人にして漢奸を查緝する能力あり又は之を行はし

第三、漢奸或は漢奸の嫌疑者あらば直ちに當局に報告し以て漢奸の活動を防止すること

四、漢奸に對する制裁は情狀に應じて左記に依る

(甲)民衆を發動して五等親内の祠宇を毀折し其の直系親族の墓を發掘す

(乙)政府に呈請して其の財産を沒收し其の省籍を削除し並に通緝に賞を附す

(丙)全省抗敵團體に通電を發し聲討す

(丁)漢奸の一等親は終身公權を褫奪し其餘の關係者は情狀の輕重により公權を五年以上十五年以下停止す

五、漢奸にして本辦法公布後一ヶ月以内に保證人を整へ抗敵工作に努力したる者は其の罪を免ぜらる

修正軍管區組織規程(二十七年四月下旬公布)

一、軍管區司令は省政府主席兼任を原則とするも必要の時は綏靖主任をして司令を兼ねしむ

主席は副司令を兼任するを得、但し右は各省の事情により全國最高軍事機關之を確定す

一、軍管區は軍政部に直屬し國民軍事訓練事項に關しては政治部

第六編・第一章・第三節 政府各機關の整備

める必要ある時は自首人に相當の生活費を支給することを得

第十三條 前條の場合成績特に優れたる者は中央最高軍事機關に對して獎勵を呈請することを得

漢奸狩りは戰爭の繼續に伴ひ愈々狂的となり、各地の黨民衆訓練部が指導して種々の辦法を公布施行してゐる。民國二十七年四月八日廣東の綏靖公署、省政府、省黨部より公布された左の懲治漢奸根絶辦法は其の最も代表的なものである。

廣東懲治漢奸根絶辦法(骨子)

一、左記の一に當る者は漢奸と認定す

(甲)失地の偽組織に参加せる者或は偽組織の機關に服務せる者

(乙)敵人の間諜に充當せる者

(丙)直接間接に抗敵工作を破壞せる者

(丁)言語文字を散布して直接或は間接に民衆と政府間の感情を離間せる者

(戊)物價を騰貴せしめ金融を攪亂し日貨を賣買運輸し救國公債の勸銷を阻み或は國家兵役に反對したる者

二、家族、郷黨、隣坊は互に相督責して漢奸の發生を根絶するの義務を有す

の管理を受く

一、各軍管區に兵役處、國民軍訓練處、總務科を置く

一、兵役處は兵員の徵募、補充兵の訓練及び管理、壯丁隊の組織訓練、在郷軍人の召集、服役現役兵の處理及び轉役、兵役宣傳事項等を司る

一、國民軍訓練處は全省壯丁の訓練實施、男女少年團の監査等を行ふ

第二章 財政經濟の破綻過程

第一節 對日抗戰準備工作

對日抗戰能力の推定 近衛公爵の「對支政策の基調」は豫て本會機關誌「支那」(昭和十二年一月號)並に東京朝日新聞(同年一月一日)に於て簡明直截に説破せられて居る所であるが、同公爵は幾許もなく大命を拜せられ内閣總理大臣に就任せらるゝに及んでも、其の主張の根本理念は終始一貫微動だもせず、昭和十二年七月二十七日の第七十一議會の衆議院本會議に於て、

支那に於ける排日抗日の氣勢は、其の由つて来る所、其の基く所は極めて遠く且深いのであります。之を一朝にして解消せしめることは極めて困難なる問題であります。併しながら我國と致しましては、今回の事件が幸に局地的解決に依りまして、一段落が付きますと致しましても、更に進んで此の日支の間の根本的の國交の調整に一步を進めなければならぬと考へて居ります。此の國交の根本的調整に付て、先づ支那側をして我國の支那に對する眞意を理解せしむることが第一歩であると考へます。我國の眞意を理

解せしめ、之を支那側に徹底せしむることが最も必要であつて、政府は其の爲めに全力を注いで参りたいと思ふのであります。然らば其の眞意とは何か、帝國は支那の領土に對して何等侵略的の意圖を持つて居らぬのであります。若しも支那側の今日宣傳するが如く、日本に假に支那を侵略する意圖がありと致しましたならば、我軍隊の精銳を以てして今日既に北支一帶は我軍の占有する所となつて居るかも知れないのであります。然るに支那側の有ゆる不信不法の行爲あるに拘らず、隱忍自重して今日まで参つたと云ふことは、即ち我國に領土侵略の意圖がないことを證明するものであつて、此の點は支那の政府は勿論、列國も能く諒解することであらうと思ふのであります。我國の支那に求むる所は領土にあらざして提携であります。提携と云ふことは、日本の利益の爲めに支那を犠牲にすると云ふことではなくして、日支互に平等の立場に立つて相互に相扶け、以て東洋文化の發揚、東亞の興隆に貢獻すると云ふことであると思ふのであります。此の眞意を能く支那側に諒解せしむる爲めに、政府は今後益々努力を致さなければならぬと考へて居ります云々。(速記)

然るに一方支那側に於ては我朝野の對支政策の眞意を理解する能はず、蔣政權は「救國統一、擁護領袖」なるスローガンの下に、國內的には國共合作を完成し、對外的には抗日に向つて國民の意識を昂揚させて行つたのである。即ち國民政府が内外に聲明した國民經濟建設の目標も、實は支那が我日本との開戦を假想して進めてゐたものであり、其の他學生民衆に對する軍事訓練、文學上の國防文學の提唱等々は孰れも準戰時體制下の支那の動向を端的に表現したに過ぎなかつたのである。斯かる意味に於て蔣政權は支那事變勃發前既に對日準戰時體制をとり、特に戰時財政經濟に關する理論闘争の如きは同國の論壇を非常に賑はせ、雜誌、刊行物の如きも「非常時期叢書」とか「國防專號」とか「中日國防對比」とか云ふやうな所謂さわ物が旺んに書店の店頭を賑はしてゐたのである。

而して支那の戰時財政に關する論議の代表的なものとしては、馬寅初(立法院財政委員會委員長として支那第一流の財政經濟學者)並に漆琪生、谷森禹等の主張である。馬寅初は「非常時期の財政問題」を申報其の他に於て大いに論じたが、それ等の主張を綜合すると彼は先づ非常時期を定義附け「第一に準備時期、第二戰爭時期、第三整理時期となし、所謂非常時は此の三時期を總稱するものとな

し、其の範圍は戰時經濟のそれより廣く、現在は戰爭時期に達してゐないが、已に準備時期に入つてゐる」と主張し、更に「非常時期經濟原則は平時のそれとは異なる。平時の經濟原則は甚だ多く其のうち主なるものは自由競争と價格制度であり、一旦非常時になれば自由競争や價格制度の作用は失はれる。現在は非常時第一段階に踏み入つてゐる。準備時期には平時の經濟原則は直ちに之を廢止することは出来ないが、一旦戰爭勃發するや必ず政府の管理經濟が生れる。歐米の大工業國は戰時統制を比較的容易に實行し得るが、若し之を我中國にも移植し得ると考へれば大なる誤謬である。目前中國の情勢よりすれば、大規模の戰爭準備に當り自國の製品のみに依存することは時間が之を許さぬから、今後必要の武器は外國の供給に俟たねばならぬが、戰爭一度發生すれば沿海各港岸は必ず封鎖されるので、如何にして外國の補給を得るかが問題の中心である」と述べ、更に戰時財政の財源としては所得税の徵收を主張してゐる。而して其の理由として第一に紙幣濫發の回避、第二に支那の三大主要財源たる關稅、鹽稅、統稅は何れも戰時には大激減して頼むに足らざることを指摘し所得税、遺產税の如き直接税徵收を主張し、殊に戰時には高稅率に引上げて戰時財政の中心となすべきであると主張して

みる。又支那新進の經濟學徒として最近頗りに賣り出した漆珙生は、中國問題研究會編中國問題研究叢書之二「中國戰時經濟問題」其の他に於て、戰時經濟問題と支那の立場を論じ、馬寅初とは逆に所得税は戰時財政の主要財源たり得ないと斷じ、彼の對策を發表するなどしたりして居るが、支那財政研究者の主張は大體に於て何れも非常なる悲觀論に一致してゐたのである。然るに國民政府に於ては此の現實を無視するといふよりは、寧ろ國內民心統一の政策的見地より着々戰時體制を整ふるに腐心しつゝあつたが、當時國民政府當局側の推定した抗戰能力は何う云ふ見當であつたかと云ふに、之は大體次の論文に依つて窺ふことが出来る。本論文は民國二十六年九月號の「東方雜誌」に魏友棊なる署名を以て「全國戰時財政動員の統計」と題して掲載されたもので、勿論今日となつて見れば事實と相違し問題にならないものが多いけれども、當時國民政府内部の主戰派要人達の考へてゐた財政的戰爭能力の概容は、略ぼ之を推知することが出来ると思惟し茲に引用した所以である。

全國戰時財政動員の統計

(一)前言 滿洲事變以來展開された全面的抗日は遂に現在に至つて居る。其の間各學者は戰時財政問題に關し幾多の論文を發表し

我國の難關を如何に打開すべきかを論じて居る。而して夫等論文の結論は(一)増税、(二)増債、(三)紙幣増發の三方法を採るべしとの主張の外に出でない。然し乍ら現在南北に於ける戦は已に開始され居る爲め、本文に於ては實際上の統計に基づき中國の戰時財政動員の實體に就て考察することにせん。然し乍ら我國に於ては實際上の軍費及び國力の統計を作成することは次の如き理由に依り頗る困難である。

(一)軍隊數及び軍費の實數は國防に關する故適確な統計を得ることは極めて困難である。

(二)戰時に於ける消耗量は、我等は軍事専門家ならざる爲め其の適確な數字を知ることは困難である。

(三)我國の財政收支報告は之を事實通りに作成するは極めて困難である。

(四)國內の資料が發達せず殊に地方に就ての統計は全然皆無の状態である、故に統計的記述には幾多の困難を伴ふ。

次に所謂戰時財政なるものは收支の適合を圖る所謂戰力を養ふものである故、この原則に基き(一)戰時財政に於ては如何に財政支出が増加され収入が減少するや、(二)どの程度の力量を徵發し

得るや、(三)増税、増債、インフレの可能性如何との問題を中心と考察せん。

(二)抗戰費用の統計 世上學者達の我國現在の財政に對し批評をなす場合は一様に悲觀の見解を開陳して居る。其の見解の根據は我國財政の主要収入が關稅、鹽税といふが如き消費税に依存し居ると言ふ事であり、従つて戰事發生せんか之が動搖を招來すると言ふに在るが、我國に於ては平時に於ても密輸入は國內購買力の減少といふが如き原因より屢々打撃を受け居る故、其の戰時に於ける影響には、さまで神經過敏になる必要を認めぬのである。其の支出方面を見るに七〇%以上は軍務費及び債務費にして國民經濟上より觀れば寸毫も價値なきものである。收支の不合理、豫算の不均衡を整調するものには擧債の方法がある。然し乍ら擧債は將來の收入を宛にせる支拂であり、又來年度債務費膨脹の原因でもある。斯くて之等が因果となり財政の前途を悲觀的にならしめる。戰時に於ける軍費の支出は當然増大し人民の消費力量は減退する故、消費税の減少するも之亦當然である。斯くの如き状態が若しも不變であるならば赤字財政の増加も當然である。依つて如何にして赤字を補填し對外作戰力量を減少せしめざるかは徵發

し得る全國の財力及び物力の統計に依り之を知り得るであらう。

我國の對外作戰は如何に軍費を増大せしめるであらうか、侯樹彤氏は歐洲大戰の經驗に基き三十億元の軍費は一年以上を維持するに足ると述べて居る。同氏に従へば、毎月の戰費は三億元に近く一日約一千萬元の計算になる。又 Bossert 氏の War Costs and Their Financing に依れば歐洲大戰は延日數一千五百餘日、双方動員人數合計一千五百萬人で消耗戰費は二〇八、三〇五百萬米弗に達して居り、其の計算よりすれば一日平均一三四百萬米弗を一人一日二・〇六五米弗(國幣三元を米貨一弗計算を以てせば六元二角に當る)を消耗せることになつて居る。

更に我國軍隊人數を見るに海、空軍人數は少きも陸軍は世界第一位にして、中國年刊の調査に依れば二百卅八萬人、支那要覽統計に依れば二百二、三十萬であるが、之等を綜合するに二百卅萬人見當である。假に戰時の人數が増加せぬものとし且つ軍費も同様であると假定せば、即ち一日の軍費は一千四百萬元、一ヶ月には四億二千萬元となる譯である。又張一凡氏の統計に依れば我陸軍下級軍人の月給は平均十四元である故(實際は良くて八元程度、安いのは四、五元である)即ち各人一日の軍費は四角七分に過ぎ

ないのである。

又日露戦争當時の例を見るに日本軍人の戦時給與は平時の三倍なる故、各人一日の所要給與は一元四角一分となる。この比例に基き若し二百三十萬人が動員されるとせば一日の所用高は三百二十四萬元、毎月の所要費は九千七百二十九萬元となるが、消耗戦を其の特質とする現代戦ではこの高を越ゆる事はあつても減少する事は無いと思はれる。又張氏の説に依れば歐洲戦當時の獨英佛露四ヶ國の動員人数は平時に比して四・四二倍に増加せりとのことで、我國の戦時動員数も將來この數に増加するとせば更に費用の増大を來たすであらう。

我國の常備軍は最近殆んど動員の大勢にあり、假に人数が二倍となれば毎月の消耗費は二億元弱となる。最近日本は上海事變の勃發により廿億圓の豫算を通過せしめたが、之を一ヶ年の軍費と見るならば毎月の軍費は二億圓内外であり、又半年の軍費とすれば毎月三億圓内外となる譯である。各方面の統計を綜合するに我國の軍費は毎月三億元見當と思はれるが、抗戦後期に於てはこの數字が遙かに増大するであらうことは良く了解し得る所である。

(三)徴發し得る國力の統計 戦争に必要なものは三M、即ち Man

Money Munition である。我國に於ては Man 即ち人には不自由せぬが最も缺けざるものは軍器 (Munition) で之が補給の道は即ち金 (Money) である。然しながら言ふ金とは外國より軍器を購入するに足る金銭即ち現金で紙幣ではない。現金及び現金は外國の債務を支拂ふに足るもの即ち (一) 生金銀及び其の製品、(二) 外國貨幣及び外國貨幣に依る債權、(三) 海外投資の三者である。

其處で我國にはどれ程の金と銀があるかとの問題になる。この點の精確な統計は未だ見受けられざるも先年のシルバー・ラッシュに於てカーン氏は全支の在銀高を三十億元と發表し、中國銀行經濟研究室の統計では二十二億元と發表され、馮柳堂氏の發表に依れば、光緒十五年 (一八八九年) より民國二十四年の第一季に至る四十六年間に銀の純入超は一、〇四一、八二九千元に達し當時の在銀高は十億元内外との事であり、斯くして各方面の資料を綜合するに十五億元内外の在銀があるものと思はれる (銀行界の有力者王伯元氏の雲南邊境視察談に據れば同方面の住民は平均一人六百兩見當の銀飾品を所有して居つたとの事である)。然し乍らこの十億元以上の現銀にして政府の手中にあるは極く僅かに

して其の高は三億五千萬圓内外と思はれる。今民國二十六年六月現在の政府銀行の現金準備高を見れば次の如し。

銀行名	現金準備高
中 央	二四三、五五八千元
同上關金券の準備	九一八千元
中 國	三一五、二二七千元
交 通	一九一、八四一千元
中國農民	一六五、八九二千元
合 計	九一七、四三六千元

右九億一千七百餘萬元の現金準備の内容は我國現行準備制度に依り銀、金、外國爲替であり、而して現銀の占める率は紙幣發行高の二十五%を最小と規定されて居る。故に當時の紙幣發行高は十四億元であつたから之に對する現銀準備は少くとも三億五千萬圓であるが、この内には關金券に對する準備及び銀樓で使用し居る飾銀類等は含まれてないのである。

次に我國に於ける金 (Gold) の在量に就て見るに、從來我國は金の輸出超過國であつたが幣制改革以後暫く入超を出現するに至つた。我國内の在量に就ては未だ適確な資料が見當らぬ。カーン

氏は嘗て上海の標金 (Gold Bar) の在量は四萬條なりと記した事があつたが、同標金一條の價値を一千元とすれば上海の在量量は四千萬圓となる計算になる。我國の金は未だ政府當局には十分集められず、其の多くは民間に飾物として保有され又結婚時の贈物として良く用ひられて居る。我國の人口の八〇%は農民であり、全人口を四億五千萬人とすれば農民以外の人口は九千萬人である。假にこの九千萬人が各人一錢の金の飾物を有するとせば全國の黃金飾物の量は九百萬兩、即ち約九億元に達するのである。

次に民間に保有されて居る外國貨幣及び外國證券の量を調査するに、之とても亦適確に知る方法がないが、侯樹彤氏の報告に據れば幣制改革後の海外逃避資本は二、三億元を下らなかつたとの事である。又今次上海事變勃發當時外國爲替に逃避した資金は七千萬圓より一億元にも達せりとの事である。この外國證券の保有量に就ても確實な統計を入手することは困難であるが、民國二十四年度來の四行儲蓄會の營業報告を見ると、其處には有價證券三五、一八四千元となつて居り、其の内、外貨證券は四五%即ち一五、八三三千元に達し居る事が判明する。又同期の上海銀行の營業報告中の有價證券保有高は六、六三三千元

其の内、外貨證券は八%五三二千元に達し、又上海某有力錢莊の保有有價證券六千萬元の内、外貨證券は三八%即ち二三萬元に達してゐる。之等の事實より吾人は我國金融市場中、外貨證券が重要な位置を占め居る事が判明するであらう。更に全國重要銀行の有價證券保有高は民國二十四年末に於て金城銀行の調査に據れば五八六、四九五千元に達し居るが、其の大部分は内國公債である。若し其の内二〇%が外貨證券であるとするならば、外貨證券の總高は一億二千萬元の巨高に達するのである。この外錢莊、私人及び地方の重要ならざる銀行の手持外貨證券を加算すれば其の合計高は二億元を下らぬものと思はれる。

次に我國の海外投資狀況に就て考察せんに、我國の海外投資は殆ど無く、假にありとするも其の高は僅少にして且つ適當な統計が無い。然し乍ら毎年華僑より送金さるゝ金は我國の準海外投資收入と見做す事が出来る。毎年の華僑送金高は吳承禧の「最近五ヶ年間の華僑送金」なる一文中には一九三一年より三五年に至る五ヶ年間に於て最高は一九三一年の四三二、二〇〇千元、最小は一九三四年の二三二、八〇〇千元であり平均は三一九、八四〇千元なりとの事であり、故にこの點より觀れば我國が海外より徵發し

得る収入は毎年最小限度三億元以上と看做し得る譯である（この中には徵發し得る財産が含まれて無いは勿論である）。

以上の記述に依り我國が收集し得る財力は現銀十五億元、現金十億元、外國貨幣並に外國證券五億元、毎年の海外收入三億元と都合三十三億元と計算される譯である。この高の財力は全面的抗戰を一年以上維持する事が出来る外、若しも戰局が局部より漸次全國に擴大するならば、其の動員人數に比例して一年乃至二年以上を維持するに足るであらう。以上の如き財力と物力の集中徵收をなすに當つては吾人は政府が一種の特種證券を發行し、夫を以て此の種財力を買上ぐべき事を主張するものである。此の種特種證券の額面は生金銀を以て單位となし、戰爭終る時に於て政府は之を原價を以て買上ぐべきである。

斯くせば通貨の膨脹を避け又國家に貢獻し得る譯であり、又は中央銀行が法幣を以て買上ぐても頗る自然的である。

一方法幣の發行準備金を軍費に使用するに至つては全國的驚愕を惹起するやも計り知れぬが、其の實は通貨管理を適當に行ふことにあり、準備の有無は影響なき所で、事實執行の我法幣準備の狀況を觀るならば果して其の全部が國內にあるであらうか。

(四) 如何に戰時財政を調達すべきや 以上の記述に依り我國の財力を以てして長期の全面的抗戰が可能なる事が判明し、戰費の特殊支出はこれ等財力を以て行ふことが出来る譯であるが、實際問題として我國の巨高な軍隊の給與は經常的のものであり、諸外國の如く戰時と平時の比例を以てしては其の計算は困難となるのである。戰時財政の調達に當つては之等の從來の収入に多少の萎縮は見ても支出は増加の可能性のみある故、更に新たな財源の檢出方法を考慮せねばならぬのである。

從來の収入中第一位なのは關稅であり、民國二十六年度十億元の總收入中三七%三億四千萬を占めて居るのである。戰時に於ける關稅の収入は、輸入貨物の減少の爲め甚だしきに至つては其の全部が無收となる事もあるのである。其の第二は鹽稅であるが、之は全收入の二三%即ち二億三千萬に達してゐるが、現在鹽田は全部破壊された譯でもないから、適當な高が維持出来るであらう。其の第三は統稅であるが、之は言ふまでも無く商品に對する消費稅であり、其の高は一億七千萬に達し總收入の一八%を占めて居るが、戰時に於ける國民の消費力は減少し各工場の開業不可能となる故、其の収入は當然減少するであらう。この外比較的

重要なものは國有事業の収入で二千三百萬元、所得稅收入は二千五百萬元、酒煙草稅は二千萬元に達する。然し之等收入の六〇%は戰時の爲め既に打撃を受けてゐるから、全收入豫算十億元中實際の収入を見るは四億元内外に止まるであらう。

次に支出方面を見るに民國二十六年度豫算中其の第一位は軍務費で三億六千萬元即ち全高の三九%を占め、之に次ぐものは債務費の三億二千萬元で兩者の合計は總額の七〇%以上に達して居る。この外比較的重要な建設費の七千萬元で總額の七%を占めて居る。この外多くの政務費があるが、支出の九〇%は生産的支出に非らず、更に戰事發生以來、軍務費は飛躍的に増加をなし、收入は之と對照的に減少して居るが、我等は斯る狀態裡に於て如何にして軍務費を調達すべきであらうか。時局に依り財政收入の減少は事實であるが、但し十億元の全豫算中軍務費を計算より除けば六億四千萬元前後の必須支出がある。この必須支出の半分は債務費であり、更に之を控除せば殘高は三億二千萬元になる。今日我國の内債は元、利を合して二十億元、外債は約二十五億元に達して居るが、若しも前記の債務を戰時なるが故に其の元利金の支拂を中止するならば三億二千萬元の債務費の支拂は之を全部節約

する事が出来る。一步譲り日本債の利息のみ支拂ひ元金の償還を行はぬとすれば、年利六分計算とせば一年の支拂利息高は僅か二億七千萬元であり、四分計算をなせば年一億八千萬元に過ぎぬ。又内債は元利共其の支拂を中止し外債の利息のみ四分計算で支拂へば僅か一億元を以て足りるのである。右の如く全豫算中軍務費及び債務費を除けば必ず支拂はねばならぬ金は三億二千萬元であり、更に債務費を一億元乃至二億元程度は其の支拂を調節すれば支拂豫算は四、五億元に止める事を得る。斯くすれば我國の支拂力量は尙ほ十二分にあると言ひ得るのである。依つて吾人は當の軍務費を如何に調達すべきであらうか、特殊の支出に對しては吾人は次の如き方法に依り資金の調達をなし支拂をなせば良い譯であるが、夫でも支拂には不足を生ずるであらうから、斯かる場合には以上記述の如き統計に基き財力を徴發し之が支拂に當つれば良いのである。其處で吾人は以下新たな資金調達法を考究せん。

(イ) 舊税を加徴すべし(省略)

(ロ) 新税を徴收すべし(省略)

(ハ) 債券を募集すべし 我等が主張する舉債辦法は一種の短期小額公債の發行である。國民の誰しもが其の力量を以て購買し得る

所のもので無ければならぬ。現在已に五億元の救國公債の發賣を見て居るが、之は全國の預金高數字を基礎として發行されたものである。即ち金城銀行の調査に據れば民國二十四年度末に於ける全國の預金總高は三十四億元であり、若し全国各地の調査洩れ預金を合算すれば其の高は現在少くとも四、五十億元に達するであらう。之等預金には毎年利子が付くが若し毎年預金高の十分の一とすれば四、五億元に達する譯である。救國公債發行後僅か半月にも達せぬ内に華僑より多額の買入れあり、又中國銀行と其の所屬機關に於て二千萬元を買入れ、この外各機關、個人が續々買入れをなし居るはこの間の消息を物語るものである。これを以て推測すれば開戰第一年以内に於て五億元の救國公債を完募せしめる事はさう難事でもあるまい。この他國外の金融市場で公債を發行するとせば我國の抗戰力量は更に増加する譯である。

(ニ) 紙幣増發問題 一般人の最も心配するのは戰時に於ける紙幣の増發問題である。即ち紙幣が増發されば通貨の膨脹を招來する怖れありと言ふのであるが、其の實、戰時に於ては各種物品購入の必要性擴大するが故に通貨の膨脹は當然である。即ち上海事變勃發するや市面流通の紙幣は不足を來たすに至つた。故に若し

需要の増加に伴ひ紙幣の増發を見るならば決して獨逸の二の舞を踏む怖れは無い。然し通貨の膨脹には制限があり、其の點の見極めは頗る困難なるも其の處置こそ同問題の最要の鍵である。

以上述べ來つた収入増加の方法は長期抗戰に對應するには不可避的のものであり、これ等の方法以外に適當な辦法があるであらうか、蓋し特殊支出には特殊的徴發をなすのが最も妥當な方法と信するが故である。又一方豫算中の經常支出の方面を見るに、其處には更に幾多の減少し得べきものがある。即ち例證せば政務費、黨務費等戰時に於ては相當節約する餘地があるのである。我國財政上の病態は決して先天的のものに非ずして後天的のものである。依つて今次我民族の死活を決定すべき秋に遭遇せる以上、全國民は擧げて其の所有力量を發揮し國家を擁護すべきである。且つ戰時に於ては更に財政上の脅威加へらるゝ爲め、革命非常手段を以て生路を切り開かねばならぬ。戰時に於ける財政調達の任務完了せば我國財政を革新的に完成する輝ける日が到着せることを意味する譯であり、我等が戰時財政に就て樂觀する所以も實に茲にあるのである云々。(東方雜誌より)

準戰下の財政經濟對策 前述の如き貧弱なる財政狀態と未完成

なる經濟建設の道程に於て、日支兩國の正面衝突の危機を想到すれば國民政府の首腦者が何よりも先づ其の國力、民力の涵養を計らねばならぬと考へるのは當然である。黨國の長老にして知日派として知らるゝ汪兆銘の如き極力此のことを主張し來つた一人である。現に彼は中央週報に於て、

武力を以て失地を回復せんと計ること、それだけではまだ充分ではない。失地を回復せんとすれば、如何しても先づ國力を充實せねばならぬ。蓋し武力はたゞ國力の一部に過ぎず、且つ武力の充實は國力の發展の結果であり、國力にして發展しなければ、武力も充實され得ないからである。今日武力の充實に注意すべきは論を俟たないが、就中國力の發展に全力を注がねばならぬ。これこそ救亡圖存の根本辦法である(「中央週報」第六十二期)。國力と民力とはすでに不可分離の關係にあり、今日救亡圖存の途は先づ國力を充實するにある。國力を充實せんと欲すれば、國民の生産力の發達を措いて外に方法はない(「中央週報」第二七一期)。

と主張してゐるのである。然るに日支情勢の逼迫と共に、斯かる主張は寧ろ手緩しとし、更に急激なる主張が起つて來た。例へば余醒民の次の如き主張である。

中國が現在當面せる環境は、中國をして最後の犠牲を拂はざるを得ざらしめてゐるのである。蓋し、「背城借一」最後の一戦に向は萬縷の望みを囑し得るが、もし戦はずして亡ばば、中國の歴史をも共に亡ぼすこととなるからである。然るに現下の危機は既に焦眉の急を告げ、敵人は既に堂に昇り、室に入らんとしてゐる。悠揚として長期の準備を欲しても、勢ひこれを許さない。故により必要のものでも、國防に關係なき建設は一切これを抛擲し、全力を擧げて國防に注中し、抗敵即建設としなければならぬ。

其の結果、實際問題としては、「民生」とは名のみにて實は之を犠牲とし、銳意國防建設が進められるに至つた。斯くて民國二十六年二月の三中全會に於て決定された經濟建設五ヶ年計畫は、實は此の目的をもつ具體的國防案であつて、支那の經濟現狀には不相應に尠大な二十億の豫算を、然も大部分外國借款によつて、強行せんとする非常手段に出でんとしたのである。五ヶ年計畫の主力が重工業、就中軍需工業の建設及び其の内地移轉並に龍大なる國防鐵道及び公路建設に注がれてゐたことは此の點から見て注目すべきである。かの蔣介石の鐵道五ヶ年計畫案なるものは總延長八千三百三十九哩（年平均一千六百三十九哩）に及ぶ龍大な計畫であつて、之が完成の曉

には、既設の粵漢、京漢、津浦、京滬、滬杭甬及び浙贛の各線と合して、成都を基點とし、之を重慶、貴陽、昆明、廣東、南昌、杭州、寧波、南京、武漢、西安、鄭州、徐州、海州に結び支那に於ける政治、經濟、國防上の重要都市が總て之によつて連絡されることとなる豫定であつたのである。而して斯くの如き情勢を反映して、國民政府は最近一兩年來盛んに準戰經濟政策を唱導すると共に、具體的に種々なる準備が進められてゐたのである。即ち其の準戰工作の主なるものを示せば略ぼ次の如きものであつた。

交通の建設 戰時に於て交通の重要なものは勿論であるが、就中日支戰に於ては海岸封鎖といふ一大危険がある。そこで支那に於ては軍需物資の輸入及び内地に於ける輸送上、鐵道及び公路交通に俟つところ特に大なりとして鐵道、公路、航空路及び電信電話等各般の交通建設に大いに努力が拂はれたのである。

經濟機構の調整と産業の改編 戰時國家の産業經濟統制管理の頗る困難なるに鑑み、國民政府は經濟機構の調整及び産業の改編の必要を高唱し、經濟建設に就いては先づ農業建設に於て技術的指導、水利の改良及び農村合作法の獎勵等によつて、農産就中食糧生産及び棉花等の工業原料生産の増加を計り、食糧及び原料品の輸入を減

少し、戰時に於けるこれ等の物資の輸入杜絶を見越して自給自足を計らんとすると共に、農村合作社の普及及び農本局の設立等により農産物の生産供給の統制に便ならしめんとした。次に工業方面に於ては、支那は重工業の建設によつて過去に於ける工業建設の跛行性を克服せんとし、特に準戰時期の必要に應じて軍需工業の建設に邁進せんとした。例へば民國二十五年專賣特許法を制定し、別に工業獎勵法を公布して、特殊産業經營には一定地域に於ける製造獨占權を賦與し、關稅の減免及び國營交通機關の運費割引等をなし、其の結果、機械工業方面では中央機器廠の擴張、廣東鋼鐵廠の設立計畫、酒精工業、製紙工業、化學工業方面の建設を見ると共に、更に戰時に於ける海岸封鎖と沿海各地に於ける戰禍を見越して、奥地に於ける軍需工場の新設及び既設軍需工業の奥地移轉を計畫しつゝあつた。

食糧及び不足軍用資材の貯藏 戰時の必要に對して食糧品及び不足軍用資材の貯藏は何れの國の準戰對策に於ても行はれてゐる所であつて、石油會社に對する強制的貯藏命令、ニッケル硬貨の使用によるニッケルの貯藏、常平倉の設置による米穀貯藏の如き周知のとであるが、國民政府に於ては食糧不足の爲め年々多量の糧食輸入

を仰いでゐる現狀に鑑み、戰時に於ける此の缺陷を補はんと企圖し、食糧生産の増加の爲めに荒地の開墾等をなす外、金融合作社の獎勵により銀行資本を農村に誘導し、農業倉庫設定の勸奨及び農本局を各地に設け直接金融、倉庫及び運輸販賣事業を經營せしむると共に國防的、軍事的見地より國內資源に對して統制を加ふること、

なり、民國二十五年全國經濟委員會を軍事委員會管轄下の國防委員會に移管し、之を資源委員會と改組し積極的統制を加へたのも全く此の目的に出づるのである。

前記の如く國民政府は極力準戰經濟對策を整備すると共に、萬一の場合に處する財政的難關を如何にして打開支持すべきかに就いて慎重考究した結果、蔣介石は財政部當局に對し戰時財政計畫の樹立を命じ、其の結果作成されたものが所謂「國民政府戰時財政工作綱要」なるものであつて、其の内容は略ぼ左の項目に分たれ大體の方針を指示してゐる。

戰時財政工作綱要

一、金融問題

(一) 通貨

(甲) 舊制硬貨及び地金銀

- (イ) 現有國內硬貨數量の調査及び安全保守方法
- (ロ) 硬貨及び地金銀の臨時處置或は轉賣の準備
- (ハ) 地金を國有にする可否及び國有にするにせよば如何なる手段を採るべきやの研究
- (乙) 國內及び國外の外國銀行會社に保管せられたる私人及び團體の地金徵用の可否及び其の方法
- (丙) 紙幣
 - (イ) 事變勃發後の法幣使用の可否及び別に軍用庫券を發行すべきや
 - (ロ) 若し法幣を繼續使用するにせよば準備割合を四、六の割合を維持するの是否得失
 - (ハ) 若し軍用庫券を發行するにせよば如何なる準備を要するや、而して軍用庫券の準備金と法幣との關係を如何に規定するや
 - (ニ) 法幣或は軍用庫券の購買力を如何にして維持せしむるや(主要物資の價格を如何に維持せしむるや)
- (二) 爲替
 - (甲) 國際爲替

- (イ) 對外爲替を如何に管理し資金逃避を防止すべきや
- (ロ) 國民の外國銀行に對する爲替賣買の取締の法律の發布及び外國政府に對し之が協力を要求する具體策
- (ハ) 治外法權を有する外國人の外國銀行に對する外國爲替賣買取締辦法の有無
- (ニ) 爲替安定を物々交換にて行ふ辦法
- (三) 金融機關
 - (甲) 內國
 - (イ) 預金引出を如何に制限するや(引出回数及び其の金額の限度)
 - (ロ) 預金貸出の外國銀行紙幣を如何にして徵用代收すべきや
 - (ハ) 如何にして資金を全面的に運用し國家需要及び市面維持に對處すべきや
 - (ニ) 各市各省の銀錢業者を如何にして各自聯合し政府商會同業公會と聯合呼應せしむべきや
- 二、債務問題
 - (一) 內債
 - (イ) 減縮の程度如何(中央及び地方別)
 - (ロ) 中央の各省市補助費を如何に加減するや
 - (ハ) 各省市は如何に中央に協力するか
 - (ニ) 臨時豫算の編成
 - (二) 軍費
 - (イ) 非常時期の豫算
 - (ロ) 資源の準備
 - (ハ) 糧秣の準備
 - (ニ) 其他特別支出の準備(後方援助及び賑濟)

- (イ) 現行內債の元利償還に變更を加ふるとすれば如何なる規定を要するや
- (ロ) 新規公債の基金を如何に準備し之を發行するや
- (ハ) 財政部以外の各機關によりて發行せられたる債券の基金を如何に集中するか、而して其の元利償還辦法變更の可能性の有無及び辦法
- (ニ) 中央保證の省市地方公債を如何に處理すべきや
- (一) 外債
 - (二) 賠償金
 - (イ) 現行賠償金を如何にして支拂延期を行ふや
 - (ロ) 無宣戰にして事實上の交戰國の政府及び個人の我國に於ける債權債務の法律上の地位の研究
 - (ハ) 新外債擔保品の準備及び接渉
 - (ニ) 本國私人或は團體と外國私人團體との債權債務の調査研究と其の利用方法
- 三、經費問題
 - (一) 政費

- (イ) 關稅に關するもの
 - (イ) 臨時新稅則の研究
 - (ロ) 輸入貨物の制限
 - (ハ) 收入減の分析的豫測と其の彌縫方法の有無の研究
 - (ニ) 密輸防止の嚴重なる單行法規
 - (ホ) 海關管轄區域の新分畫
 - (ヘ) 貨物代徵辦法の研究
 - (二) 統稅に關するもの

- (イ) 軍用品の減免
 - (ロ) 税署の移動及び其の配置
 - (ハ) 貨物代徴辦法の研究
 - (ニ) 特殊貨物の輸出奨励
 - (三) 鹽税に關するもの
 - (イ) 税率の研究
 - (ロ) 産量需要の豫測
 - (ハ) 集積地點と數量
 - (ニ) 分配輸送の方法
 - (四) 印花税の加徴
 - (五) 地方税収に關するもの
 - (イ) 田賦の賦加
 - (ロ) 營業税の賦加
 - (ハ) 戰時利得税の準備
 - (ニ) 其他地方税収加徴法の研究
- 五、物品食糧問題
- (一) 食糧品に對する産額、購買、徵用、貯藏、運輸及び輸出制限の管理方法
- (一) 石炭、石油の購買契約の訂結、運輸貯藏分配集中等の管理方法
 - (二) 人民生活必需品の輸入及び生産奨励輸出制限の研究
- 六、臨機應變の措置問題
- (一) 重要案件物品の點檢
 - (二) 貴重品、紙幣、有價證券等の目錄の編製
 - (三) 臨時輸送、移轉及び銷燬の準備
 - (四) 各主管機關の看守護送保管人員の指定訓練
 - (五) 主管機關は各種章則規定辦事綱要等の袖珍本の調査
 - (六) 運輸方法の準備
- 七、人事問題
- (一) 部内及び所屬人員の事變に對應し後方に於て工作し得る技能或は學識經驗者の登記及び訓練
 - (二) 部内及び所屬の人員にして其の職掌以外の各種財政上の經驗能力を有する者の考査登記
 - (三) 一―二項人員の分配及び調査計畫
- (備考) 右「戰時工作綱要」は這回皇軍の南京攻略に際し支那側より押收したる文書により更に確認せられた。

第二節 戰時下の財政經濟

蔣政權の戰時財政 蔣政權の戰時財政状態は左の通りである。
抗戰一年間の財政状態 支那事變勃發後既に滿一ヶ年を経過し、今や漢口陥落を前にして最も重大なる第四期に入らんとし其の財政經濟的斷面は益々重要性を持つこととなつたが、果して蔣政權の財政状態は如何なる現状にあるか。云ふ迄もなく現在支那の財政は事實上破産に瀕してゐることは中外の等しく確證する所であるに拘はらず、蔣政權は依然として長期抗戰に堪へ得べしと豪語してゐる。即ち開戰後國民政府から發表された財政上の重大聲明が二つある。其の一は國都南京陥落後一ヶ月を経過した民國二十七年一月十九日、孔財政部長が發表した「支那戰時財政説明書」であるが、之は殆んど具體的數字に觸れない抽象的のものであるから省略する。其の二は事變一週年記念當日、漢口で發表された孔部長の「抗戰一年の國民政府財政」で、其の内容は略ぼ次の通りである。

孔財政部長の財政報告

金融安定對策 中國財政は近年整理され、各税收入は増加して民國二十五年(一九三六年度)の豫算は略ぼ均衡を得るに至つて

ゐた。然るに蘆溝橋事變以來國防工事と軍用糧銀の調達は繁忙となり、戰局の擴大と共に軍需の調達は愈々困難を加へた。元來財政と軍事は密接不離なるものであるから、財政部は非常事態に應じ、抗戰力を増強する爲め戰費 支辨を統一し、重工業の振興、荒地の開拓、移民墾殖を圖り、又後方金融を安定して農工商業の發展を扶助し、輸出貿易を促進せしむるに全力を注いできた。而して右の中最も重要なものは、國內金融の安定 農工業發展の扶助である。そこで不必要の消費を節し、資金の逃避を防止する爲め最初『金融安定辦法』を施行し、農工商業の發展を扶助する爲め、中央、中國、交通、中國農民の四銀行をして聯合辦事處及び各銀行の地方分支店を設立せしめた。そして『内地聯合融資辦法』を制定し、右四行をして各重要都市に『融資委員會』を設立せしめ、各業への資金融通を圓滑ならしめた。又一方日本側が北支に準備銀行を設立して新紙幣を發行し始むるや、之に對抗すべく民國二十七年三月十二日『外國爲替購買辦法』を發布して中央銀行本店に外國爲替業務を統一し、以て内外正當商人の需要にのみ應せしめた。六月一日には各地銀行公會の主席政府系四銀行の分支店及び各省銀行の支配人を集めて會議(所謂

漢口銀行家會議)を開催し、本位幣及び補助貨規則の施行を決定して今後の金融政策に協力することゝなつた。
 尙ほ輸出入貿易を調整するため『貿易委員會』をして各地の運輸機構を改善せしむる一方、主要特産物を買集めて輸出せしめたので其の効果は見るべきものがあつた。そこで『輸出爲替辦法』を改訂して外國爲替を集中し、以て國家の經濟力を増進するに役立たしめた。又湖南の茶、四川の羊皮、甘肅の羊毛、浙江の生絲、萬縣の桐油を増産するため各廠の原料購入、資金融通に援助を與へた。

税制の改正 税制の重なる改正左の通り。

(一)關稅方面 關稅は言ふ迄もなく國稅收入の大宗であるが、その收入は戰爭以來激減した。そこで民國二十六年十月一日轉口稅を改正して、凡そ民船、鐵道、公路に依つて運輸されるものの中、統稅及び煙酒稅を支拂つたものゝ外は總て轉口稅を課することゝした(従前は外國船に依り運輸されるもののみ課してゐた)。但し肩に擔いだる零細な荷物及び稅金二十五仙以下のものは免稅とする。其の他一般救護藥品、醫療機械は輸入稅を免じ、軍用品、銅、鐵鋼、鉛等の金屬及び米、麥等の雜穀類は輸出禁止とした。

(二)鹽務方面 食鹽は國民生活上緊要のものであるが、平時は商人の金融上の理由に依り消費地のストックは大抵數ヶ月分を出でない。この事實に鑑み一昨年(民國二十五年)より沿海各産區の生産を促進し、奥地の各所に移送して貯藏せしめた。従つて抗戰一年の間食鹽の缺乏には左程困らなかつたのである。

(三)統稅方面 統稅、釐稅、印花稅、煙酒稅は歷年の改正により増收しつゝあつたが、事變勃發以來海岸及び内地諸省市の商品の動きが停滞したので稅收は大打擊を受けた。依つて昨年十月、十一月には非常時印花稅辦法、土酒稅、煙酒稅を施行すると同時に統稅區域を雲南、新疆、西康、青海等の各省(從來は統稅區に編入されてゐなかつた)にも擴大し、以て劃一稅制を施行した。

(四)所得稅方面 一昨年十月創設以來比較的順調に推移してゐたが、今度の事變で商工業が大打擊を受けたので營利所得は激減したが、奥地徵稅官吏を充實して徵稅に努めた。

(五)地方稅方面 各省地方財源の主たるものは田賦と營業稅の兩種であるが、戰區内の人民は塗炭の苦しみを受けたに鑑み、戰區各省の被害狀況を調べて二十五年以前及び二十六年の田賦を減免し救濟を圖つた。

公債の發行と外債の償還 以上の諸方策を以てしても尙ほ戰時財政を賄ふことは出来ない。凡そ軍費調達の方法には(一)増稅及び新稅の創設、(二)紙幣の増發、(三)内外債の發行の三があるが然し沿岸は封鎖され、戰區は擴大して、各地商工業の苦境は全く救濟に達しない有様であるから、此の上負擔を加重し又紙幣膨脹に依つて金融を紊亂せしむることは到底出来ないことであつた。そこで公債發行に依るより他ない譯であるから、事變當初五億元の救國公債を發行し、次いで事變第二段階に入るや二十年金公債(二億海關金單位、一千萬英鎊、一千萬米弗)及び二十七年國防公債五億元を發行した。

また一年來政府發行内外債の擔保たる稅收は減少を免れなかつたが、政府公債の信用を維持する爲め、今日迄非常な困難を忍んで元利の償還を延滞してゐない。

右の外戰時事態に應ずべく財務諸機關の整理肅正を行つて居る。戰區の機關は隨時奥地に移駐してゐるが、官吏に對しては極度の緊縮を強要して居る。不熱心な官吏は總て辭職せしめ、同時に各省に稅務督察員を派遣して稅收の増加に努めて居る。又金銀收兌處及び其の分處を設立して金銀の蒐集を行はしめて居る。(七月八

日及び九日附「新聞報」所載)

前記の如く國民政府の財政當局は依然樂觀的口吻を漏らしてゐるが、此の間政府は戰時財政切盛りの爲め種々惡辣なる搾取政策を採り國庫收入を増しつゝあるが、眞に正常なる納稅に依る國庫收入として確實なる統計あるものは僅かに關鹽兩稅あるに過ぎない。

(一)關稅收入 民國二十七年一月一日國民政府より發表された民國二十六年中の關稅、即ち輸入稅、輸出稅、轉口稅、噸稅、救災附加稅及び海關附加稅(蘇州及び杭州兩海關は戰爭の爲め十一月及び十二月の稅收を報告せず)は合計三億四千二百九十萬元で、前年に比し一千八百二十七萬元を増加してゐる。今其の内譯を記すれば左の如くである。(單位元)

	民國二十六年	民國二十五年
輸入稅	二六一、二九〇、〇〇〇	二五四、五四〇、〇〇〇
輸出稅	二九、〇七〇、〇〇〇	二四、四七〇、〇〇〇
轉口稅	二〇、一五〇、〇〇〇	一三、六九〇、〇〇〇
噸稅	三、二二〇、〇〇〇	四、〇三〇、〇〇〇
救災附加稅	一三、〇四〇、〇〇〇	一二、六六〇、〇〇〇
輸入	一、五五〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇

新支那現勢要覽

八四二

海關附加稅		輸出入		合計
輸出	一三、〇三〇、〇〇〇	輸入	一、五五〇、〇〇〇	三四二、九〇〇、〇〇〇
				三二四、六三〇、〇〇〇
又之を各地海關別により記すれば左の如くなる。(單位元)				
民國二十六年				
秦皇島	一、六一〇、〇〇〇	增	三七〇、〇〇〇	前年との増減
天津	三三三、三九〇、〇〇〇	減	二、一三〇、〇〇〇	
芝罘	三、七三〇、〇〇〇	減	八七〇、〇〇〇	
青島	二四、三一〇、〇〇〇	增	四、〇〇〇、〇〇〇	
漢口	二五、八三〇、〇〇〇	增	一、九五〇、〇〇〇	
上海	一四二、一一〇、〇〇〇	減	六、七六〇、〇〇〇	
廈門	五、三〇〇、〇〇〇	減	一六〇、〇〇〇	
汕頭	八、九四〇、〇〇〇	增	二、一一〇、〇〇〇	
廣東	一二、八五〇、〇〇〇	增	一、九三〇、〇〇〇	
九龍	一六、四八〇、〇〇〇	增	七、三六〇、〇〇〇	

次に民國十五年以降民國二十六年に至る十二年間に於ける關稅の累年収入額並に換算相場を示せば次の如くである。(各年度對英爲替平均相場にて換算す)

年 度	關稅收入(單位元)	換算相場
民國十五年	一二五、三一九、二二九	二志
十六年	一〇七、一六二、一六三	一志九片%
十七年	一二八、二七四、〇七六	一志十片%
十八年	二三八、一〇九、二八五	一志八片%
十九年	二八一、四〇五、五八三	一志二片%
二十年	三八五、〇〇二、六七三	十一片%
二十一年	三一一、九七六、二一〇	一志二片%
二十二年	三三九、五二四、四九〇	一志二片%
二十三年	三三四、六四五、四〇八	一志四片%
二十四年	三一五、五一九、七二二	一志五片%
二十五年	三二四、六三〇、〇〇〇	一志二片%
二十六年	三四二、九〇〇、〇〇〇	一志二片%

(註) 民國十九年二月一日より海關單位採用。同二十五年十一月三日幣制改革實施

更に民國二十三年より同二十六年に至る四年間の關稅收入引當内外債擔保額及び關稅剩餘を表示すれば次の如くである。

(單位百萬元)

一、内外債擔保額	外債及び庚子賠款	米國麵粉及び棉麥借款	内 債	合 計
民國二十三年	七五、四	一一、六	一一三、二、六	二一九、六
二十四年	六六、四	一一、七	一一三、七、三	二二六、四
二十五年	七六、七	六、五	一一九、一	二二二、三
二十六年	七六、九	八、七	一二九、一	二二四、七

(註) 外債は一八九八年英獨續借款。

二、關稅剩餘額	關稅收入	内外債擔保額	關稅剩餘
民國二十三年	三三四、六	二一九、六	一一五、〇
二十四年	三一五、五	二二六、四	九九、一
二十五年	三二四、六	二二二、三	一一二、三
二十六年	三四二、九	二二四、七	一一八、二

然るに民國二十七年に入るや戰局擴大し、加ふるに日英海關協定成立の結果、國民政府側の保有する海關は僅かに廣東、九龍、漢口に過ぎず、従つて其の収入も亦激減し最早國家財政に何等の裨益を與へざる情勢に立ち至つた。試みに民國二十七年六月中の各主要港海關收入を示せば次の通りである。

第六編・第二章・第二節 戰時下の財政經濟

八四三

▼新政府側△上海五九〇萬元(三二・二二パーセント)△天津四二〇萬元(二二・七五パーセント)△青島六五萬元(三・五四パーセント)

▼蔣政權側△廣東一六六萬元(九・〇四パーセント)△九龍九四萬元(五・一五パーセント)△漢口七七萬元(四・二パーセント)

(二)鹽稅 國民政府第二の稅源たる鹽稅收入は事變によつて多大の打撃を蒙つてゐる筈なる拘はらず、財政部は民國二十七年三月十六日鹽務稽核總處の名を以て民國二十六年の鹽稅收入額は二億一千三百萬元に達し、前年に比し僅かに五千萬元の減少に止つた旨發表した。但し右の内には我軍によつて占據されて以來の長蘆鹽、晉北、安徽、山東、松江の五區の收入を含んでゐないが、鹽稅擔保公債償還は完全に之を履行、英金九十四萬二千磅及び米金三十萬三千弗を支拂つたと稱してゐる。

因に民國二十六年中の支那の國際貸借に就いては、未だ國民政府は勿論、支那側より正式に發表されたものは無いが、過去數年の事實に基き、事變第一年の支那の國際貸借を概算して見ると、大體左表の如く支拂超過となるであらうと見られてゐる。(單位百萬元)

民國二十六年國際收支

受取勘定

支拂勘定

商品輸出	八三八・二	商品輸入	九五三・三
商品輸出價格誤差	八三・八	商品密輸入	二〇〇・〇
在外支那人送金	二〇〇・〇	外債償還	九八・六
外人在支投資	一〇〇・〇	外人在支收益	二〇〇・〇
外人在支消費	五〇・〇	支那人在外消費	五〇
總計	一、八一〇	資本逃避	三〇〇・〇
差引支拂超過分	三九五・九	總計	一、五七六・九
金純輸出	二五・六		
銀純輸出	三九八・四		

國民政府の在外正貨 蔣政權の財政は云ふまでもなく非常なる難局にあることは何人も推斷するに難からざる所であるが、實際問題として蔣政權が現在支那及び海外に如何程の金、銀、外貨の準備を持つてゐるであらうか、殊に在外正貨が如何程あるかと云ふことは本問題解決の鍵となるのである。之に就いては第七十三議會に於て松本外務政務次官が發表（雜誌「支那」三月及び五月兩號参照）されたとの皮切りとし其の後種々なる解答があるが、茲には井村薫雄氏並に土屋計左右氏の調査を掲げて置く。

(一) 井村薫雄氏調査

蔣政權の在外基金は幾千かの解答の多くが昨年五月十三日孔祥熙が倫敦で發表した例の英國二千五百萬磅、米國一億二千萬弗、換算合計八億三千三百萬元から出發する。併し孔祥熙の發表した此の數字が第一疑問である。支那の商品輸出入を見ると、一八六四年（全支那の海關統計が初めて發表された年）以來輸出超過であつた年度は僅かに二回に過ぎない。即ち一八六四年の二百七十萬海關兩及び一八七五年の百十萬海關兩とである。然も輸入超過は年々巨額に上り最少一八八〇年の百四十萬海關兩、最多實に一九三二年の八億六千七百萬元である。従つて蔣政權が在外正貨を所有するには専ら支那から金又は銀を積出さなければならぬ。當然に在外正貨として積み出された金及び銀が詮議されねばならぬ。蔣政權が金銀を支配し初めたのは一九三〇年五月十五日の金輸出禁止に端を發する。此の禁輸令から支那の金價が海外金價から切り離されて、茲に蔣政權による金輸出の獨占利益が生じて來た。即ち一九三一―一六六年に於ける六年間に蔣政權が中央銀行を通じて輸出した金は合計三億八千二百萬元（密輸出四億七千萬元）であつた。次に銀の出入を見ると、一九一八年から一九三一年までの十

四年間は世界大戰後の一般物價昂騰に煽られて海外銀價が一時奔騰せるも、その後漸落歩調に轉じ遂に底無き慘落を告げたが、此の間支那は世界過剩銀の貯藏として常に入超であつた。従つて支那の銀出入が出超に轉じたのは一九三二年以後のことである。而して一九三二―一六六年に至る五ヶ年間に於ける支那の銀出超五億九千百三十萬四千元であつた。

蔣政權は一九三三年三月三日銀輸出税を新設して最初の銀出入支配に手を著け、翌三四年十月十五日、銀輸出税を引上げると同時に、平衡税を設定して、實質的に銀の輸出を禁止、従つて銀の輸出も蔣政權の獨占に歸した。右銀出超數字のうち蔣政權が中央銀行を通じて輸出した銀は一九三四年十月より一九三六年末に至る間合計三億四千九百萬圓と推定し得られる。故に一九三六年末までに蔣政權が中央銀行を通じて海外に轉賣した金が三億八千二百萬元、銀が三億四千九百萬圓、合計七億三千三百萬元となる。これに一九三七年の孔祥熙發表前後の倫敦向け積出しを合算すれば、孔祥熙の發表した數字と略ぼ一致するわけである。斯くして孔祥熙の言ふ、支那の在外正貨八億三千三百萬元はその實一九三一年以後の金及び一九三四年以後の銀の各輸出額の合計となる。そこ

で問題は更に轉じて來る。即ち蔣政權が從來政府の名に於いて、その機關銀行たる中央銀行を通じて輸出した金と銀とが果して名實ともに國民政府の在外正貨となつたかどうかである。

由來支那人は自分一人で儲け様として損すれば忽ち面子をなくすることから、決して一人でコソコソ儲けやうとはしない。また國民政府とても將來の國利民福を豫想して秘密裡に金塊を輸出して置き、在外正貨とするなどは全く考へられない。現に粵漢鐵道に起つた最近の不正暴露が手近かな例である。同事件は粵漢鐵道が漢口方面への唯一の交通路であるところ、軍隊、軍需品の輸送の爲に一般商品の奥地輸送が阻碍されてゐるを奇貨として鐵道管理局員と商人とが結託して、一般商品を軍需品に偽裝して輸送してゐた。それが發覺して交通部が民國二十七年五月に「公開登記辦法」を實施、順番を以て輸送するやうにした。然るに今度は運輸会社が此の權利を餌として商人からコミッションを取るばかりでなく、その率を公開的にせり上げるに至つた。交通部が最近に至つて取締り初めたといふのである。此の取締りも彼等の稱する抗日戦の手前見るに見兼ねたから位のものである。支那人の關係する所此の種不正事實は枚擧に遑ない。従つて金の輸出の如きも

蒋介石、孔祥熙、宋子文等の宋家一族の私利をはかつたものに違ひない。若しそうでないとすれば一九二七年の南京政府成立からの僅かに十年のうちに宋家一門を初め大小軍閥や財閥の外國銀行預金七億元のうち、彼等宋家一門の占むる部分の出所が詮議立てられねばならなくなる。

斯く觀て來れば、在外正貨八億三千三百萬元のうちから金による三億八千二百萬元を控除すれば銀四億五千萬元に減ずる。更に實際在外正貨として積出した銀は新通貨制度實施の直前（一九三五年十一月三日實施）からの銀輸出部分とすれば、孔祥熙が發表した當時の右記約一億元（一九三七年初めの輸出分）と一九三五年度の五千九百三十九萬七千元、合計約一億六千萬元しかなくかつたことになる。結局六億七千三百萬元といふものは之に關係する宋家一族の支配下に置かれるものである。現に蔣政權が香港で武器購入を交渉した際或る軍需會社が宋子文個人の保證を求めたとの話がある。又以つて蔣政權の對外信用の物質的基礎が宋子文一個人のそれに及ばざる事實を知るに足る。

然るに蔣政權は一九三五年十一月の通貨制度改革以後、俄然軍需品の輸入を増加して來た。即ち一九三六年の數字に就いて言ふと

主として米國及び獨逸から輸入された武器及び火藥類を含む雜貨類が輸入品目の第一位を占めて一億二千萬元に達した。一九三七年の雜貨類の輸入は前年度と比較して約二千四百萬元を減じたが尙ほ第一位の金屬及び鑽石（一億三千萬元）第二位の油（一億二千萬元）に次ぐ第三位であつた。勿論此の中には一般雜貨も含まれるが、その大部分は軍需品であつた。いづにしても一九三六年から一九三七年の上半期にかけて蔣武力の黃金時代であつたには違ひない。従つてまた、此の黃金時代のうちに孔祥熙の發表した當時の在外正貨一億六千萬元も悉く軍需品に變はり、それでも足りなかつたことは次の事實が證明する。

事變後蔣政權は國內の在銀を掻き集めて香港に送り、更に倫敦に積送し、同地で國民政府勘定として管理保管した。當時倫敦に在つた同勘定の銀は合計三億二千萬元となり、此の額は事變後に積送された額であつた。此の三億二千萬元は品位八八〇位（支那の銀貨品位）を主とするから三億二千萬元は約二億八千萬フライン・オンズとなる。蔣政權は倫敦の精鍊所で積送の銀を精鍊して米國へ轉賣した。米國政府は昨年七月の第三次米支銀協定に基き本年四月までの間に一フライン・オンズ四十五仙替で

總額約六千萬米弗の支那銀を買上げたのであるから、右の二億八千萬オンズのうち一億三千萬オンズは本年四月迄に賣却された譯である。更に四月中に第四次米支銀協定が成立して六月十五日迄に一オンズ四十三仙替で買上げることとなつた。此の協定で倫敦に手持の銀が全部處分された模様であるから、一億五千萬オンズが四十三仙替とすると米貨約六千五百萬弗となる。然るに此の一億五千萬オンズは既に一標準オンズ（品位九二五位）十二片の割で前借りされてゐた。即ち支那銀は品位が八八〇位といふ低いものであるから倫敦銀價（九二五位標準銀）十八片とすれば支那銀十五片見當となり、それを十二片の割で借款したことになる。六月十五日迄に一億五千萬フライン・オンズを米國政府に轉賣しても蔣政權の手取りは一標準オンズに付き十五片と十二片との差即ち三片しかない計算である。一億五千萬フライン・オンズは約一億六千二百萬標準オンズであるから、右の轉賣による手取り約二百萬磅、即ち法幣に換算して約三千五百萬元となる。結局昨年未の繰越在外正貨なるものゝ實體は僅かに三千五百萬元しかなくかつた計算である。

更に蔣政權が事變後、昨年中右の銀から搾り出した戦費が第三次

協定による一億三千万オンズの米貨六千萬弗と第四次協定による一億五千万オンズの處分前に之を見返りに借款したる金額、即ち換算一億六千二百萬標準オンズ十二片替の約八百萬磅となる。即ち蔣政權は此の間米貨六千萬弗、英貨八百萬磅、法幣換算三億三千万元を調達して軍費準備としたことになる。そこで昨年中の事變後軍費としての海外拂月額二千萬元、合計一億二千萬元とする、尙ほ二億一千万元が残つた計算である。之に前記の三千五百萬元を加へると二億四千五百萬元、若し是等を在外正貨と言ふならば昨年末現在の在外正貨は約二億五千万元であつた計算である。此の邊を押し支那の在外正貨二一三億元説が出ると思はれるが併し昨年中の入超一億二千万元が前記軍需品代金一億二千万元で相殺されたとしても、事變以來華僑送金は悉く香港の外國銀行に吸收され、資本逃避も激増してゐるので、倫敦で銀を轉賣した時また借款した時に右から左に消え去つて結局將來入るものだけが在外正貨となると見なければならぬ。それは其の日暮しの蔣政權財政の現實である。故に昨年末繰越の在外正貨は前記三千五百萬元程度のものとなる。

本年一月以降の五ヶ月間に倫敦向積出した銀は合計五千二百八十

一萬元であつた。米國政府との間に七月十五日第五次銀協定を結んだから、是等の銀も倫敦で精練の上、米國へ廻はる譯であるがそれにしても三千五百萬元と合せて八千七百萬元しかない。軍費の海外拂ひを一月以降四百萬元程度に切詰めてゐる模様であるが、尙ほ三月以來法幣の價值を維持する爲無理な統制賣を行ひ、既に三、四、五の三ヶ月で五千萬元を賣つてゐるので在外正貨は殆ど無いと言ひ得る。従つて此處に至れば宋家一族を初め大小軍閥や財閥の在外預金などの點まで法幣維持に役立ち、また役立たしめられるかに問題が残るのみとなつた。(昭和十三年八月十五日「外交時報」所載)

(二) 土屋計左右氏調査

昨年末に於ける推定 私は昨年暮に上海に赴いていさゝかこの問題の調査を心掛けたが、そのときイー・カーン氏は昨年末の在外正貨額を約三千五百萬磅(約五億九千萬元)と推定してゐた。(拙著「中支新幣制の提案」参照)しかし 本年一月はじめ、支那の金融人某々兩氏は私に支那側から見た次のやうな觀察を語つた。「昨年五月十三日の孔祥熙の倫敦に於ける發表、即ち在米一億二千萬弗、在英二千五百萬磅(約八億三千萬元)なる數字を、日本側

は信用しないやうであるが、正貨の所在してゐる英、米に於て虚偽の報告は出来るものではない。蓋し一昨年秋の支那大豐作とその市價高とは支那に廿億の富を増した。そのため在外正貨も一昨年暮には十億元に達したのである。カーン氏の推定五億九千萬元は、香港よりの金銀輸出額(金輸出額六千一百六十七萬元、銀輸出額三億九千八百萬元)を勘定に入れないための間違ひである。自分達は八億元はあるものと信じてゐる」と。

今になつて見ると、香港からの金銀輸出額が直ちに倫敦市場または米國政府に賣却せられて在外正貨に算入することが出来るものとすれば、この某々兩氏の觀察は大體正鵠を得てゐるやうに思はれる。その後の推定としては、去る二月廿日のニューヨーク・タイムスが一月末の在英正貨約米貨三億弗と推定してゐるが、これはおそらく國民政府四銀行の現金準備合計十億元を米貨に換算したものであらうから信頼するに足りない。

私の推算とその基礎 私は以上の如き事實に顧みて、別表(下の分に掲載)の如く事變勃發以來去る五月末日に至る國民政府在外正貨増減表を作つた。その算定の基礎はおよそ次の如くである。私は昨年五月十三日倫敦に於ける孔祥熙の發表額八億三千萬元か

ら出發する。それが金銀輸出額及び武器購入額を考慮しないカーン氏の推定ともまた別の見方をした支那金融人の所説とも略々一致するからである。而してこれを増減せしめる諸要因は次の如きものと考へる。

(第一)爲替統制賣出高 イー・カーン氏の計算によると、昨年七月七日蘆溝橋事變が勃發してから本年三月十二日爲替割當制を實施するに至るまでに、政府銀行は合計二千五百五十萬磅、即ち實に三億六千二百十萬元の外貨を賣出してゐる。

次いで三月十八日を第一回とする爲替割當制の實施以來五月二十七日の第十一回に至る間に、三百四十七萬六千磅、法幣にして五千八百五十四萬元を賣出してゐる。

(第二)金銀輸出 銀は昨年七月から今年の五月までに約四億四千二百四十五萬元を積出した。金は二千七百廿九萬海關金單位、即ち六千百萬元を積出した。このうち銀は、過去數百年間に亘つて支那に流通した種々雑多の銀錠、銀元及小銀貨を集めたもので、これを改鑄して銀塊市場の商品となすまでには非常な時日を要するのみならず、品質劣悪のものであつて豫想通りに賣れないであらうから、直ちに全額が在外正貨とはなり得ない筈である。現に

三月末に於て在倫敦及輸送期間中の未賣却銀が一億八千萬オンスに達したとのことである。然し去る六月二日及び七月十五日に於ける米支銀協定更改の成立した事情から、早晩は資金化されるであらうからこれを極めて寛大に考へて正貨の内に入れておくが、他の方此デプレッション(減價)及び現送料、改鑄費として四パーセントを差引く。(單位元)

(註) 自昨年七月至十二月銀積出高	三九八、八〇九、〇〇〇
自本年一月至五月銀積出高	四三、六五〇、〇〇〇
合 計	四四二、四五九、〇〇〇

なほ本年一月より四月末に至る香港よりの銀輸出高は、九二、八一、六二二香港弗に達するが、この金額すべてが在外正貨となると見るは早計で、支那海關公表以外の輸出銀は民間所有のもの、密輸出、地方軍閥のもの、又は在香港銀行勘定に屬するからこゝには支那海關發表分のみを計上する。

(第三)在外公館諸經費 從來これは月五、六十萬元と推定されてゐたものであるが、事變によつて増大したものと考へられるから一ヶ月百萬元と推定した。

(第四)關稅純收入 昨年七月から十二月までの國民政府關稅收入

總額は八千六十三萬元あつた。そのうち外貨による収入を七割と見積つた。ところで關稅は外債元利拂の擔保となつてゐるから昨年支拂額の半分即ち半ヶ年分をそのうちから差引く。鹽稅擔保外債の元利拂も、鹽稅が法幣によつて蒐集せられるものであるから結局關稅收入から支拂はれるものと見てこれの半ヶ年分を差引き國民政府の純收入六百六十四萬元を算出した。

(第五)華僑送金及び愛國獻金 華僑の送金は一九三五年には二億六千萬、一九三六年には三億二千萬元に達した。昨年度(自民國二十六年七月至同二十七年六月)は國內の戰爭と南洋の不況とからして當然一億元以上は減少するものと考へられる。更に愛國獻金分も或程度控除しなければならない。猶その残りがすべて政府在外正貨を増加せしめるものではない。

在外正貨を増加せしめるものは送金が政府銀行を通ずるものでなければならぬ。政府は近來華僑送金は國民政府銀行を通すべき旨を切りに慫慂し來つてゐるが、法幣低落の際であるから外國銀行や支那民間銀行を通ずるものも相當あるものと考へられる。斯くて私は華僑送金による在外正貨増加額をその送金額の約三分の一、即ち六千萬と推定した。

華僑の愛國獻金は昨年十一月始め迄に一千九百九十萬元あつたと政府は發表してゐる。地方別による其の内譯は次の如くである。

(單位元)	
英領馬來	六、〇〇〇、〇〇〇
フィリッピン諸島	三、六〇〇、〇〇〇
香港	二、四〇〇、〇〇〇
アメリカ合衆國	一、三〇〇、〇〇〇
蘭領東印度	一、二〇〇、〇〇〇
南アフリカ	九〇〇、〇〇〇
佛領印度支那	八〇〇、〇〇〇
印度及びビルマ	八〇〇、〇〇〇
濠洲	七〇〇、〇〇〇
カナダ	六〇〇、〇〇〇
暹羅	六〇〇、〇〇〇
南米	五〇〇、〇〇〇
布哇	四〇〇、〇〇〇
歐洲諸國	一〇〇、〇〇〇
計	一九、九〇〇、〇〇〇

この外に、愛國公債の應募及び獻金を合せて昨年中になほ一千萬元、今年になつてから南洋方面の氣勢は揚らないが、米國方面の獻金増加及び外貨公債募集などからして二千五百萬元程度と推定し、合計五千五百萬元を計上した。

(註) 先年の五・三〇事件の時は南洋華僑は、約七百萬元を義捐し、前回の上海事變には布哇華僑は廿三萬八千元を送つた。同地在留支那人の一人當り八元であつた。

(第六)政府系銀行輸出手形買入 國民政府は外貨資金補充のために、全國銀行商社に對して輸出手形を政府銀行に賣却すべく命じた。且つ政府は奥地に於て桐油、茶、豚毛、アンチモニー其の他の鑽石を買占め、之を政府の手によつて輸出してゐる。蘇聯に對する軍器代金の一部は磚茶を以て支拂はれつゝあると云はれる。さてこの輸出手形買入高は、昨年度に於て毎月平均三十萬磅、本年度に於て毎月平均六十萬磅と計上したが、或は聊か過大であるかも知れない。

(註) 奥地より香港を通じて輸出し得ると考へらるゝ主なる商品の昨年度輸出額は左の如し。(單位元)

桐 油 八九、八四五、〇〇〇

タンゲステン鑽石	四〇、七五八、〇〇〇
錫	三九、七一七、〇〇〇
生絲	三七、四二二、〇〇〇
茶	二八、七五九、〇〇〇
豚毛	二七、九二一、〇〇〇
アンチモニー	一一、四四六、〇〇〇

(第七)軍需品輸入額 軍需品の輸入額が幾許に達するかは到底私共の知り得るところではない。たゞ私の第六感からして開戦以來本年五月末までに總計約七億元程度と推算した。本項は極めて重大であるが、私の領分外故詳論を避ける。たゞこの推定は當らずと雖も遠からずと密に信ずるものである。

以上の如き事實及び推定からして、私は本年五月末現在の支那在外正貨額を二千二百六十五萬磅、此の換元額三億八千五百七十七萬元と推算するのである。ホール・パツチ氏は今春上海に於て邦人某氏の質問に對し三月末の正貨三億六千萬と答へたさうだが、これは倫敦に於ける未賣却銀(Unsold Silver)を算入しないもので、他方王克敏氏は曩に來朝の節、約八億元位と物語れる由であるが、之はまた武器輸入額を過少に評價したものと考へられる。

關稅擔保外債支拂

一ケ年 五、六〇〇,〇〇〇元の五% 四、八〇〇,〇〇〇元

鹽稅擔保外債支拂

一ケ年 一四、〇〇〇,〇〇〇元の五% 七、〇〇〇,〇〇〇元 (六、六四、六〇〇)

在外公館諸經費 一ケ月 一、〇〇〇,〇〇〇元
十一ケ月分 (一、〇〇〇,〇〇〇)

華僑送金

(六〇,〇〇〇,〇〇〇)

華僑愛國獻金及び愛國公債應募

(五、〇〇〇,〇〇〇)

政府系銀行輸出形買入高

一九三七年 五ケ月分 a 弗三〇〇,〇〇〇
一九三八年 五ケ月分 a 六〇〇,〇〇〇

(計五、七九、四〇〇)

軍需品輸入高

自一九三七年七月至一九三八年五月末
一九三八年 五ケ月分 (計五、七九、四〇〇)

(二〇〇,〇〇〇,〇〇〇)

弗三、六五、七〇〇
(三、一、七〇〇,〇〇〇)

戰費調達施策

蔣政權の戰費調達施策は左の通りである。

國民政府の戰費

國民政府の戰費がどの位要るか云ふことは全く不明で、今日迄に資料として提供されたものは、ニューヨーク・タイムス紙特派員ダーディングと香港大學教授張治平の發表だけである。ダーディングは民國二十六年十月、支那の戰費を一日約百萬米

弗、一ケ月約一億元と計算して居り、又張治平は最近に於て支那の戰費を一日百五十萬元と概算してゐる。勿論此の數字の當否を判定する材料はないが、今支那兵の要する費用の方面から之を検討してみると、民國十七年春中央紀念週席上に於て軍政部長何應欽が爲した報告に據れば、當時の支那の兵數八十四軍二百七十二師十八獨立

旅、二十一旅、總兵數二百二十萬人、之に要する軍費は月額六千萬元とあるのを見ると、正に兵一人宛の費用は月額廿七元である。

次に同年七月の全國財政會議に於て決定したところに據れば、毎師の兵數は一萬人にして、其の月額經費二十萬元とあるから、兵一人宛の一ケ月の所要額は二十元となつて居り、又翌十八年一月の編遣會議に於て決議せられたところに據れば、全國の總兵數は八十萬人、其の一ケ年の經費一億九千二百萬元とあるから、これ亦兵一人宛の一ケ月の經費は同じく二十元である。之に據ると平時に於ける支那軍の經費は、大體一人一ケ月二十元内外と見ることが適當であらう。然らば之が戰時に於ては幾何に増加すべきか判明しないが、

先づ二倍と見れば一人宛一ケ月四十元となり、二倍半とすれば五十元となる。而して蔣政權は戰爭の初期に於ては二百萬、現在に於ても尙ほ百九十餘師、約百二十萬の兵を動かしてゐる。従つて之に要する經費は一ケ月一人四十元とすれば、事變當初に於ては月額八千萬元、現在に於ては四千八百萬元となり、大體ダーディングの説にも、張治平の意見にも近遜した數字となる。尙ほ支那が大規模の陣地戰を繼續してゐた事變當初に於ては毎月外國側よりの軍需品輸入額は平均約二千萬元に達してゐたが、民國二十七年一月より六月に

至る毎月の平均輸入額は僅かに四百萬元内外だと云はれてゐる。然らば蔣政權は此の戰費を如何にして調達したであらうか。國民政府の發表にもある如くそれは内外公債の發行募集、増稅、兌換券の増發及び經濟的對策に依つて兎も角も切り抜けて來てゐるのである。

内外債の發行 蔣政權は民國二十六年九月一日五億元の救國公債募集を初めとして、翌二十七年四月二十一日には國防公債五億元、四月二十三日には關金公債一億關金、英貨公債一千萬磅、米貨公債五千萬米弗を夫々左の如き條件を以て發行したが、更に五月十五日には難民救濟を理由として一億元の人民公債を發行してゐる外、各省に各種の名目に依り小額の公債を募集してゐる。

救國公債發行條例(二十六年八月二十八日公布)

第一條 國民政府は人民を鼓勵し財力を集中し救國の費用に充てんが爲めに公債を發行し救國公債となす

第二條 凡そ個人又は團體にして現金或は有價物件を納入し救國の用に充てんとするものに對しては其の納入額に相當する本公債を交付す

第三條 本公債總額は五億元とし民國二十六年九月一日より額面を以て發行す

第四條 本公債は年利二分とし民國二十七年より毎年八月末に利息を支拂ふ

第五條 本公債は民國三十年より元金償還抽籤を以て完償す

第六條 本公債の元利償還基金は財政部が國庫稅收より之を指定す

第七條 本公債々券は一萬元、一千元、一百元、五十元、十元、五元の六種とし凡て之を無記名式とす

第八條 本公債は財政部の委託せる機關に依り募集し且つ之を公告す

第九條 本公債の偽造乃至信用毀損行為をなす者は司法機關に於て法令により之を處罰す

第十條 本條例は批准の日より之を施行す

國防公債發行條例(二十七年四月二十一日公布)

第一條 國民政府は抗戰軍需品手當の爲め公債を發行し民國二十七年國防公債と命名す

第二條 本公債は定額國幣五億元とし民國二十七年五月一日額面額を以て發行す

第三條 本公債は年利六分とし民國二十八年五月一日より起算し

毎年二回に分け十月三十一日及び四月三十日に各一回づゝ利息を附す

第四條 本公債の元金償還期間は民國二十八年五月一日より起算して三十ヶ年と定め毎年十月三十一日及び四月三十日各一回抽籤の上元金を償還す、毎回の償還額は元金償還附表の規定に依る、民國五十八年四月三十日に至つて全額を償還し終る

第五條 本公債の元利償還基金は所得稅の全部の收入を擔保とす財政部の命令に依つて所得稅事務處は元利償還表により毎期の元利償還額に照らして之を中央銀行に交付すべきものとす、國債基金管理委員會は本公債の收入を其の基金簿に記入し之を專款として保管すべし

第六條 本公債の元利償還は中央銀行及び其の委託せる經理機關を指定す

第七條 本公債の債票は一萬元、五千元、千元、百元、十元の種類とす

第八條 本公債は無記名式とし自由に賣買し抵當となすことを得凡て公務上の保證金納付の時には一時代納物ともなし得ると共に銀行の保證準備金ともなすことを得

第九條 本公債の偽造及び信用毀損行為をなすものは司法機關に依つて懲罰す

第十條 本條例は公布の日より施行す

金貨公債條例要項(二十七年四月二十三日公布)

名稱	發行額	爲替換算率	法幣換算
海關金單位	100,000,000關金	(三五)	三五,000,000元
英貨	10,000,000磅	(志三片四分)	一六,四〇〇,〇〇〇元
米貨	五〇,〇〇〇,〇〇〇弗	(元弗三分一)	一六,四〇〇,〇〇〇元
合計			五三,〇〇〇,〇〇〇元
時價換算額			七〇〇,〇〇〇,〇〇〇元

(備考) 右金貨公債は民國二十七年五月一日額面額を以て發行し其の目的は金、外貨並に外國證券を吸收するにあり、鹽稅收入を以て右債券の擔保に充てることになつて居る。應募者は右三種の申任意の債券を選択し得ることになつてゐる。年利は五分、償還期間は十五年。右元利とも償還の際は海關金單位、英磅、米弗にて支拂はれる。外國證券による應募者は、市價により換算し磅公債又は弗公債を得ることになつてゐる。

難民救濟公債條例要項(二十七年七月一日公布)

第六編・第二章・第二節 戰時下の財政經濟

- 一、總額 一億元(劃引二%)
- 二、第一回分 三千萬元(七月一日發行)
- 三、利息 四分但し利息計算は民國二十八年七月一日より起算し毎年六月三十日及び十二月三十一日の二回支拂ふ
- 四、期限 第一回分は民國三十一年七月一日より起算して二十ヶ年、元金の一部は每半年六月三十日と十二月三十一日に行はるる抽籤により償還し民國五十一年六月三十日までに行はる
- 五、擔保 利子の支拂は中央準備救濟基金を以て保障し元金償還は國家の收入を以てイーマークす
- 六、種類 公債の種類は一萬元、一千元、百元、十元及び五元の種類とす

廣東國防公債條例(二十七年三月五日公布)

第一條 廣東省政府は本省の國防を鞏固ならしめる爲め國民政府の許可を得て公債を發行す

第二條 公債の名稱は民國二十七年廣東省國防公債となす

第三條 本公債總額は國幣一千五百萬元とす

第四條 本公債は年利四分、民國二十七年より毎年二月末利子を給附す

第五條 本公債は民國三十年二月より抽籤により元金償還を開始し民國五十九年二月を以て完済す

第六條 本公債基金には廣東省政府指定の同省營業稅收入を以てする

斯くて事變後發行の公債は通計十六億六千三百萬元となる。而してこれ等を内債と見て既發行内債殘高の民國二十七年七月一日現在二十億二千七百三十二萬五千元と合すれば蔣政權の内債未償還額は三十六億九千三十二萬五千元に達するのである。然るに右の救國公債五億元の實際應募額は僅かに二億元程度と見られるのであるが、政府は事變後銀行、錢莊等の預金拂戻額を極限して置き、強ひて拂戻を求むる者に對しては此の救國公債を以て拂はしめる外、此の種政府公債は銀行、錢莊の支拂準備にも充當出來、更に物資徵發等にも支拂はれてゐるのであるから、結局右の救國五億元公債は其の全額が消化されたものと見られるのである。次いで發行された國防公債や三種金公債の如きも各々消化されたことと見ることが出来るのであるが、然しこれ等が新たな軍費調達に役立つとは考へられないのである。何故ならば從來の例に據つて見れば支那は公債發行前に既に前借りしたものに後から證文を出す遣方である。即ち蔣政權は常に

銀行から當座借越又は別口短期借款の七、八億元を例とするので、事變後少くも此の種借款が倍加して十五、六億元に達してゐた筈であるから、結局これ等の公債も其の大部分が斯うした既往借款の穴埋めになつたものと思はれる。

國民政府は豫て内債と同時に外債に對しても極力工作を進めつゝあつたが、偶々財政部長蔣熙熙は一九三七年英國皇帝戴冠式參列の爲め渡英、倫敦に滞在して英國財界有力者と鐵道借款に就き交渉進行の折柄、支那事變の勃發に際會し益々對外借款の必要に迫られたので、國民政府は汎有る手段を用ひて英米佛獨各列強に經濟援助を要請し、其の行動は全世界の注目を惹いた。就中英國は從來支那の經濟建設に對し全面的援助を惜しまず、殊にリロス進言に係る幣制改革實施後、英支關係は頗る積極的となつて來た關係上交渉は直に成立し、民國二十六年八月十六日孔祥熙は廣梅鐵道三百萬磅、浦口信陽鐵道七百萬磅の兩借款成立せることを發表し、次いで此の鐵道借款の外に二千萬磅の國債借款が成立したとも傳へられた。然るに其の後英國側の態度は漸次變轉し其の態度は消極的となり、民國二十七年に入りては支那側の狂奔にも拘はらず、英國は其の申出を拒否した模様で、今のところ對英借款は頗る怪しい雲行を示し

てゐる。此の外に孔祥熙は佛蘭西銀行團との間に四億法のシンジケート並に廣西省鐵道借款に成功し、チエツコスロバキアとの間には一千萬元の武器購入借款成立したとも云はれてゐるが、これ亦其の真相判然としない。又米國との間には金銀交換新協定に成功したとか、或は銀借款延長成立したとか云はれてゐるが、其の成否の如何に拘はらず大勢にさしたる影響はない。之を要するに國民政府が戰費調達の爲めに列國の支援獲得に奔走しつゝあることは事實であるが、未だ大借款成立の模様はないと云つてよい。

(備考) イー・カーン氏の調査に係る民國二十七年七月一日現在に於ける國民政府内外債は左表の通りである。

(甲) 國民政府財政部所管内債總額	
名 稱	發行額
一、十七年金融長期	四、〇〇〇,〇〇〇
二、廿五年統稅(甲種)	一五、〇〇〇,〇〇〇
同 (乙種)	一五、〇〇〇,〇〇〇
同 (丙種)	一五、〇〇〇,〇〇〇
同 (丁種)	一五、〇〇〇,〇〇〇

第六編・第二章・第二節 戰時下の財政經濟

同 (戊種)	
三、二十五年復興公債	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇
四、救國公債	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
五、國防公債	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇
六、難民救濟公債	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(第一回分) 三〇,〇〇〇,〇〇〇
二,五七,五五,〇〇〇

小 計	
一、河北省海河工程	四,〇〇〇,〇〇〇
二、二十四年四川善後	七,〇〇〇,〇〇〇
三、二十五年四川善後	一五,〇〇〇,〇〇〇
四、二十五年廣東整理金融	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
五、廣西整理金融	一七,〇〇〇,〇〇〇
小 計	一九,八〇〇,〇〇〇
合 計	二,七三,三五,〇〇〇

(註) イー・カーン氏は救國公債五億元を實收額二億元として計上してゐる。

(二) 外債

新支那現勢要覽

(甲) 關稅擔保

種類	原額	七月一日現在高
英獨續借款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	三、六六六、六五磅
善後借款	三、〇〇〇、〇〇〇磅	一九、六九一、八八〇磅
中佛米貨五分公債	四、八五九、九〇〇弗	二四、九九五、〇〇〇弗
白國庚款公債	五、〇〇〇、〇〇〇弗	一、三〇〇、〇〇〇弗
廿三年中英庚款	一、五〇〇、〇〇〇磅	一、一〇一、〇〇〇磅
サツスン淮河借款	三、八〇〇、〇〇〇磅	二四、八三三、〇〇〇磅
關稅擔保現在高合計	三、六五五、三〇〇磅	三、六九六、九〇〇弗
(乙) 鹽稅擔保		
英佛借款	五、〇〇〇、〇〇〇磅	三、五〇〇、〇〇〇磅
クリスプ借款	五、〇〇〇、〇〇〇磅	三、六六六、七〇〇磅
グイツカース借款	一、八〇〇、〇〇〇磅	一、八〇〇、〇〇〇磅
マルコニ借款	六〇〇、〇〇〇磅	六〇〇、〇〇〇磅
青島鹽田借款	一四、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓
内國短期公債償還借款	三、六〇六、七〇〇圓	三、四七六、四〇〇圓
民國十年借款(假公債)	五、五〇〇、〇〇〇弗	五、五〇〇、〇〇〇弗
	一、一五〇、五〇〇弗	一、一五〇、五〇〇弗
總計	四、八六六、五四磅	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法

八六〇

民國八年借款

二十七年金公債	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇海金	四、九〇〇、〇〇〇弗
鹽稅擔保現在高合計	五、〇〇〇、〇〇〇弗	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗
(丙) 其他の擔保	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法	六、五五五、五〇〇弗
浦口借款	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法
スコダ借款	六、八六六、〇〇〇磅	六、八六六、〇〇〇磅
棉麥借款	三、三三三、二弗	三、三〇〇、〇〇〇弗
廣東港擴張借款	二、〇〇〇、〇〇〇弗	一、九〇〇、〇〇〇弗
雜擔保外債現在高合計	六、八六六、〇〇〇磅	一四、三三〇、〇〇〇弗

内外債市價の暴落

國民政府の對内信用を表示する内債相場は支那事變發生と共に證券取引所の閉鎖に依り公定市價立たず、事變前に國民政府が規定した最低市價、統一公債甲種七十六元、乙種七十三元五角、丙種七十二元五角、丁戊兩種七十元のみ、現在に至つた

が、實際では金繰り關係其の他の理由で市中の暗取引が上海陥落前後より頗る活潑となり、其の後も職局及び金融界の動靜により一浮

種類	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
民國二十六年七月	七六・六	七五・五	七五・三	七四・二	七三・八	七二・五	七二・五	七二・五
同八月(十三日迄)	七六・〇	七五・〇	七五・五	七五・五	七五・〇	七四・〇	七三・〇	七二・〇
以八月十三日	七六・〇	七五・〇	七五・五	七五・五	七五・〇	七四・〇	七三・〇	七二・〇
以降十二月	七六・〇	七五・〇	七五・五	七五・五	七五・〇	七四・〇	七三・〇	七二・〇
民國二十七年一月	七六・三	七五・五	七五・三	七四・二	七三・八	七二・五	七二・五	七二・五
同二月	七五・〇	七四・七	七四・三	七三・五	七三・〇	七二・〇	七一・〇	七〇・〇
同三月	七五・二	七四・五	七四・五	七三・九	七三・五	七二・五	七一・〇	七〇・〇
同四月	七四・四	七三・四	七三・四	七二・四	七一・八	七〇・八	七〇・八	七〇・八
同五月	七三・五	七二・六	七二・六	七一・六	七一・四	七〇・四	七〇・四	七〇・四

(備考) 昨年七月及び八月十三日までには公定相場以後は暗取引の實際相場

次に支那外債公債の倫敦市場に於ける相場を見るに民國二十七年二月を底として其の後漸次持直し、同年五月は支那海關の處置に關する日英關稅協定成立し、南北兩新政權が關稅擔保の外債元利支拂

一沈波瀾に富んだ相場の足取りを示してゐる。今民國二十六年七月より翌二十七年五月迄の市價を示せば左の通りである。(單位元) ひと一部引受けることになつたので、稍々人氣を恢復して民國二十六年十二月の相場以上まで戻したが、六月に入るや國民政權の運命が徐州陥落の必至的運命より頗る氣遣はれ、遂に投物市場に殺到して相場は逐日瀕落し、民國二十七年二月の安値近くまで暴落した。今一二の代表的支那外債に就いて之が相場の過去一年來に於ける推

移をせば次の如くである。(單位磅)

月	英獨續四分半		京滬鐵道五分	
	最高	最低	最高	最低
民國二十六年六月	一〇三・〇	一〇二・½	九〇・½	八七・〇
同 七 月	一〇三・½	九六・〇	九〇・½	八〇・〇
同 八 月	一〇〇・〇	九〇・〇	七八・〇	四二・〇
同 九 月	九二・〇	七五・〇	四四・〇	三八・〇
同 十 月	九三・〇	八九・½	四一・½	三八・〇
同 十一 月	九六・〇	八五・〇	五〇・〇	四〇・〇
同 十二 月	八八・〇	八二・〇	四二・½	三七・〇
民國二十七年一月	八七・〇	七九・〇	三九・〇	三〇・〇
同 二 月	七七・〇	七四・〇	三九・〇	三五・〇
同 三 月	八三・〇	七四・〇	四五・〇	三八・〇
同 四 月	八〇・〇	七四・〇	四二・〇	四〇・〇
同 五 月	八八・〇	八〇・〇	四三・½	三〇・〇
同 六 月	七九・〇	七二・〇	二九・〇	二二・〇

而して一般外貨公債にしても其の擔保が關稅收入のものは比較的暴落の程度が少なかったが、不確實擔保のものは一落千丈の暴落

を演じ、殊に鐵道公債の如きは戰局の發展と共に總てのものが慘落を演じた。民國二十七年支那外貨公債の六月中に於ける倫敦相場の推移を見ると、何れも月初を高値に逐日低落して二十日前後まで一途に之を續けて安値をつけ、其の後月末に向つて反騰歩調を辿つたが、大した程度でもなく依然人氣は戰局が支那側に不利化すると共に悪化の域を脱しない。茲に民國二十七年六月中の各債の最高、最低市價を五月及び民國二十六年同期と比較して示せば次の通りである。(單位磅、何れも額面百磅)

債名	民國二十七年六月		民國二十七年五月		民國二十六年六月	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
英獨續	九〇・〇	八〇・〇	一〇三・〇	一〇三・½	九〇・½	八七・〇
佛	九〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	八〇・〇	九〇・½	八〇・〇
タリス	九〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	八〇・〇	九〇・½	八〇・〇
善後	九〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	八〇・〇	九〇・½	八〇・〇
支佛	九〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	八〇・〇	九〇・½	八〇・〇
京滬	九〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	八〇・〇	九〇・½	八〇・〇
津浦	九〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	八〇・〇	九〇・½	八〇・〇

津浦續 七〇・〇 三〇・〇 七〇・〇 五〇・½ 六〇・½
 道清 三〇・〇 四〇・〇 三〇・〇 六〇・½ 六〇・½
 湖廣 三〇・〇 三〇・½ 三〇・〇 五〇・½ 五〇・½
 隴海 一八・½ 一四・〇 一五・〇 四〇・〇 四〇・〇
 廣九 三〇・〇 一七・〇 三〇・½ 五〇・½ 五〇・½
 ビコス 一七・½ 一四・〇 三〇・½ 一七・½ 一七・½

増稅 公債の發行が何等將政權の新軍費を賄ふに足らずとすれば、自ら財源を他に求めなければならぬ。即ち戰時財政々策の第二とし、増稅が問題となるのである。勿論其の詳細なる内容は殆んど判明しないが、新聞所報に據れば民國二十五年新設した所得稅の徵稅範圍を擴大し、又相續稅を新定して増收を圖ると共に、關稅方面では民國二十六年十月一日以來轉口稅章程を設け、納稅濟の洋貨原料を用ひて國內に於て製造し又は組立てたもの及び洋貨にして輸入後混合、分解又は其の他の方法により、其の原形を改變したるものは均しく之を土貨と看做し、之が轉口に際しては本法により轉口稅を賦課することとした。其の後民食調節委員會が米糧の國內運輸に課稅することは結局米價を昂騰せしめ、民衆の生活に脅威を與ふることを理由として米糧の課稅除外を求めた爲めに、十月十八日以下

降米穀及び小麦に對しては轉口稅を徵收せざることに改めた。然し元來轉口稅の稅收額は民國二十三年一千六百九十六萬八千元、二十四年一千三百二十萬八千元、二十五年一千三百六十八萬五千元に過ぎず、殊に事變後物資の動きも激減し、主要海關が將政權から離るゝに至つた結果、此の轉口稅増徴による收入増加の如きは全く論ずるに足りない少額であるものと判斷される。現に民國二十六年に於ける本稅の總收入は僅かに二千十五萬元にして六百萬元内外の増收に過ぎなかつたが、二十七年は夫れだけの收入は得られまいと認められる。次に十月十八日非常時期徵收印花稅暫行辦法を公布して、印花稅率を二倍に引上げた。然し印花稅も亦其の收入は民國二十六年年度豫算に於て一千百三十萬元を見積つて居るに過ぎない状態であるが故に、之を倍加したとしても、これ亦巨額の軍費に對しては九牛の一毛に過ぎない。尙ほ此の外に酒稅、煙草稅に對し戰時稅を課してゐるが、これとて問題になる程増收のある譯はない。

兌換券の増發 そこで第三の戰費調達施策として、最も容易にして且つ目先效果的なるものとして行はれたであらうと考へられるものは兌換券の増發である。事變後の中央、中國、交通、中國農民四

銀行の法幣發行状態を見るに漸増の傾向を示してゐるが、然し其の増加の程度は一般豫想の如く激しくはないやうである。國民政府の御用機關たる發行準備委員會の發表は果して確實であるか否かは勿論疑問の餘地あるが、支那金融の研究に對して最も權威あるカーン氏の報告に依れば、戦後民國二十六年七月より民國二十七年一月迄に於ける中央、中國、交通、中國農民四政府銀行の發行増加額は二億七千萬元である。即ち民國二十六年六月四政府銀行の發行總額は十四億元であつたが、民國二十七年一月には十六億七千萬元に増加したと述べ、更に六月末に於ては十七億二千六百九十九萬七千元に増加してゐるのである。戦後約一ヶ年間に於ける國民政府の戦費は約十億元と推定されて居るが、紙幣の發行額を以て右戦費と比較すれば殆んど問題とするに足らない。蓋し紙幣の發行が斯くの如く制約された原因は次の三點にある。

- 一、戦後國民政府が出来るだけ預金の引出を制限してデフレーション政策を實施したこと
- 二、政府が國內公債の崩落を防止する爲め内債を回收し、回收せる公債を擔保として各種の貸附を得るに成功したこと
- 三、戦争開始直前大量の資金が海外に逃避し、紙幣が自然に發行

銀行に回流したこと

次に戦後四政府銀行の發行状態を見るに、日支戦争が開始されるや、巨額の資金が直ちに海外に逃避し貨幣理論から見れば紙幣の發行は收縮されるべきものであるに拘らず、七月分發行額は戦前の六月末に較べて三千八百萬元を増加してゐる。之は國民政府が戦費を調達する爲めに一時紙幣を増發したことを立證し得るのである。同月發行の増加額は交通銀行が壓倒的多額を占め、増加額は二千二百四十萬元に達して居り、次は中國銀行で、同行の發行増加額は七百八十六萬元である。同月四政府銀行發行増加額は合計三千七百萬元に達してゐる。八月分の發行増加額は相變らず交通銀行が最多數を占め、其の發行増加額は三千四百萬元で、増加率は七月分より大となつてゐる。又中國銀行の八月分發行増加額は一千八百萬元で七月分より二倍餘の増加を示してゐる。中央銀行と農民銀行の發行増加率も相對的には大であるが、増加の絕對額は中國、交通兩銀行と比較にならない。然るに九月に入るや中央、農民兩銀行の發行は相對的にも絕對的にも増加して來た。同月中央銀行の發行増加額は二千萬元、中國銀行は八百萬元、交通銀行は僅か百萬元であるに對し農民銀行は八百萬元に達した。十月分の中國、中央兩銀行の發行増

加額は極めて僅少であり、又交通銀行は九月分より寧ろ九百萬元の減少を示してゐるが、たゞ農民銀行のみは九月分の三百萬元より八百萬元に増加してゐる。其の結果同月四銀行の發行増加額は僅かに千二百萬元にて戦後各月發行増加額中最も僅少であつた。然し乍ら十一月以降に於ける各銀行の發行増加の趨勢は一變し、十一月分の中國銀行の發行増加額は二千三百萬元に達し戦後に於ける新記録を作つた。之に反し交通、中央、中國農民三銀行發行の増加額は皆僅少であつた。十二月中國銀行の發行増加額は三千三百萬元に激増し

はなかつたが、各月の増加は割合に平均的に行はれ徐々に漸増して來た。其の結果七ヶ月間の發行増加額は中國銀行が一億一千三百萬元で四行中最高位を占め、第二は交通銀行で其の増加總額は六千萬元、中央銀行は五千五百萬元、農民銀行は二千三百萬元である。茲に戦後政府四銀行の發行状態を示せば次の如くである。

(民國二十六年)

中央、中國農民兩銀行は何れも十一月分に比し稍々減少し、殊に交通銀行の如きは十一月の發行額より百三十萬元も減少した。更に民國二十七年一月に入るや中央銀行の發行増加額は百六十萬元、中國は千六百萬元、交通は百八十萬元、中國農民は千八百萬元を夫々激増してゐる。要之以上四銀行の發行趨勢に依つて次の結論を引出すことが出来る。即ち戦後から民國二十七年一月迄七ヶ月間の前半期に於ては交通銀行の發行増加率が最も急激であつたが、後半期に於ては寧ろ遞減の傾向が現れてゐるのである。中國銀行の發行増加率は前半期に於て僅少であつたが、後半期に入るや其の他三銀行よりも急増して來た。中央銀行及び農民銀行の發行増加率は餘り急激で

	七月	八月	九月
中 央	三三、七六	三五、三六	四五、六八
中 國	五七、七三	五五、八七	五五、五五
交 通	三三、五九	三〇、八一	三〇、七四
中 國 農 民	二八、四六	三九、六〇	三三、三三
合 計	一、四四、九六	一、五二、七五	一、五四、零九
中 央	四三、六〇	四九、三三	四〇、六八
中 國	五〇、三三	五三、三八	六六、四八
交 通	三三、七〇	三〇、三九	三〇、一四
中 國 農 民	三三、三二	三九、五〇	三三、七九

新支那現勢要覽		新支那現勢要覽	
(民國二十七年)		(民國二十七年)	
合 計	一、五五、三〇	一、六三、四九	一、五九、〇九
中 央	四三、三四	四一、六九	四四、三六
中 國	六三、三四	六三、九六	六四、一八
交 通	三三、九七	三六、一四	三九、〇三
中 國	二九、一四	三六、四九	三六、三三
合 計	一、六七、七七	一、六七、八六	一、六九、一七
中 央	四〇、八七	四三、八三	四九、六六
中 國	五五、〇八	六四、五〇	五五、五五
交 通	三九、〇三	三三、一四	三三、六九
中 國	三六、五三	三六、六五	三六、三九
合 計	一、六五、八五	一、七五、三二	一、七六、九七
中 央	一、六五、八五	一、七五、三二	一、七六、九七

戰後政府四銀行各月の發行増加額(單位千元)		戰後政府四銀行各月の發行増加額(單位千元)	
(民國二十六年)		(民國二十七年)	
中 央	七月 六、九八	八月 三、六六	九月 三〇、〇〇
中 央	七月 六、九八	八月 三、六六	九月 三〇、〇〇

前年同月の比較表(單位千元)		前年同月の比較表(單位千元)	
民國二十七年一月迄政府四銀行の發行額と		民國二十七年一月迄政府四銀行の發行額と	
中 央	一、六五、三三	二、九五	一、六、八五
中 國	(減)一、九〇	(減)三、八八	四、六一
交 通	一	三、四	(減)二、五
中 國	一三〇	三三	三三
合 計	一四、六三	二、四二	三、六四

前年同月の比較表(單位千元)		前年同月の比較表(單位千元)	
民國二十七年六月政府四銀行の發行額と		民國二十七年六月政府四銀行の發行額と	
中 央	四九、六六	三、四	七、八〇
中 國	六三、三五	五九、八五	一、〇〇
交 通	三三、八九	三三、四八	一、〇〇
中 國	三三、三九	三七、五	二〇
合 計	一、七六、九七	一、四七、〇三	一、八

次に民國二十六年一月末政府四銀行の發行額と民國二十七年一月末の發行額及び戰爭直前、即ち民國二十六年六月末四銀行の發行額と民國二十七年六月末の發行額を比較して見よう。

民國二十六年一月分と民國二十七年一月を比較せば中央銀行が二一%、中國銀行が二〇%、交通銀行が一七%、農民銀行が三五%を各々増加した。然し乍ら戰爭直前民國二十六年六月の發行額と民國二十七年六月分の發行額の比較には中央銀行が二三%、中國銀行一七%、交通銀行二%、農民銀行二〇%を増加して、僅か一ヶ年間に四銀行紙幣の發行額は三億二千萬元を増加してある。此の増加率は全體より見れば豫想程高くなかつたが、戰前の發行率よりは遙かに大きくなつたことが判明する。茲に民國二十七年政府銀行の發行額と前年同期の發行額及び民國二十六年六月の發行額と民國二十七年一月の發行額を比較すれば次の如くである。

支那事變勃發後の政府四銀行の準備額に就いてカーン氏は詳細な調査を發表してゐる。同氏の發表に依れば民國二十六年から翌二十

七年一月迄の四銀行の外國貨幣及び銀金準備額は中央が三千萬元、中國が七千八百萬元、交通が三千二百萬元、農民が百三十萬元を増加し、右四銀行合計は一億四千萬元の増加となつてゐる。次に證券の準備額に就いて見るに中央銀行が一千九百萬圓、中國銀行が二千七百萬元、交通銀行が一千四百萬元、農民銀行が四千三百萬元の増加を示し、四銀行の増加額は一億三百萬元となつてゐる。以上の數字より見れば四銀行の外國貨幣及び金銀準備は中國銀行が最高の増加額を示し、交通銀行が第二位、中央銀行が第三位、農民銀行が最下位である。然し乍ら四銀行の證券準備額に於ては、農民銀行の増加額が第一位を占め、中國銀行が第二位、中央銀行が第三位、交通銀行が第四位で、之より見て戦後國民政府に依り發行された公債の大部分が農民銀行に依り引受けられてゐることが判明するのである。尙ほ外國貨幣と金銀準備の増加は合計一億四千萬元に達し證券準備の増加額よりも大となつてゐる。戦後國民政府は海外から大量の軍需品を輸入する爲め相當の金現送を行ひ在外資金を消費してゐるに拘はらず、生金銀及び外貨の準備は却つて戦前より増加して居る。蓋しこれ國民政府は種々の方法に依つて民間の現金銀を集める一方、華僑の送金を奨励して來た結果であらう。而してこれ等の方法

に依つて獲得した生金銀及び外貨が中國の國際收支を何處までカバーすることが出来るか、又其の残額があるとすれば幾許であるか、之に關する詳細な數字は未だ發表されて居ないが、國民政府が大量の軍需品を輸入する爲めに相當の在外資金を消耗してゐる以上、其の残額の非常に減少せることは前項井村教授及び土屋氏の研究に依つても明かである。四銀行は生金銀及び外貨準備の増加を發表してゐるが、それは勿論疑問視さるべきものである。茲に戦後四政府銀行の發行準備状態を示せば次の如くである。

戦後四銀行の發行準備状態(單位千元)

	民國三十七年七月	民國三十七年一月
中央銀行	三九,三六四	一三,四三三
中國銀行	三四,〇〇四	一九,七七八
交通銀行	三〇,一六八	一四,三三三
中國農民銀行	二四,四〇九	四,〇三七
計	一二九,一五〇	五五,五五〇
	民國二十六年七月四行の準備額と	民國二十七年一月の準備額の比較
外國貨幣と	證券	
金銀(△減)		

中央銀行	三〇,三三〇	一三%	一九,四三〇	一三%
中國銀行	七,三四	三%	七,四七六	一四%
交通銀行	三,一四	一%	一四,七三三	一〇%
中國農民銀行	一,五五	八%	四,〇九六	三%
計	一四,九二九	一四%	一〇,三七八	二%

經濟的戰費支出工作 更に蔣政權は過去一ヶ年間に亘り、戰費調達の一方法として商業資金等を必要としなくなつた銀行資金の強制借上並に法幣以外の紙幣の發行を行ひ、寧ろ國內戰費の最も多くの部分は之に依存して來て居つたものと見られる。蓋し法幣は一定率を以て外貨と交換せらるゝ關係上、之を増發することは資本の海外逃避を誘發し、従つて在外資金の缺乏を來さしめることとなる爲めに、蔣政權は極力此の方法に出ることを回避し、外貨と交換することを義務づけられざる他の紙幣を濫發して、一時を糊塗したものが多いと察せらる。現に最近奧地から上海市場に流れ來つた銀行券は實に種々雑多を極め、其の種類三十餘種に上つて居ることである。此の事は蔣政權治下に於ける金融の混亂、雑多の紙幣の横行振りを物語るものである。尙ほ此の外に經濟貿易關係より調達せんとする方策もあるが、之は別記「對外貿易」の項に詳述せるを以て同

項を参照されたい。
戦時體制下の金融幣制 戦時下に於ける金融財政概況を示せば左の通りである。

戦時金融對策 蘆溝橋事變勃發するや支那民衆は衷心より事態不擴大、現地解決を期待してゐたにも拘はらず、事件は上海に飛び大となつたので、支那金融界の心臓部たる上海の資金は旺んに逃避を開始し、金融恐慌を誘發せんとする情勢に立至つたので、國民政府財政部は之が防止に關し上海各銀行、錢莊等の重役と協議の結果、取敢へず金融安定辦法七ヶ條を制定し、民國二十六年八月十六日より右辦法を實施した。之により上海の金融は停頓状態ながら一應安定を見せたのであるが、預金の引出制限條項が極めて嚴重に勵行された爲め、漸次デフレーション現象を呈するに至つた。そこで財政部は之を緩和する爲め第二段の手段として四行内地貼放(割引及び貸付)委員會なるものを設立した。同委員會は中央、中國、交通、中國農民の四銀行により組織され、内地の重要な都市、即ち漢口、重慶、南京、廣州、濟南、鄭州、長沙、廣州、寧波、蕪湖、無錫等の各地に於て割引業務を行ふもので、同辦法によつて賣出された金

額は約二千五百萬元に達したが、更に二十七年三月戦時匯割貨の振出許可に依つて金融界の險象を緩和し、資金の海外逃避を極力防止するに努めたのである。

妨害國幣懲治條例(二十七年七月二十四日公布)

第一條 營利を目的として銀幣、銅幣或は中央造幣廠々條(ミントバー)乃至銀類を私に移輸出(出口)したる者は死刑、無期徒刑或は七年以上の有期徒刑に處し併せて該幣價額或は五倍以下の罰金に處す

營利を目的とし銀幣、銅幣或は中央造幣廠々條を銷燬し又は私に出口せるものと同じ

第二條 營利を目的とし銀幣、銅幣或は中央造幣廠々條を銷燬したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處し併せて該幣價額或は三倍以下の罰金に處す

第三條 中央造幣廠々條を偽造乃至變造し或は其の分量を減損して行使し又は行使の目的を以て收集或は交付したる者は刑法偽造罪の條項に照して之を處斷す

第四條 行使の目的を以て幣券(紙幣)を偽造又は變造したる者は無期徒刑或は五年以上の有期徒刑に處し併せて五千元以下の

罰金を科す

行使の用に供する意圖を以て偽造幣券を變造又は收集したる者と同じ

第五條 右四ヶ條の罪を犯したる者は其の銀幣、銅幣、廠條、銀類或は偽造、變造の幣券が犯人の所有に屬すると否とを問はず之を沒收す

第六條 本條令の未遂犯は之を罰す

第七條 本條令施行の期間は二ヶ年とす

第八條 本條令は公布の日より施行す

金融安定辦法(二十七年八月十五日財政部公布)

第一條 八月十六日以後銀行及び錢莊の當座預金の引出しは各人毎週其の預金殘額の五%、各人毎週の引出額は法幣百五十元を最高限度とす

第二條 八月十六日以後法幣を以て銀行或は錢莊に預入れる預金は無制限に右法幣を引出し得

第三條 定期預金は期限前に融通の方法を以て引出すことを得ず期限到來後期日の延長を欲せざる者は其の預金を元の銀行乃至錢莊に當座預金として振替へることを得

第四條 定期預金は期限前に銀行或は錢莊の同意を得て擔保貸付を爲す場合には右貸付額は法幣千元以下とし預金額二千元以下の場合には右半額の貸付を得、但し右貸付は一回に限る

第五條 工場、會社、商店及び政府機關の預金は勞賃の支拂或は軍事上の必要なる支出に依り法幣を必要とする場合別に辦法を講ずることを得

第六條 同業或は顧客の爲替取組は全部法幣によるべし

第七條 本辦法は戰爭停止後廢止す

補充金融辦法(二十六年八月十七日財政部公布)

第一條 銀行、錢莊振出しの本票(Cashier Order)又は莊票(庄票)には總て同業匯割なる旨を記載すべし、之等本票は上海同業者代替を許すのみにして之を法幣と交換するを得ず

第二條 銀行、錢莊が八月十二日以前に振出したる本票及び小切手も亦同業匯割手形と見做す

第三條 銀行、錢莊に於ける各種要求拂預金は財政部公布金融安定辦法に従ひ法幣に依る支拂を行ふ外、其の商業部預金なる場合には商業上の需要に應じ同業匯割を以て拂戻を行ふことを得

第四條 預金の預入れに對しては銀行、錢莊は法幣に依る預入れ

なりや匯割に依る預入れなりやを區別し置き法幣を以て受入れたるものは法幣を以て支拂ひ匯割を以て受け入れたるものは匯割を以て支拂ふべきものとす

四行内地貼放委員會貸附條例

第一條 中央、中國、交通、農民四銀行の本店は財政部の命令を受け内地農業、鑛業、工業、商業の資金を圓滑化する爲め各分支行の所在地に聯合貼放委員會を設け本辦法の規定に依り各地の貸附業務を辦理す

第二條 各地方の聯合貼放委員會は主任一名、委員若干名を置き各銀行の本店より派遣さる

第三條 貸附の範圍は左の如し

(甲)擔保貸附 各商業機關が第四條に依り規定された所の擔保品を提供して貸附を請求せるもの

(乙)再擔保貸附 各金融機關が第四條に列擧された所の擔保品を提供して再擔保貸附を請求せるもの

(丙)割引 A 第四條甲、乙、丙三種の擔保品を有する農業、工業、商業手形、B 中央政府により發行された所の債券の期限内の元本及び利息、C 財政部の命令に依り鐵道、交通、農業、

工業に對して行はれる所の貸附

第四條 割引及び貸附の擔保品は次の如き物品に限る

- (甲)農産品 米、小麥、雜穀、小麥粉、棉花、植物油、落花生油、麻、大豆、絲繭、茶、鹽、砂糖、煙草葉等
- (乙)工業品 五金、綿絲、布疋、顔料、セメント、絹織物、化學原料品等
- (丙)礦産品 ガソリン、汽油、柴油、鉛砂、錳錒、鐵砂、銅鐵錫等

(丁)中央銀行の發行に係る債券

第五條 割引及び貸附は法幣を以て之を行ふ

第六條 擔保品の割引率は當地に市價ある場合は市價の八五%を以て計算され市價なき場合には各地の聯合貼放委員會に依り評價さるべし、但し擔保品の價格が下落せる場合には下落程度の通り追加さるべし

第七條 再擔保貸附は元の擔保金額を超過することを得ず

第八條 割引率は各地の聯合貼放委員會に依り各地の事情を考慮して定めらる

第九條 各貸附金額の用途に付ては各地の聯合貼放委員會に依り

其の審査責任を負ふべし

第十條 割引の手續及び擔保品の審査、保管、處分等の事項は各地聯合貼放委員會に依り各々辦法を規定し四銀行聯合辦事總處の認可を得て之を行ふべし

第十一條 本辦法に規定され居る以外の事項は銀行の割引貸附章程に依り辦理さるべし

次いで第三段の對策として在外資本の枯涸を救濟する目的を以て現金集中政策を講ずることとなり、國民政府は事變勃發直後の九月二十八日左の金銀塊と法幣の兌換辦法を公布し、民間の金銀を集中せんと計つたのである。

金銀類法幣兌換辦法(二十六年九月二十八日公布)

第一條 金塊、金製品、金の裝飾品或は新産の金塊及び砂金等を以て法幣と兌換せんとするもの或は法幣として債款を納付せんとするものは本辦法に依つて之を辦理す

第二條 金類と法幣の兌換は財政部に依り中央、中國、交通、農民四銀行及び郵政儲金局或は其の分支行並に分支局に委託して之を辦理す

第三條 金類と法幣の兌換は先きに其の重量を計つて其れより中

中央銀行の毎日外國爲替相場に依り計算さるべし

第四條 法幣を以て金類と兌換する代理機關は次の如き手数料を

收む

- 一、十兩以下のものは百分の三
- 二、十兩或は十兩以上のものは百分の四
- 三、五十兩或は五十兩以上のものは百分の五

此等の手数料は財政部に依り支拂はれるべし

第五條 金類を法幣にて計算し一ヶ年の定期預金として中央、中國、交通、農民四銀行に預入れたるものは第四條の規定に依り手数料を受取り得る以外に銀行の公定利息率に依り年利二厘の利息を受け取ることを得

第六條 金類を以て救國公債を購買するものは本辦法第四條の規定に依らず一律六%の手数料を得

斯くてデフレーション對策實施の結果、金融界は一應安定したが、然し金融の緊縮は産業發展に支障を來たしたのみならず、國民政府も對日抗戰を繼續する限り物資の自給自足の必要を悟り、民國二十七年三月の臨時全國代表大會に於て非常經濟方案を可決し、又内地金融の調節の爲め財政部は四月二十九日地方金融機構改善辦法

綱要を制定したが、本綱要は「地方金融機構が諸種の證券財産を準備擔保として政府系銀行に紙幣(一元券以下)の印刷を願出づる事を許した」もので、地方の開發資金流入の方法と稱し巧みに法幣の増發を行はんとするものである。辦法綱要全文は次の通りである。

地方金融機構改善辦法(二十七年四月二十七日公布)

第一條 財政部は抗戰時期に適應し内地金融を調整し農工商各業を扶助し生産の需要を増加する爲め特に地方金融機構改善辦法綱要を訂定す

第二條 各地方の金融機關は本綱要第二條の一元紙幣及び補助紙幣領用(受領使用)には舊來の業務の外次の各項の業務を増加す

- 一、農業倉庫の經營
- 二、農産品の貯藏
- 三、種子肥料農具耕牛の貸與
- 四、農田水利事業の資金融通
- 五、農業證券の割引
- 六、合法手續の完成、收益ある土地家屋の抵當
- 七、工場財産の抵當

- 八、工業原料及び生産品の抵當
 - 九、商業證券の收受及び割引
 - 十、社債の經理發行或は抵當
 - 十一、利子を支拂ふ社債券の抵當
 - 十二、農林、漁業、鑛業出品及び日用國産商品の抵當
- 第三條 財政部は特に各地方金融機關に對し第四條に規定する準備に照し中央、中國、交通、農民の四銀行の一元紙幣及び補助紙幣の領用を許可す、領用の數額は財政部決定す
- 第四條 一元紙幣及び補助紙幣領用の準備規定次の如し
- 一、法幣
 - 二、中央政府發行の公債及び中央の許可を経て發行せる地方公債
 - 三、合法手續完成し繼續して收益ある土地家屋及び工場財産
 - 四、農産品
 - 五、船荷證券、倉庫證券、保險證券を有する農業證券にして其の期限百八十日を超えざるもの
 - 六、工業原料及び其の製造品
 - 七、船荷證券、倉庫證券、保險證券を有する商業證券にして其

- の期限百二十日を超えざるもの
 - 八、元利を繼續支拂ふ社債
 - 九、規定による利子を支拂ふ社債
 - 十、農林漁業鑛業出品及び日用國産商品
- 上記第一款の法幣は百分の二十より少きを得ず、第二款の公債は百分の二十を超過するを得ず、其餘は第三乃至第十の各款を以て之に充つ
- 第五條 凡そ一元紙幣及び補助紙幣を用ふる金融機關に對しては財政部より該地の或は之に近き中央、中國、交通、農民の四銀行或は其の一行の人員をして其の業務を檢査せしめ毎月財政部に報告せしむ、若し應に檢査すべき事項あらば隨時財政部に密呈すべく必要ある時は財政部より人を派し檢査せしむ
- 第六條 中央、中國、交通、農民の四銀行の收用する紙幣の準備は責任を以て保管し毎月分類表を作成して財政部に呈出すべし
- 第七條 凡そ一元紙幣及び補助紙幣を領用する金融機關にして若し本網要規定の業務辦理に依らざる時は其の領券を停止し並に已に領せる部分の準備は之を處分す
- 第八條 一元紙幣及び補助紙幣領用の期限及び之が割合の規定は

次の如し

- 一、領用期限は二年を以て限度となし期滿つれば一ヶ年を延長するを得
 - 二、券額の割合は百分の六十を一元紙幣とし百分の四十を補助紙幣とす
 - 三、印刷費は領券一百萬元に對し二萬五千九百元とし以下之に準ず
 - 第九條 一元紙幣及び補助紙幣領用の規則は中央、中國、交通、農民の四銀行より網要に照して合同擬訂し財政部の許可を得て施行す
 - 第十條 凡そ地方金融機關は農業上の各種放資に關し中國農民銀行及び農本局と合作することを得、其の單獨投資及び抵當の農業品も亦該地の中國農民銀行或は農本局に對し抵當とすることを得、商工業に關する抵當物も該地中國、交通兩銀行に對し再抵當するを得
- 財政部は右金融辦法網要發布後、其の圓滑なる遂行を期すべく民國二十七年五月二十六日各銀行家、財政家及び外人顧問を香港に召集し下相談したる後、六月一日より三日間漢口に於て正式に財政金

融會議を開催した。出席者は各省市代表七十四名を初めとし、金融界の領袖たる胡筆江、陳光甫、唐壽民等十餘名で、先づ孔財政部長は左の如き演説を行つた後、愈々協議に入つた。

孔財政部長の演説

各地金融の重任を帯びて居られる諸氏が遠路來會された事は欣快に堪へぬ。本會議の意義は其の名稱からも推察出来る如く全國各地金融責任者が、如何にして金融機構實施辦法を共同討論し、其の效能を充分發揮せしめ、全國抗戰の實力を増強し最後の勝利を期するに在る。我々は現代戰爭勝敗の鍵が單に武力のみに存せず經濟力、持久力の如何に在る事を知つてゐる。歐洲大戰四年間獨逸の失敗は軍事上のものでなく經濟上の持久が出来なかつたからである。我々は抗戰勝利の爲め是非とも金融機構を一切の經濟組織の骨幹として其の持久健全化を圖り、自由に運營し得る様に圖らねばならぬ。中國は土地廣大で人口多く全國上下團結禦侮の決心を固めて居り絶對に勝利を敵に讓るが如き事はない。現下最も考慮すべきは如何にして生産を奨励し、國力を増加して長期奮闘に備へるかに在る。抗戰發動以來我武裝同志は最高領袖指導下に血肉を以て敵弾に抗し、其の天職を全了して來た。而して後方を

安定化し抗戦力量を充實することが、抗戦の前に對し其の關係するところ、前線の作戦行動と甲乙はなく、其の運用こそ我々の任務責任である。本會議を開會した目的は二あり、其の一は各位の報告と意見を聞き所謂集思廣益の效を收めるに在る。各地の金融業務を主持される諸氏は、地方の實際情況に對し知悉してゐる點を此の機會に報告して頂き度い。又今回公布された地方金融機構改善辦法實施に對し若し意見があれば參考の爲めおき、したい。第二は右辦法を遂行する爲め政府の方策をお知らせ致し度い。自分行政財政に其の職を奉じてゐるから、今回の金融機構改善辦法公布の動機と個人の希望を述べる。先づ生産の増加である。而して其の部門は農業、工業及び鑛業の三である。中國は昔から農業立國で、農民は全人口の八十%を占め且つ地大物博と稱するも實際は國內の産米を以て國內食糧を自給するに足らず近年暹羅、西貢方面から輸入の米類は巨額に上つてゐる。以上の諸國は其の土地の廣大さと肥沃さは我に及ばず、人民も亦数が少いの其の糧産は豊富である。之は元より人民の勤勞と政府の奨励によるものであるが、金融が生産に多大の便宜を與へてゐる事を忘れてはならぬ。中國の農夫は往々一年中苦勞して而かも一食にすらこと

を缺く。之は苛捐雜税による剝脱漢奸の物價吊上等、地方封建勢力が農民の利益を搾取した結果である。農耕の荒廢は今回賑濟委員會成立し、特に農村に留意される事となつた。全國人民をして自給自足を可能ならしめねばならぬ。抗戦中前線の需要は激増して居り我々は益々活動を續けねばならぬ。而して本會議の内容は嚴秘に附せられてゐる爲め明瞭でないが、六月一日の會議に於ては(一)開戦以來の各地金融經濟上の報告、(二)地方金融改善辦法の實施手續並に諸建設に關する研究、(三)今後各金融機關をして如何に政府の政策を遂行せしめるか等に就いて協議し、各特別に小委員會を組織して種々研究したが、結局何等の結論に達せずして散會し、續いて翌二日には専門分科委員會を開き最終日(六月三日)の全體會議に於て次の決議を採擇した。

- 一、日本軍占領地區に對する送金を制限すると同時に、奥地向送金に對しては極力これに便宜を與へ、以て農村金融の圓滑を圖ること
- 二、輸出工業を奨励すると同時に海外華僑の支那向送金には諸種の便宜を與へ、外貨の獲得に努めること
- 三、國內に在る金銀の集積には引續き多大の努力を致すこと

四、地方金融機關の數を増加し、農村金融は出来るだけ擴充すること

五、節約貯蓄を奨励すること

六、日常必需品生産の奨励と農村貸付の増加を圖ること

七、クレヂット授與繼續を爲すこと

八、金融専門家を訓練し、非常時金融に萬遺漏なからしむること
尙ほ右の成果に關し國民政府當局は六月六日左の如く發表し、表面的には大した影響もなかつたが、廣東省の如きは私銀秘藏者嚴罰令、即ち第一に相當なる價格にて買上げ、第二に私藏嚴禁の布告を發し、第三に家屋の捜査を行ひ私藏者嚴罰方針を採用した結果、地方的には却つて大恐慌を惹起したのである。

- 一、地方金融機關全部に對し農産物倉庫を設立すること
- 二、農産物擔保のクレヂット増加
- 三、農業用機械器具購入の爲めの貸出増加
- 四、農業改良及び水利保全の爲めの貸出増加をなす
- 五、農民に對し農産物貯藏證明書を擔保として現金を得る方法を與へること

因に江浙戰區内にある中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀

行、浙江興業、浙江實業、上海、國貨、通商、四明、聚業、中國農工、鹽業、金城、大陸、中南、中國實業、農商、上海綢業、國華、聚興誠、新華、江南等の各銀行は、戰區内の分支行乃至辦事處を全部上海に移し、總行(本店)に於て従前通り預金の引出しに應じて居る。但し總行が戰區内にある

- 一、杭州 兩浙商業、浙江建業、浙江商業、浙江儲蓄、浙江興業
- 二、南京 南京商業儲蓄、南京市民
- 三、崇明 崇明大同商業銀行
- 四、太倉 太倉銀行
- 五、常州 武進商業銀行
- 六、南通 匯通銀行
- 七、蘇州 吳縣田業銀行
- 八、嘉定 嘉定商業銀行
- 九、崇德 崇德縣農民銀行
- 十、海寧 海寧縣農民銀行
- 十一、嘉善 縣地方農民銀行
- 十二、嘉興 縣地方農民銀行
- 十三、徐州 徐州國民銀行

- 十四、松江 松江興業銀行
- 十五、浙江 浙江地方銀行、江蘇銀行、江蘇農民銀行

の各銀行は、浙江建業銀行が上海に營業を移した以外は何れも現在各銀行經理、協理の責任を以て各種預金の拂戻、各種貸付金の取立を行つてゐるが、損失極めて莫大にして殆んど恢復出来ないものも尠くないので、國民政府財政部は戰區内各銀行に對し法により適當に處理すべき旨命令を發してゐる。

爲替統制の破壊と法幣の崩壊 國民政府は民國二十四年十一月所謂法幣制度を實施した。該制度の骨子は、政府系銀行たる中央、中國、交通三銀行(後に蒋介石の機關銀行たる中國農民銀行を加へた)の銀行券を法幣として全國無制限に流通せしめ、法幣以外の紙幣は爾後増發を禁止し、二ヶ年以内に各自回收せしめる。又銀を國有とし其の流通を停止し、不換紙幣たる法幣の對外價値を英貨一志二片二分の一を標準として、爲替の無制限賣りを以て安定すると云ふのであつた。而して此の新制度は日支事變勃發前迄大體順調に進展しつゝあつたが、戰局の擴大に伴ひ國民政府が國內金融及び爲替相場維持の爲め、爲替管理強化を爲さんとして民國二十七年三月十三日左の如き財政部布告を發し、結果、これを契機として法幣は遂に恢復

し能はざる情勢を現出するに至つたのである。

外國爲替買賣方法の改正

(二十七年三月十三日財政部布告)

- 一、三月十四日より外國爲替の賣却は政府所在地たる漢口に於て中央銀行を通じて行はるべし、尙ほ中央銀行は右に關し便宜を圖る爲め香港に辦事處を設置す
- 二、銀行にして其の顧客の爲め爲替手形の購入を爲し、送金及び其の他通常の市場取引により招來した金額以上に商業的な爲替需要を手當せんとするものは中央銀行本店に申込むか又は其の香港辦事處より收得すべきものとす
- 三、右諸銀行は其の外國爲替處分購入の申請を財政部所定之手續規定に従ひ中央銀行本店又は香港辦事處に對して行ふものとす
- 四、右申請は毎週木曜日午前十時以前に爲さるべし、中央銀行當局はこれ等申請に付き考慮せる後翌日金曜日午前十時に各申請者に對し通告を發するものとす、若し通告を發すべき日が休日なるときは通告は休日明けまで繰延べらるべし
- 五、右申請に應じて供給される外國爲替は通告の發せられた當日受渡されるものとす

六、中央銀行より外國爲替を賣却された各銀行は收得した爲替處分に付き中央銀行當局に報告を提出すべし

七、右手續規定は財政部布告の當日より實施せらる

因に財政部が爲替管理強化の爲めと稱し前記布告を發せざるを得ざるに至つた理由として指摘すべき點は略ぼ次の如くである。

- 一、民國二十七年三月十日中華民國臨時政府は北京に中國聯合準備銀行を開設し、同時に新國幣の發行を實施し、其の新國幣を以て法幣を回收し、更に法幣を以て外貨を買入れ新國幣の外貨資金を作らしめる惧れあると共に、此の現狀を放任して置くなれば進んで新國幣の流通を應援する結果ともなるを以て之を防止せんとしたこと
- 二、皇軍の果敢なる進撃に依り第二の首都漢口攻略も最早時期の問題となり、其の結果極度の法幣不安、資本逃避が行はれる恐れを生じたこと
- 三、在外資金は今や三億數千萬圓となり、此の儘無制限に外貨賣りを續けることは到底困難となれること
- 四、臨時政府、維新政府の關稅接收は漢口政府唯一の財源を破壊するのみならず、取納稅金(法幣)を以て外貨買ひを實行され

ては蔣政權として態々窮地に陥ること

五、金融統制の場所が日本軍の占領地たる上海にある事は不便であり、且つ香港に於て統制すれば依存せる英國の援助を受ける場合も亦自由なるのみならず、上海に於ける外支財界人を香港へ引寄せざるもなること

六、爲替の賣買に對し嚴重なる調査及び引締を行へば投機を防ぎ法幣の價値を何處迄も保持して行くことが出来ること

而して當時の客觀情勢は前記諸原因をして漸次鮮明化せしむると共に、現在の支那幣制々度には爲替平衡資金と云ふが如き據點なき爲め遂に其の逃げ場所として叙上の如き法令を發布するの他なきに立ち至つたのである。然るに右辦法は爲替強化に資するよりも寧ろ法幣の崩壊を招來する禍因となり、支那自體の財政的經濟的立場を不利に陥れたるのみならず、在支外人の商業的利益をも著るしく動搖せしむるに至つたのである。そこで各外國商人は支那爲替管理に對し猛烈に反對し攻撃を加へた結果、國民政府は其の後六回に亘つて之を修正するの已むなきこととなつたのである。

第一修正(四月十二日發表)

中央銀行は上海にも外匯通訊處(外貨統制賣割當取次所)を設定

新支那現勢要覽

八八〇

し毎木曜日に申請の締切をなしたものを香港に送り毎金曜日午前
十時前に割當を許可すること。

第二修正（四月十四日發表）

中央銀行は外貨統制割當取次所をして従来と異り割當申込金額
を同時に現金で納入し割當の餘つた分は後から返済すること。

第三修正（四月二十五日發表）

支那より外國に輸出したる商品の外貨代金は外國に於て受取りた
る上其れを中國又は交通銀行に賣渡す可し。

第四修正（五月七日發表）

一、今後は爲替買受の申請書には銀行が賣渡すべき相手方商社の
名稱及び其の個々の金額を明記して二通づゝ提出すること。
二、政府が一志二片四分の一以下の相場を用ひざること。

第五修正（六月十日發表）

中央銀行は外貨買入れ申請をなす場合添付す可き書狀に左の嚴重
なる輸入細目を書き入れすることを必要とする。

- 一、輸入商品
- 二、輸入數量
- 三、輸入金額
- 四、商品生産國
- 五、商品積出國
- 六、商品到着國

七、商品到着港

第六修正（八月二日發表）

一、本年一月一日以前に支那向に積出された商品の輸入代金支拂
に關しては今後も従来通りの方針に基き外貨割當を行ふ。

一、本年一月一日以降に支那向に積出された商品の輸入に對して
は之に外貨割當を行はず。

一、但し政府により輸入を認可されたる商品に對してのみは今後
も外貨割當を行ふ。

一、新規定は次週即ち八月八日の外貨申請割當より實施す。

但し國民政府では今以て前記の措置を法幣の強化對策であると強
調してゐるが、事實は然らず正に法幣制度の崩壞を促進しつゝある
のである。何となれば無制限外貨賣りであつたものが制限附となり
其の結果、國民政府の信用は地に落ち通貨は不安となり換物及び資
本逃避が頗る旺盛となつた。従つて中央銀行は外貨賣り割當額を減
縮し、更に其の取締方法も漸次嚴重となつたけれども、其の眞の目
的は遂に達成し得なかつたのである。そこで政府では割當額を制限
し法幣の價値を長く保持せんとしたのである。即ちその遞減の跡を
示せば左の通りである。

割當月日	申請額(磅)	割當額(磅)
十八日第一週	一、〇六二、〇〇〇	三五三、〇〇〇
廿五日第二週	一、五二七、〇〇〇	四六五、〇〇〇
一月第三週	一、三二七、〇〇〇	三八八、〇〇〇
八日第四週	一、四〇〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇
十九日第五週	一、八〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
廿二日第六週	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
廿九日第七週	一、〇〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
六日第八週	一、〇〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
十三日第九週	一、〇〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
二十日第十週	一、〇〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
廿七日第十一週	一、三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
三日第十二週	一、三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
十日第十三週	一、三〇〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇

第六編・第二章・第二節 戦時下の財政經濟

割當月日	申請額(磅)	割當額(磅)
十七日第十四週	一、三七〇、〇〇〇	九五、〇〇〇
廿四日第十五週	一、二〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
一月第十六週	一、六〇〇、〇〇〇	七二、〇〇〇
八日第十七週	一、六〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇
十五日第十八週	一、八〇〇、〇〇〇	八七、〇〇〇
廿二日第十九週	一、八〇〇、〇〇〇	八五、〇〇〇

前表に就いて見るも明白なる如く、國民政府が少ない在外資金支
持の爲め如何に狼狽してゐるか窺はれる譯で、現在の通貨狀態は
グレッツシャムの法則其の儘で純良な法幣は日々減退し雜幣のみ流通
して不安益々増大しつゝある。其の結果、民國二十七年七月末現在
に於て法幣一、五〇〇萬、雜幣三、〇〇〇萬と稱せられてゐる有様
である。尙ほ民國二十七年三月以降七月迄の爲替相場下落の狀態を
示せば左の通りである。

對	三月十二日	六月十三日	七月二十日
對 英	一志二片四分	八片	八片十六分十五
對 米	二十九弗二分一	十六弗八分五	十八弗十六分五
對 日	一〇一圓四分三	五圓二分一	六三圓二分一

八八一

戦時下の経済界 開戦後の経済界の情勢は左の通りである。

抗日経済関係諸法規 戦時下の支那経済に關して國民政府より發布された諸法令は極めて多數に上つてゐるが、其の内重要なものに就いて見るに國民政府は南京撤退前、既に國民經濟の破綻に備へる目的を以て生産促進、貿易調整の見地より農産調整(主任委員周作民)、工鑛調整(主任委員翁文灝)、貿易調整(主任委員陳光甫)の三委員會を設置し、政府の漢口移轉後、經濟部を新設すると共に部内の各機關を整理し工鑛調整處、農業調整局を新設して非常時態様を整へたのである。而して戦時最も必要なる工業に關しては特に民國二十七年六月工業獎勵法、特殊工業補助條例を發布し、更に石炭管理の爲め戦時領煤礦辦法十六條を公布する所あつたが、之より先民國二十七年二月には資源委員會、鑛冶研究所を設置して軍需資源の新研究を開始したのである。次いで國民黨臨時全國代表大會に於て非常時期經濟方策採擇せらるゝや、之を以て今後の戦時經濟政策の基調となし、經濟部は之に基き新たに農、工、商、鑛各業の建設計畫を定め、所謂「抗戰建國」の體制なるものを整備すると共に農業生産の増加策、基本工鑛業の建設、民營事業の獎勵、對外貿易の發展等に就いて猛烈なる宣傳を開始したのである。一方之とタイ

アップして抗戰の必要上各種企業に對する管理の手を進むること、なり、民國二十六年十二月二十二日附命令を以て「戦時農工商管理條例」二十條を公布したのである。同命令は軍事委員會が各企業を管理することを規定したもので、第一類の燃料、金屬及び其の製品、酸性品、セメント、酒精、交通材料、ゴム、電氣及び同器材、指定の礦物及び重工業品等は軍事委員會第三部に於て管理し、第二類の食糧品、植物油、棉製品、毛織物、絹製品、紙及び其の製品、印刷機、教育品、皮革、畜産品、藥品、茶、鹽、砂糖、醸造品、ベソキ、木材、マツチ、陶器、瓦其の他指定の農産物等々は軍事委員會第四部に依つて管理することと定められてゐる。而して此の國家管理への方向は外國貿易に關しても顯著に現はれてゐること別項記述の通りである。茲に其の主なる法令を示せば左の通りである。

戦時農工管理條例要旨(二十七年三月二十二日公布)

本條令は先づ國內の凡ゆる生産部門を二分して生産手段、生産部門及び消費手段、消費部門とし夫々軍事委員會第三部及び第四部の管理に委屬せしめ、各企業の管理機關を設立或は直接これが經營に参加し、
一、經濟開發々展

- 二、原料の供給
 - 三、設備の補充
 - 四、技術の指導
 - 五、勞力供給
 - 六、製品の販賣
 - 七、原料及び製品の運輸
 - 八、生産販賣に必要な治安の維持
- を圖ること、更に各種奢侈品其の他日常生活に直接必要ならざる部門は之を制限或は禁止して戦時産業に動員せしめる。又ストライキ、サボタージュ其の他生産活動を阻害する行爲は一切之を禁止すると共に、左の如き罰則を規定してゐる。
- 一、原料或は製品を敵に供給せる者
 - 二、企業の機密を敵に知らしめんとする者
 - 三、穀倉、一般農業、鑛山又は工場等を毀損した者は死刑或は無期徒刑等の重罰を課する

經濟部資源委員會組織條例(廿七年二月廿八日公布)

第一條 經濟部は重要資源を開發する爲め經濟部組織法第二十一條の規定に基き資源委員會を設立す

第六編・第二章・第二節 戦時下の財政經濟

第二條 資源委員會の職掌左の如し

- 一、基本工業の創辦及び管理經營
- 二、重要工業の開發及び管理經營
- 三、動力事業の創辦及び管理經營
- 四、政府指定の其の他の事業の辦理
- 第三條 資源委員會は主任委員、副主任委員各一人を設け簡任とす、委員八人乃至十二人とし經濟部々長より聘任す、主任委員副主任委員は經濟部々長の命を承けて會務を綜理し所屬職員を監督す
- 第四條 資源委員會は主任秘書一人を設け簡任とす、秘書三人應任とし本會文書、出納、庶務及び其の他各處室に屬せざる事務を掌理す
- 第五條 資源委員會に左記の各處室を設く

- 一、工業處
- 二、鑛業處
- 三、電業處
- 四、技術處
- 五、經濟研究室

六、購料室

第六條 資源委員會各處は處長一人を設け簡任とす、各室に主任一人を設け技正を以て之を兼任せしむ

第七條 資源委員會は技正二十人乃至三十人を設け其の中十人乃至十二人を簡任とし其餘は薦任とす、技士は三十五人乃至四十人其の中一人を薦任他は委任とす、技佐は二十人乃至三十人委任とす、科員は二十五人乃至三十四人其の中四人を薦任他は委任とす

第八條 資源委員會は會計主任一人を設け主計處組織法の規定する所により會計、歳計、統計の事宜を掌理す

第九條 資源委員會は經濟部の核定を経て顧問及び専門委員を聘用するを得

第十條 資源委員會は各項の建設事宜を辦理する爲め各事業機關を分設するを得、其の組織は別に之を定む

第十一條 資源委員會の辦事細則は別に之を定む

第十二條 本條例は公布の日より之を施行す

經濟部鑛冶研究所組織條例(同前)

第一條 經濟部は鑛冶技術研究所を設く

第二條 鑛冶研究所の職掌左の如し

- 一、採鑛選鑛工程技術の研究
- 二、燃料開發及び利用の研究
- 三、鋼鐵及び非鐵金屬冶煉の研究
- 四、其他鑛冶資源に關する調査研究

第三條 鑛冶研究所は所長一人を置き簡任とす、技正は六人乃至八人とし其の中二人を簡任とし其餘は薦任とす、技士は六人乃至十人其の中四人を薦任其餘は委任とす、技佐は六人乃至十人委任とす、事務主任一人、會計員一人、事務員二人乃至四人均しく委任とす

第四條 所長は經濟部長の命を承け全所の事務を綜理し所屬職員を監督し研究工作を指導す

第五條 技正、技士、技佐は長官の命を承けて各項の研究調査及び設計工作を分掌す

第六條 事務主任は處長の命を承けて文牘出納庶務各項の事宜を辦理す、事務員は長官の命を承けて各項の事務を分理す

第七條 會計員は主計處組織法の規定により會計事宜を掌理す

第八條 鑛冶研究所は研究生、練習生及び備員を酌用するを得

第九條 鑛冶研究所は隨時員を派して各鑛冶廠に就き調査或は研究せしむるを得

第十條 鑛冶研究所は政府機關或は人民の委託を受理し調査及び研究事項を辦理するを得

第十一條 鑛冶研究所は經濟部の核准を経て員を國外に派し鑛冶事業を研究考察せしめ或は國際の鑛冶學術會議に参加せしめるを得

第十二條 鑛冶研究所は鑛冶學術研究事項に關し國內其他の各研究機關或は事業機關と合作辦理するを得

第十三條 鑛冶研究所辦事細則は別に之を定む

第十四條 本條例は公布の日より之を施行す

非常時期農工商團體現狀維持暫行辦法

(二十七年三月二十三日公布)

第一條 凡そ戰區の農工商團體は暫く本辦法を適用す

第二條 前條の農工商團體は會員大會の舉行及び職員の改選は均しく辦理を延期すべし、延期の期間中原任の職員は責任を解除するを得ず

第三條 第一條の農工商團體は其の幹事長、副幹事長、理事、執

第六編・第二章・第二節 戰時下の財政經濟

行委員會主席或は常務委員より延期辦理の情形を其の住居地或は近隣の主管官署を通じて經濟部に報告すべし、但し行政院直轄の市に在りては直ちに經濟部に呈するを得

第四條 農工商團體にして幹事長、副幹事長、主席、常務委員なき時は前條の呈報は幹事或は執行委員より之を爲す

第五條 第二條の規定に違反したるものは其の會議及び改選は無効とす

第六條 戰區に接近せる地の農工商團體は本辦法を援用することを得、但し主管官署を経て經濟部の許可を受くべし

第七條 本辦法は公布の日より之を施行す

非常時期營利法人現狀維持暫行辦法(同前)

第一條 凡そ戰區或は之に接近せる地區の營利法人にして其の法定職權の行使に障礙を生じたる時は本辦法を適用す

第二條 前條の營利法人は株主會の召集及び理事、監察人の改選は均しく辦理を延期する事を得、但し官民合辦の政府側理事、監察人は此の限に非ず

第三條 前條の理事、監察人は延期々間中責任を解除するを得ず

第四條 營利法人は前條の延期の場合其の業務を執行する株主或

は會社を代表する理事より理由を列擧して經濟部に呈し許可を受くべし

第五條 會社法上の規定による株主會への報告事項は延期期間中業務を執行する株主或は會社を代表する理事が可能の方法を用ひ各株主に通告或は公告す

第六條 營利法人にして會社を代表する理事なき時は前二條の行爲は理事或は監察人に代る者之を爲す

第七條 本辦法は公布の日より之を施行す

難民墾殖實施辦法(二十七年三月一日行政院通過)

第一條 難民の墾殖は各省の荒山荒地に就き區域を劃分して分別辦理す

第二條 難民の墾殖事務に關しては經濟部及び内政部服務委員會に於て統籌し各省政府を督促して之を辦理せしむ

第三條 難民墾殖の進行に就ては最短期間内に左記各項事務を完成すべし

(甲)荒地の調査及び測量

(乙)容納墾民の人數決定

(丙)各項墾殖實施辦法の擬定

(丁)難民移墾登記の辦理

第四條 荒地の調査測量には左記の各項を注意すべし

(甲)墾地の位置

(乙)墾地面積

(丙)栽植に適する農作物の名稱

(丁)容納墾民の數量

(戊)交通及び治安の情況

(己)墾殖費用

第五條 墾殖難民は左記の條件を具備するを要す

(甲)身體壯健にして勞苦に堪ふる者

(乙)不良嗜好なき者

(丙)耕作を能くする者

第六條 難民移墾の登記には次の各項を注意すべし

(甲)墾殖志願者の姓名、年齢、原籍、性別

(乙)職業

(丙)一家族中の耕作者の數

第七條 難民の輸送は一律に近き墾區より輸送するを以て原則とする

第八條 移墾難民にして輸送期間及び墾區に到着したる後未だ墾殖に従事する以前に在りて生活に力無き者は政府より法を設けて之を維持す

第九條 難民は墾區に選送されたる後は特殊の事故ありて許可を得るに非れば任意に選出する能はず

第十條 難民の墾殖は情形を斟酌して左記の三種の制度を採用するを得

(甲)集團農場制 耕作能力ある獨身男子難民は集團農場を以て之を辦理す

(乙)貸款墾民制 耕作能力を有する家族にして絶對に生活の法なく或は資力の足らざる者は貸款制度を以て之を辦理す

(丙)招墾制 難民にして自力耕作し得る者は招墾制を以て之を辦理す

第十一條 墾殖區域は中央指定區域にして自ら辦理するものを除くの外は地方辦理を以て原則とす、中央は地方辦理の墾殖事業に對しては經濟上技術上の協助を與ふ

第十二條 本法は公布の日より之を實施す

非常時期難民服役法要綱(二十七年四月十日公布)

第六編・第二章・第二節 戰時下の財政經濟

一、難民の服役は兵役と工役の二項に分つ、工役は築路、治水、墾工、軍事工作、自衛工程及び其の他難民に適用する諸事項に分つ

二、難民は何れの役務に従事するも本人の志願によるを以て原則とし必要と認むる時は政府より之が支配を統制することを得

三、難民救濟委員會は難民到着すれば直ちに姓名、原籍、年齢、健康程度、職業、家庭情況、専門技能、希望職業等を調査、分別登記し誠偽を確め以て派遣服役の準備を爲すべし

四、各級行政機關或は軍事機關にして若し難民の服役を需要する時は隨時上級機關に呈請し服役種類及び需要人數に照し難民救濟會の撥派を得ることを得

五、難民服役期間中の待遇は其の服務機關自ら之を定む、但し其の他の服役人員或は其の他の普通工人の最低額數より低きを得ず

六、凡そ工役に服する難民及び其の家族は工作に到達後最初の一ヶ月内は生活上必需の物品は工事主管機關代りて準備を爲す、但し本人の工資の中より期を分ちて控還すべし

七、難民にして服役期間中其の成績良好ならば其の待遇を提高す

るを得
 八、服役に派遣せられたる者は兵役に服するを除くの外は其の志願によりて眷屬を隨帶するを得
 九、工役に服する難民は簡單なる編組を行ひ適宜の訓練を加ふべし

因に今次事變發生以來支那側の蒙つた經濟的損失に就いては各方面に於て種々の調査が行はれてゐるが、最近支那側で某經濟専門家の推定の結果として公表した所に據ると、事變發生以來民國二十七年四月一日までの支那側損害は軍事上の消耗約二億元、一般建物財産の損害約百億元、商工業損失及び稅收の損失合せて約八億元、一般個人所得損失三十億元にして總計百四十億元に上るものと推算してゐる。

奥地經濟建設狀況 蹶つて民國二十七年に入りての支那經濟の狀況を總覽するに、漸次凋落の歩調を辿りつゝあるが、國民政府の戰時經濟建設方針に關し民國二十七年一月十一日經濟部長翁文灝の發表せる所に據れば、左の如く各種生産工場は全部之を奥地に移轉せんとするものゝ如くである。

翁文灝の奥地經濟建設論

間の投資を督勵する。

一、建設資金の融資を圓滑ならしめるため中國銀行、交通銀行の支店を昆明、桂林、貴陽、成都に新設する。

一、工場の奥地移轉は長江下流の戰區より四川に遷されたものゝみでも五十八工場（その内紡織八、印刷七、電氣器具五）に達してゐるが、當面の急に應じ且つ農村工業化を促進すべく小規模の手工業的紡織機の操作を指南し、これを各村落の合作社又は工人に廉價で貸付け暫定的に大規模工場の缺如を補ふ。

一、其の外輕工業及び農業の開發指導並に金融のため西南、西北委員會の下に工業建設促進合作社及び農業生産促進委員會を設け民間の工業者及び生産者を網羅し、官民協力の實を擧げる。

一、重慶と西南諸省間の交通路、特に自動車道路の開設狀態の概要は次の如くである。

(イ) 川湘路（四川—湖南）既に民國二十七年四月より工事を開始し、目下四千人の土工を使役して六割を完成、十月より全通の豫定である。

(ロ) 川鄂路（四川—湖北）成都より簡陽、渠縣を経て萬縣に至る全長六百四十餘支里、民國二十七年二月工事を開始し近

國民政府に於て計畫中の建設計畫は第一交戰地區にある個人企業を奥地に移し外部の影響を避け、工業の發展を圖り國內諸省に對する經濟的刺戟を與へんとするもので、移轉に要する費用は國庫負擔とし移轉を獎勵する筈である。第二は鑛産物の増産政策で先づ漢口附近の炭鑛の開發を行ひ、之を利用して奥地の電化を實現したい。湖南、浙江、廣西、雲南の鑛産物増産も獎勵されるであらう。又非常に困難であるが輸出の増加を圖るため凡ゆる方策を執る心算であるから、現在残つて居る唯一の貿易港たる廣東の重要性は一層増すこととなる。

尙ほ右經濟建設工作に就いて財政部長孔祥熙は同年八月十五日左の如く發表したが、之は最近漸く離反的傾向にある財界分子を引留めんが爲めに、如何に國民政府が躍起となつてゐるかを如實に示すものである。

奥地經濟建設狀況

一、西南、西北兩經濟建設委員會を組織し張群が之を主宰する。

この事業の内容は重慶を中心とする西北、西南の交通網の新設補強、軍需及び生産工場の建設並に農業開發であり、從來の耕地及び私營事業を可及的に統轄して同委員會の監督下に置き民

く完成の筈。

(ハ) 成彭路（四川省内）成都より西北方彭縣に至るもので民國二十六年冬開始、二十七年十月完成の豫定。

(ニ) 川滇路（四川—雲南）先づ其の第一期交路たる四川省南部省境に近い隆昌より貴州省西部省境の赤水迄は民國二十七年三月開始し近く完成の豫定であり、赤水から同じく貴州省省境の威寧に至る區間は五月開始し、これ亦近く完成の筈で右完成後雲南省昆明に至るものと接続する

(ホ) 雲南、貴州、廣東、廣西各省の軍事政治經濟の全般に亘る連繫強化の爲め飽く迄も粵漢線を利用することゝし、廣東を起點として廣西省の梧州、柳州より貴州省の貴陽を経て重慶に結ぶ軍事交通路及び廣西省の桂林より湖南省の粵漢線要衝衡州に出で、更に貴陽に結ばれる軍事交通路に依つて粵漢線を確保すべく、目下貴陽、廣東に交通建設所を設けて晝夜兼行で建設を急いでゐる。又佛領印度支那河内及び英領ビルマと昆明、重慶を結ぶ鐵道線も其の竣工を繰上げて工事を急ぎつゝある。

而して國民政府は右奥地經濟建設工作の爲め巨額の資金を要し、

民國二十六年に於ては總額三億九千萬を支出したと稱してゐるが、此の間中央及び各省政府に於て資金吸收の爲め其の發行を許可した建設公債は江西省建設公債二千萬元、湖南省建設公債一千八百萬元、湖北省建設公債五百萬元、浙江省公債一千萬元、合計四千三百萬元で、以上何れも年利一律六厘となつて居る。尙ほ此の外に近く立法院の許可を得て河南、福建、甘肅省等も夫々公債を發行する趣である。

對外貿易關係

開戦後の對外貿易は左の通りである。
民國二十六年度 支那の對外貿易は、近年輸出入とも順調なる恢復傾向を示してゐたが、民國二十六年は更に民國二十五年に比して輸入一・二%、輸出一八・七%の増加を示した。輸出の増加率が輸入よりも顯著なものは最近に於ける支那貿易の發展特徴にして、二十六年の輸入は近來の最少額たる二十四年に比して三・四%の増加に過ぎなかつたが、輸出は二十三年に比して五六・六%の激増を示した。其の結果貿易尻は著しく改善し、入超額は前年の半額以下、又二十一年に比すれば七分の一以下に減少するに至つたのである。斯くの如く二十六年度の貿易活況は、云ふ迄もなく全く一月以降七月迄の事變前に示されたもので、同期間の貿易は前年同期に比して

輸入三六・六%、輸出四五・三%の激増を示した。此の輸出入の激増に就いては物價が前年同期に比して一七%の昂騰を示したことも一因であるが、特に輸入増加は支那に於ける各種建設事業の遂行及び軍備充實に負ふ所多く、輸出増は支那農産物の豐作、海外工業の活況に伴ふ支那産原料の需要増加等を主因とするものであつた。

然るに七月に入るや支那事變勃發して支那の大半を戦火の巷と化したるに加へて、日本海軍が實力を以て支那沿岸諸港の支那船舶の出入を遮断せる爲め、支那の對外貿易は忽ち急激なる萎縮を來たし、總に少數の外國船舶に依つて繼續される状態となつた。八月以降十二月までの事變下に於ける貿易を前年同期に對比するに、輸入は四五%の激減を來し、輸出も一四・八%の減退を示すに至つた。輸入の激減は戦争の爲めに貿易都市と奥地との交通が殆んど杜絶せる結果、輸入手當が一齊に控へられたことに因るものであり、之に對して輸出は各港に滞積されてゐた支那産品の積出が急がれた爲め其の減少が比較的少額に止つたものである。従つて奥地との交通が恢復せざる限り、輸出の萎縮は寧ろ今後に繰越されたものと見るこ

とが出来る。
今左に國民政府財政部より公表された最近數年間に於ける支那の

對外貿易額、主要商品貿易額、國別貿易額及び港別貿易額等を示せば左の通りである。

支那對外貿易額(單位千元)		支那主要商品貿易額(單位千元)	
輸入	輸出	輸入	輸出
民國二十一年	一、五五、五八	一、八七、〇七	一、八七、〇七
民國二十二年	一、三六、七六	六三、五五	一、〇三、二一
民國二十三年	一、〇六、七九	五五、七三	一、〇三、二一
民國二十四年	九四、六五	五八、元	一、〇三、二一
民國二十五年	九四、五三	七六、七九	一、〇三、二一
民國二十六年	九六、三三	八六、三〇	一、〇三、二一
民國二十五年一七月	五五、七九	五五、七九	一、〇三、二一
民國二十六年一七月	七三、七七	五二、八七	一、〇三、二一
民國二十五年八月五月	四八、七四	三三、三三	一、〇三、二一
民國二十六年八月五月	三四、六七	二六、九三	一、〇三、二一

支那主要商品貿易額(單位千元)		民國二十四年		同二十五年		同二十六年	
輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
鐵	七四、三四七	九二、四五六	一〇八、五三九	七三、三七九	八九、八四六	五三、七八五	五二、八一三
鋼	七四、三四七	九二、四五六	一〇八、五三九	七三、三七九	八九、八四六	五三、七八五	五二、八一三
生絲	三五、六七九	三六、七二三	四五、八六六	三五、〇六九	四一、八〇二	四一、八〇二	四五、八六六
皮	二二、六二九	四〇、五〇二	五三、七八五	二二、六二九	四〇、五〇二	五三、七八五	五二、八一三
桐油	四一、五八三	七三、三七九	八九、八四六	四一、五八三	七三、三七九	八九、八四六	八九、八四六
桐	四一、五八三	七三、三七九	八九、八四六	四一、五八三	七三、三七九	八九、八四六	八九、八四六
皮	二二、六二九	四〇、五〇二	五三、七八五	二二、六二九	四〇、五〇二	五三、七八五	五二、八一三
卵	三三、〇六九	四一、八〇二	五二、八一三	三三、〇六九	四一、八〇二	五二、八一三	五二、八一三
生	三五、六七九	三六、七二三	四五、八六六	三五、六七九	三六、七二三	四五、八六六	四五、八六六

新支那現勢要覽

八九六

其 他	二六、三二	五〇	三、八四	四・五	四、〇四八	五七	一六、六四	一九、八九	一五、一〇	元、一九
計	二二、六七	一九四	一五、〇元	一九一	二〇六、〇四	四六	七、八四	九、六五	三、八五	一七、三三

地方別貿易分類割合(總額に對する%)

輸 入

輸 出

北支	中支	南支	北支	中支	南支
----	----	----	----	----	----

輸出七五・七%の激減を示した。其の外輸入に於ては米國、獨逸及び英國が各四二・四%、三九・五%及び三九・〇%の著減を示した。之に反し佛領印度支那よりの輸入が二倍以上に増加し、暹羅及び佛國よりの輸入増加を示してゐることが注目される。輸出に於ては、日本に次いで米國の減退著しく、其の率二九・八%に及んだ。然るに英國向輸出減退は極めて少く僅か五%に過ぎなかつた。尙ほ注目されるのは香港輸出の七二%の激増で、事變中香港が支那生産品の最も重要な出先であつたことを示すものである。其の外獨逸向輸出が五七%の著増を示したことも注目される。

民國二十五年八月十二月 一六六 六・六 一四・八 三・一 五・六 三・三
 民國二十六年 同 一四一 四・八 四・一 二・七 三・一 四・三
 右表に據つて見ると民國二十六年初來七ヶ月間に於て、輸出入孰れの側にも首位を占めたものは米國で、輸入總額の一・九・〇%、輸出總額の一・七・七%を示した。輸入に於て米國に次ぐものは日本で、前年第二位に在つた獨逸を凌駕して米國に接近し、米國の一九%に對し一八・七%を占むるに至つた。之に次ぐものは獨逸及び英國で、兩者とも前年同期に比して増加はしたが、其の占むる割合は却つて低下した。輸出に在つては第二位は香港、第三位は日本が占めてゐるが、輸出に於ても日本の躍進著しく、第二位の香港に極めて接近するに至つた。

事變下に入つて支那貿易は相手國に重大なる變化を來したが、其の特に甚しきものは日本で、日本は前年同期に比し輸入八・一四%

事變は支那貿易の地方別分布に重要な變化を齎した。即ち北支及び中支各港に於ては輸出入とも激減せるに反し、南支主要港殊に九龍、廣東等の輸入、廣東、蒙自、汕頭、梧州等の輸出は、前記對香港或は對佛領印度支那貿易の活況と呼應して増加が著しかつた。其の結果貿易の中心は北中支より遽に南支に移轉し、南支の貿易は從來第一位を占めてゐた中支を凌駕し最大割合を占むるに至つた。

民國二十七年上半年 民國二十七年上半年に於ける全支那の對外

貿易統計(海關發表)を見るに輸入四億四千萬元、輸出三億二千萬元で、結局入超は一億二千萬元であつた。而して之を二十六年同期の輸入六億元、輸出四億八千萬元、入超一億二千萬元と比較すれば輸入に於て二割七分弱、輸出に於て三割三分強の各減少であり、又輸出入合計に於ては二十七年上半期は七億六千萬元なるを以て二十六年同期の十億八千萬元と較べて二割九分強の略ぼ三分の一に近い激減を示してゐる。今民國二十六年と二十七年との貿易比較額を示せば左の通りである。

支那輸出入貿易額比較表(單位元)

上 半 期		國民二十七年	國民二十六年	比較減
輸 入	四四、〇七	六六、〇四	六六、〇四	六・三
輸 出	三三、六五	四八、八五	四八、八五	三・九
計	八一、七二	一一四、八九	一一四、八九	元・五
入 超	一三、〇五	一七、一九	一七、一九	一・七
第 一・四 半 期		全 年		
輸 入	一三、〇五	一三、〇五	一三、〇五	一・七
輸 出	一三、〇五	一三、〇五	一三、〇五	一・七
計	二六、一〇	二六、一〇	二六、一〇	一・七
入 超	一三、〇五	一三、〇五	一三、〇五	一・七

輸出 一、三、九四 三、九、九二 五、三、八六 三、五、七五 七、五、四二 四、〇三
 計 五四、八二 四、七 五二、二五 五、五、一七 六、四、七三 一、四、七、二六 四、四
 入超 一、五、五九 三、三、〇三 一、五、一三 一、三、〇三 三、五、八三 三、五
 前表に據つて見ると民國二十六年中の貿易額は二十五年のそれに比較して輸入一分強、輸出一割九分弱を増加してゐるが、之は事變前、即ち七月までの間に輸入三割七分弱、輸出四割六分弱を増加したことによる。而して事變後は全體としての數字に於ては減退の一途を辿り、民國二十七年第一四半期(一一三月)は二十六年同期と比較して輸入に於て一割五分弱、輸出に於て四割四分強の各減退である。更に民國二十七年上半年(一一六月)の數字によると前述の如く輸入は引續き減退を示し、輸出のみは反對に好轉してゐるが、地方別に見るときは、左表に示す如く輸出入共に消長の著るしきものがある。

地方別輸出入額比較表(單位千元)

(一) 輸 入		上 半 期		比 較	
北 支	二七、八四	二六、八四	二六、八四	二七、八四	二六、八四
天 津	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇

新支那現勢要覽

八九八

青島	七三六	三、八〇〇	六、九減	一、〇三三	一五、五九九	南支	一五、六四四	八、五〇九	三、〇三三	六、五五	七、〇〇二
中支	二二、四三三	四三、二四四	三、六減	英、七三三	一九、〇七〇	九龍	一三、三三九	三、五〇〇	三、七、八六	五、八三二	一、九七九
上海	一〇六、六六六	三三、八〇〇	七、〇六減	五、八〇五	一五、〇三三	廣東	六〇、三三三	三、九〇四	二四、二四三	三、六九四	一四、七五五
漢口	一、七五九	三〇、七九	九、五減	九、三	二、七九元	汕頭	一五、七三三	一四、四三三	九、九減	七、一三三	六、三〇〇
南支	三三、四九九	九、六六八	二、四三減	一、五、八五	四、四四三	廈門	二、〇六六	二、一六六	七、七減		
九龍	一三、三六一	三、四四〇	三、六八減	一〇〇、三三七	一三、三三〇	梧州	一三、七五五	二、八〇六	七、六六	六、五五	七、〇〇二
廣東	三〇、九八一	一八、四三三	一、五、五增	一六、五五	三、三三〇	蒙自	一八、八六六	一四、二七	三、四三三	一〇、六〇〇	七、〇六二
汕頭	六、六六八	一九、三〇一	三、六六減	九、三三四	六、九八	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四
廈門	四、八〇三	七、一六九	三、〇三減			梧州	六、〇七九	五、九三三	一、六三三	二、八〇七	三、五三三
梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四
蒙自	六、〇七九	五、九三三	一、六三三	二、八〇七	三、五三三	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四
北支	一〇九、五五	一四、一三三	三、一〇減	三、三〇九	六、六五	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四
天津	八、〇八一	五、三六八	三、七減	二、四三七	元、四四	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四
青島	八、七七	四、七五	八、六六減	五、四	三、八三	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四
中支	四、〇〇〇	二、五、三三〇	七、〇減	四、三〇一	一、六、八五	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四
上海	三、〇四九	二、九、〇九	七、〇減	三、六九	一、三、三三	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四
漢口	三、三三	四、二七九	三、六六減	三、六九	一、三、三三	梧州	三、二二八	三、四三三	一〇、四三減	一、七三三	一、九四

前表に據つて其の消長を見ると、事變の爲め歐米の對支貿易は、事變前の上海に代つて南支特に九龍港が引受けた形である。従つて戦局が南支に進展するに至らば南支の此の好勢は漸次逆轉して北支方面特に天津を中心として外支貿易が行はるゝに至ることは明かである。更らに輸出入別に言へば、輸入に於て二十七年上半期の二十六年上半期比較増加の著るしきものは南支の九龍及び廣東の二港であり、之に次いで北支の天津が一時の類勢を完全に清算して、今や支那再建の力強き歩を踏み出して来た。一方輸出に於ける同期間の増加は九龍、廣東の二港が著るしく他の北支、中支は一齊に減退を示してゐるのであるが、期末の六月の數字を以てすれば北支、中支は共に五月より各三百萬元を増加したに反して、南支は僅かに百萬

元の増加に止まり、事變以來好勢を續けて来た九龍、廣東の二港は漸く類勢に轉じて来たことが覗はれる。要するに北支、中支、南支の三大地方別による對外貿易の現状は北支に於ける皇軍の治安確保と共に復興への行進が既に開始されたこと、南支への戦局の進展と共に一時の好勢に漸く逆轉の兆あるに至つたことを認められる。

之によつて見るも九龍及び廣東貿易が結局一時的のものであることは明瞭であるが、蒋介石政權は南支を維持する爲め上海よりの輸入を極力壓迫してゐる。蔣政權の上海貿易の抑壓政策は外貨を獲得する爲めの政府系銀行の輸出爲替掌握を狙ふものであつて、蔣政權は曩に貿易調整委員會をして茶の輸出を管理せしめ安徽、江西、浙江各省の産茶に對して香港に於ける取引を命じ、上海よりの輸出を禁じたものである。然し實際は輸出商人が上海に本據を構ふることをとて斯かる決定には實際に應じ得ず、民國二十七年七月再び上海經由の積出しを許可した。即ち上海經由の抑壓政策の實施不可能の一例であるが、元來上海港の繁榮は輸出からではなくて江蘇、浙江安徽、江西、湖南、湖北、四省の各揚子江流域の豐饒の地七十五萬方哩、即ち全支那本部の三割五分の面積と二億といふ全支人口の半分とを消費實體として背後に控へ外國品の支那最大の吸收港たる點

に繁榮の基礎がある。従つて上海港の貿易の如き事變前の正常状態に於て全支貿易額十六億元のうち九億元の五割五分を占め、特に輸入に於て全支の六割といふ入超港であり(民國廿五年度の數字)、之に較べると天津は四分の一、青島は六分の一であつた。

民國二十六年及び二十七年上半期の上海港輸出入額(單位元)

	輸 入		輸 出	
	二十七年	二十六年	二十七年	二十六年
一月	一五、三〇三	四、五七、三六	一〇、六一、三〇〇	元、四、四九
二月	一七、二〇、三四	五、八七、七三	一〇、三九、六三	五、三九、三四
三月	一九、三三、四九	六、一七、四三	一三、五五、三三	四、四六、四三
四月	二五、三四、六七	六、九六、九〇	一三、〇六、四一	元、八、八二
五月	一八、三九、六三	三、九〇、四九	一、九五、五二	四、三、八七
六月	一八、七五、五二	四、四三、二七	一五、一四、〇〇	四、八三、七〇
計	一四、一七、八三	三三、九九、五九	七、八三、九九	三、四九、〇五、三七
	計		入 超	
二十七年	二、六〇、五八	二、六〇、五八	二、六〇、五八	二、六〇、五八
二十六年	三、〇三、六六	三、〇三、六六	三、〇三、六六	三、〇三、六六

二月	二七、五八、五八	一四、一五、一七	六、六三、〇〇	一、五五、〇九
三月	三、七七、七四	一〇、六四、〇五	六、六九、三三	三、七三、〇九
四月	二七、四〇、二八	一八、七八、〇三	三、三八、一六	三、〇九、五九
五月	三〇、三三、二四	一五、〇五、八三	六、三四、〇九	三、八九、〇三
六月	三、三三、一〇	一八、二五、八七	三、三六、九一	三、〇〇、四七
計	一七、〇四、一〇	六二、九四、八六	三、三〇、四三	一三、四四、七三

前表に見る如く上海の輸出入貿易は尙ほ亂調を呈してゐるが、治安の回復に伴ひ徐々に増加の歩調を呈して来ることは必然である。

之に對し前述の如く蔣政權が上海貿易に抑壓を加へんとしてもそれは徒勞にして、要するに蔣政權は此の手段により外貨を集中して武器彈藥の外貨拂に充當せんとする奸策に外ならないのである。

右に述べた如く現状に於ては南支の貿易が上海のそれを奪つてゐるが之は其の實對香港の貿易である。換言すれば上海から積出される商品の大部分が南支各港から一應香港に仕向けられ、また諸外國の上海仕向けの商品が一應香港に陸揚げされたものが、更に上海に積出されることとなるので、蔣政權の武器彈藥等の軍需品を除けば直接上海へ陸揚げする方が便利であることは明かである。之を見ても南支諸港の繁榮の如き一時的のものである。

次に民國二十七年上半年の輸出入商品別の消長を記すれば、民國二十六年度の貿易は上半期の好況、下半期の事變による全般的萎縮から商品別には上下兩半期に大なる變化を認められない。今其の全額を表示すれば左の如くである。

民國二十七年及び二十六年上半年の主要商品別一覽表(單位元)

(一) 輸 入		廿七年上半年	廿六年上半年
雜糧及び雜糧粉	貨	六、四四、九六	三、六六、六五
蠟燭、石鹼、膠、松香	貨	七、六〇、六八	五、七五、七三
雜物及び金屬	貨	四、九七、八〇	六、八〇、八四〇
化學製品	貨	三、七三、三〇	六、三六、六三
機械及び工具	貨	三、六〇、六六	三、七〇、六六
書籍、地圖及び木造紙	貨	三、九七、三三	四、〇六、三三
車輛、船舶	貨	一、四四、四六	三、三三、〇四
雜類金屬製品	貨	一、四三、四三	三、〇三、五五
煙草	貨	三、七六、三三	一、四七、四九
染料、塗料、油等	貨	九、三〇、六九	六、〇三、七三

(二) 輸 出

(一) 輸 出		廿七年上半年	廿六年上半年
紡績織	貨	六、四〇、四三	六、八六、七三
礦物、金屬製品	貨	五、三三、三三	四、七五、〇九
動物及び其製品	貨	四、八〇、三〇	六、〇〇、五三
油	貨	三、七三、三〇	三、七〇、六六
レース及び其製品	貨	三、七〇、三三	三、七三、五五
雜貨	貨	一、五八、一三	一、三三、五五
皮革	貨	一、〇八、一三	四、〇四、五五
綿布	貨	九、六九、八三	三、六二、九元
茶	貨	八、九三、三六	二、四三、三三
種子	貨	八、二〇、八四	三、三三、八七
燃料	貨	六、二五、六三	七、八二、三三

貿易調整委員會を設立し、輸出入物資支配の準備工作となし、各地重要地點に支部を設け、十二月二十二日戰時農礦商管理條例を公布、各種企業に對して戰時體制編成を口實として軍事委員會の物資徵發及び支配を成文化したが、更に民國二十七年七月に至り曩に設立したる貿易調整委員會の各地支部を擴大して各省に輸出入貿易管理委員會を開設して直接地方輸移出入物資の支配に萬全を期した。同委員會の規定は左の如くである。

- 一、軍事及び民生上必需以外の産品は分量をきめ輸入及び貯蔵を獎勵し且その輸入を制限或は禁止す
- 二、軍事及び民生上の必需品は特別の便利を與へ生産増加を獎勵し輸出を扶助す
- 三、本省輸出商にして資力不足の者には聯合金融機關より融資し或は政府が合資經營す、私力經營し能はざるもの又は私力經營すべからざるものは省政府の力を以て積極的に辦理す
- 四、省内輸出入商の貿易を便利ならしむる見地より貿易管理會は本省輸出入商に代り賣買、運輸、保險、倉庫、金融等の事務を辦理す

五、軍事及び民生上の必需品にして輸入困難のものは法を設けて貿易管理會が商人を補助し賣買貯蔵を行ひ並に有效辦法を講じ費用を節約せしむ

六、貿易管理會は軍事及び民生上の必需品に關し有效辦法を講じ物價の昂騰と商人の利益攔断を防止し或は法を設け物品を平價にて供給すべし

七、輸入商品を取扱ふ者は先づ貿易管理會に登録し然る後輸入をなすべし

而して此の管理委員會には運輸聯合辦事處が附設され、資金に窮する者を救済すると言ふ理由を以て物資擔保の貸附を行ひ、貸附の形式で徵發する擔保流れの物資を運輸する機關まで豫め準備してゐる。尙ほ之より先四月二十三日には輸出統制と稱して輸出爲替決済辦法及び輸出爲替處置辦法を公布、其の勢力下の各海關も五月一日より相前後して之を實施したが、此の輸出統制は輸出爲替を中國、交通兩銀行に取組ましめ、手形取立外貨を中央銀行勘定に振替へしめて外貨を中央銀行に集中せしむるものである。先づ輸出商人は管理委員會貨物の審査、價格及び相當外貨の査定を受けて輸出許可證の下附を受け、更に此の許可證を中國、交通兩銀行の何れかに提示

して輸出爲替を取組み、輸出爲替取組證明書の發給を受け、之を海關に提示して輸出手續を採るものである。右輸出爲替法の要點は左の通りである。

輸出爲替決算辦法要項

- 一、輸出商は國産品の輸出に當り中國、交通兩銀行と規定の辦法によつて輸出爲替を取組み、其の證明書を海關に提出して許可を受けざるべからず
- 二、中國、交通兩銀行との間に輸出爲替の取組みを行ふときは中央銀行の外貨買値一志二片半を以て行ふこととす
- 三、上記輸出管理に含まれる商品は國內に於ける自給可能にして輸出餘剰を有する左記二十四種の商品に限られる。即ち桐油、豚毛、毛皮、礫物、茶葉、卵製品、桔子、羊皮、藥材、羊毛、蠶絲、金絲、草帽、頭髮、胡麻、腸皮、棉花、落花生、芝麻、煙草葉、木材、竹、杏仁、鴨毛、獸皮

即ち國民政府が輸出爲替法によつて具體化した輸出管理は輸出可能な國産品の輸出を奨励すると共に、國內生産不足の商品の自由輸出を出來得る限り制限し、以て輸出爲替を中國、交通兩政府系銀行に集中することによつて在外資金或は外貨資金の維持と補強に努め

んとするにある。

之を要するに蔣政權は事變以來、先づ全般的の貿易管理の體制を整へ、之が輸出に於ては其の勢力下の輸出商人が支那品を買付けて之を海外又は皇軍占領地域に輸移出する場合、其の積出前に係官の査定を受け、中國若くは交通銀行で輸出爲替を取組み、初めて輸出を許可されることとしたのである。

次に軍需品を除く一般商品輸入の禁遏に就いては民國二十七年七月一日より輸入統制辦法を實施したが、此の辦法の結果奢侈品、消耗品及び國內生産たる機械油、煙草、酒、棉花、寫真材料及び運動用具等の如きは極力其の輸入を制限せられ、延いて軍需品並に生活必需品ならざる殆んど總ての輸入品を禁遏するに至つたのである。

而して此の輸入制限は爲替管理の強化と並行して行はれた。即ち三月十三日附を以て從來無制限に外貨を賣應する建前を持してゐた中央銀行が在外資金の枯渴から俄かに制限を加へ、豫め要求される外貨に對して一週一回の外貨割當額を以て賣應することに變更し、次いで六月十日附を以て左記の如く外貨割當の申請書に輸入商品名、輸入數量、輸入金額、商品生産國、商品積出國、商品到着日、商品到着港、商品賣込先等の明細なる書狀を添附することを求めると共

に、一々外貨割當希望者の署名を取ることとしたのである。但し中央銀行は輸入商品の種別や金額を調査した上で輸入許可差支へなしと認むるものに限り直接輸入商人に爲替を與へることとなつた。故に決定は實質的に云つて嚴格なる爲替管理であり、また極端なる輸入の抑壓であること別項に一部記述の如くである。

- 一、從來外貨購入申請に際し簡單に附加されてゐた外貨需要の內容が著しく強化され、單に外貨を必要とする輸入商の名稱、金額のみに止まらず、輸入商品名、其の數量、輸入價格、生産國名、仕入先國名、商品到着月日、輸入商品の販賣狀況等々を詳細に亘り申告を要することとし、結局外貨の賣渡しを中央銀行より直接輸入商に與へると同然で、實質的に嚴格なる輸入管理を斷行した。
- 二、輸入商品を左の四種目に分けて外貨割當の基準とした(勿論個々の商品の所屬如何に公表されてゐないが)。

申込に對する外貨割當の%

- 第一類 必需品 一〇〇
- 第二類 必需品第一種 三〇
- 第三類 必需品第二種 二五

第四類 純資澤品

斯の如く蔣政權は軍需品海外拂に行詰り輸出に對しては一々價格を査定して許可するといふ頗る嚴重な統制を加へ、輸入も亦同様の極端なる統制を以て此の方は特に抑壓の方針を採つた。輸出の統制に依つて積極的に外貨を獲得し、輸入の統制に依つて消極的に外貨の節約を圖つた。従つて例へば民國二十七年五月中の南支貿易の如き縮壓された數字に於て輸出入均衡を示すに至つた。然し之は勿論海關、特に其の勢力下の南支海關を表向きに通過する貨物に限られて、其の裏面には地下を潜行又は勢力外の海關を通過する貨物の増加したことを却つて物語るのである。従つて蔣政權は斯かる制度を以て支那の輸出入物資を統制するの實效渺きにより、寧ろ必然的に直接其の勢力下の物資を取扱はんとする貿易管理から國營への方向を進みつゝあるのである。

尙ほ支那事變後の上海に於ける各種物價は狂騰を續け特に食料品及び衣服類、燃料等の騰貴は全く目覺しいものがあるが、國定稅則委員會の發表に據れば、民國二十七年七月の上海卸賣物價指數は一五三であり六月に比し七・八高、前年同期に比し實に二七・二高を示現して居り、各類指數を見れば建築材料が低下した外は六月に比

し均しく素晴らしい昂騰を告げ、金屬の如きは二四・二高、燃料が一六・四高を示してゐる。又七月の上海生活費總指數は一五〇・八で、前月に比し八二高、前年同期に比し正に三〇八高であり、各類指數中これ亦食物類が最高で一三・四高、衣類及び燃料が之に次いでゐる。爲替輸入制限の一方人口の激増により一般商人は續々物價を引上げ物價の騰勢は全く天井知らずの感がある。今民國二十七年一月より七ヶ月間の上海卸賣物價指數を統計に據つて示せば左の如くである。

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
糧食	一七四	一三四	二七九	三〇六	二七九	二五六	二〇六
其他	一五八	一五五	一四八	一五二	一五三	一五三	一七〇
紡織品	一〇八	一四九	二二三	二六二	二二〇	二二九	三〇三
及原料	三〇三	一四六	一四九	一五〇	一五九	二五七	三九九
金屬	二〇三	三三六	三〇五	二五〇	二八九	三六六	四四〇
電力	一五八	一五八	一五九	一五七	一六八	一六八	一四九
燃料	一六三	一六四	一六四	一八二	一九六	一五八	一七八
建築材料	二〇六	二三三	二五二	二四八	二三九	二三五	二六三
化學品	一九三	一六四	一六四	一八二	一九六	一五八	一七八
雜類	二〇六	二三三	二五二	二四八	二三九	二三五	二六三
總指數	一九六	二八四	一九二	一四八	一四九	一四三	一五〇

尙ほ南支貿易と關聯する香港の民國二十七年上半期の卸賣物價指數が最近香港貿易統計局より發表されたが、食料類の物價が前年度に比し稍々低下したのみで、衣類、金屬、雜類總べて物價い暴騰振りを示してゐる。今これ等の指數を示せば左の如くである。(民國二十一年=一〇〇)

	民國五年	民國六年	民國六年 上半期	民國六年 下半期	民國七年 上半期
食料	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三
衣類	九四	二七	九五	二〇〇	二六五
金屬類	一七二	一四一	一七五	一四四	一四三
雜類	二五	二四	二九	二九	三〇
總指數	一〇一	一一一	一〇一	一一九	一一一

昭和十三年九月十日印刷
昭和十三年九月十五日發行

定價金五圓

著者

東亞同文會業務部

發行者

東京市麹町區霞ヶ關三丁目四
財團法人東亞同文會
右代表者 津田靜枝

印刷者

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇
河田保治

印刷所

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇
明立印刷株式會社

東京市麹町區霞ヶ關三丁目四

財團法人東亞同文會業務部

發行所



電話銀座(57)二二〇二五
振替口座東京九七三五六〇八
番番番番番

磨齒康健の民國

磨齒ブラク

藥用

合配ル・ロクアウルカ・ル・ロク剤菌殺力強
ル・モチト・ヨび及



**強力なる
殺菌剤で
ムシ歯を
豫防する**
(磨齒ブラクの印公楠大)



體 位向上に役立つこそ本當の齒磨です。そこで強齒保健には、大楠公印の藥用クラブラ磨粉を使ひませう。これこそ國民の健康齒磨と云はれるだけあつて普通の齒磨と違ひ專賣特許の有効な殺菌劑クロール・カルダクロール及びヨードチモールの配合によつて、ムシ歯や口臭の原因となる乳酸やバイキン等を掃滅します。更に透過力も淨化力も科學的に飛び抜けて優れてゐますから齒や齒齦を強く美しくします。少量でこの効果がある上に口觸り良く心身を爽快にして、悪疫を防ぐにも缺かされない唯一の健康齒磨です。

創立明治四十二年八月

營業種目 對支對滿投資業

東亞興業株式會社

取締役會長 門野重九郎
常務取締役 內田勝司

本社 東京市丸ノ内二丁目
電話丸之内(23)二四七・一八九二番
出張所 上海・新東京

資本金壹千萬圓
高級工作機械
毛織織機

株式會社 大隈鐵工所

名古屋市西區辻町字日進二七番地
取締役社長 大隈榮一

御醫者がス、メル滋養のお菓子

菓乳 カルケツト製造元



中央製菓株式會社

本社 東京市城東區北砂町三丁目
電話本所 三三四二二八
東京工場 電話本所 三三四二二八
支社 大阪市西區區旭北通り八丁目
大阪工場 電話 櫻川九三二

營業品目

物理化學器械 精密測定器械
 材料強弱試驗器 電氣計量器
 瓦斯發生裝置 精密化學天秤
 電氣爐及乾燥器 ギア・カッブリング
 フィルター・プレッス 耐酸アリロン製品
 X線装置 高山太陽燈
 人絹用唧筒及紡糸口 マネキン
 諸種教育用標本及模型



株式島津製作所

創立 一八七五年
 資本金 壹千貳百萬圓
 本店 京都市河原町二條
 支店及出張所 東京、福岡、大阪、名古屋、臺北、大連、京城、奉天、新京

ジーエス蓄電池

海軍省・陸軍省・鐵道省・遞信省



指定工場

日本電池株式會社

本社 京都市上京區新町今出川上ル

海外代理取扱 三菱商事株式會社各地支店出張所

ライター水銀整流器

綿布、加工綿布

人絹織物、毛織物



株式服部商店

本店 名古屋市東區宮町一丁目
 支店 大阪市東區淡路町一丁目

綿布

本社 日本愛知縣名古屋市

分工場 同 刈谷町(刈谷工場)

分工場 同 名古屋市(南工場)

豊田紡織株式會社

社長 豊田 佐助
 常務 豊田 利三郎

電話代表(西)二五〇番

東洋クロス株式會社

陸軍省・海軍省指定工場  資本金百萬圓全額拂込済

- ▲皮革代用品(レザークロス)
 - ▲トレーシングクロス(製圖用)
 - ▲防空用暗幕レザ
 - ▲ウキンドウホーランド
 - ▲ブツクバインディングクロス
 - ▲絹布・人絹・綿布染色加工
 - ▲其ノ他塗布紙加工販賣
- 専務取締役 大角卯之助

本社 京都市下京區吉祥院中島町
電話下 (八五九六・八五九七・八五九八)

九條工場 京都市下京區東九條宇賀邊町
電話下 二〇三七・六三三七

◎主要製造品◎

商工省選定優良國産品

ダイヤモンド印
ラクダ印
キリン印
サカブライト印
ダイヤモンド印
サカブライト印
サカブライト印
ラストロンク印

ブツククロス
トレーシングクロス
ブラインドクロス
タイプライターリボン

輸出人絹織物並ニ諸絹綿布ノ染色整理

海軍省指定工場
大藏省御指定
鐵道省御指定

京都市右京區西京極

日本クロス工業株式會社

電話下 (5) 8546 8548・桂 176

目品扱取

綿絲 人造絹絲
生地 綿
晒製 綿
加工 綿
人絹 織物
毛織物 布品

大阪市東區南久太郎町二丁目

又一株式會社

電話船場一七〇一―一七〇六
受信略號(オサカマタイチ)

支店出張所 奉天、孟買、東京、神戸、スラバヤ
天津、大連、京城、ベノスアイレス

上海四川路二二三號

株式會社 阿部市洋行

分行 漢口

京都織物株式會社

京都市左京區吉田下阿達町

- ◆紋及無地縮緬各種並ジョーゼツト
- ◆絹綿、人絹交織朱子各種、室内裝飾織物各種
- ◆婦人コート地、シヨール地、傘地各種
- ◆洋服裏地用シルバー、サテン各種
- ◆無地及紋天鵞絨各種並シホンベルベット

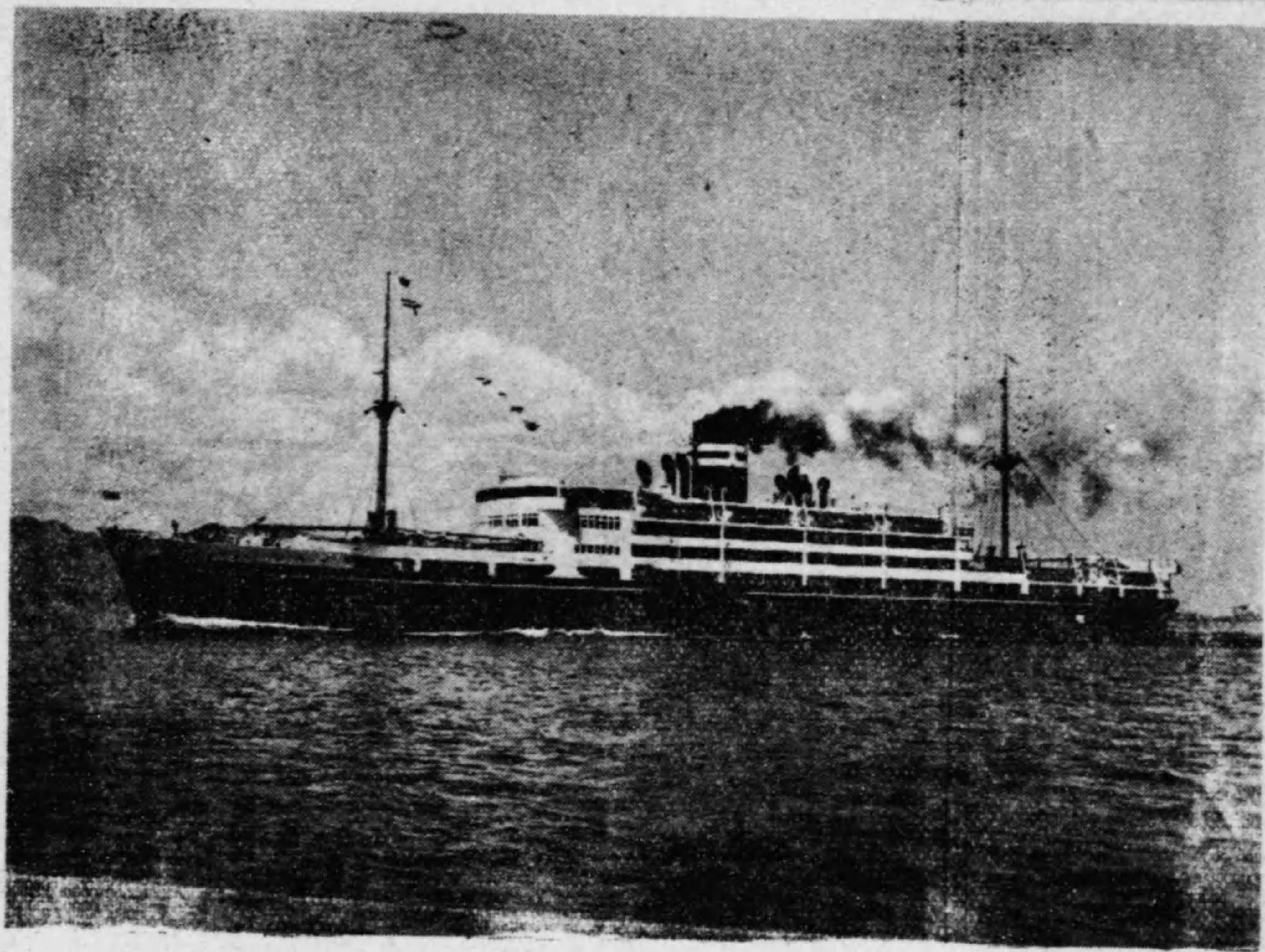
ダルマ印カタン製糸元
東洋紡績カタン糸配給所

京都市下京區油小路通松原上ル

綿絲商

長株式會社 横田糸店本店

電話下 (5) 八五七七
振替口座 大阪一〇七三
發信略號 東京一四六〇
受信略號(ケウト、ダルマヨコタ) 又ハ三三番番番
支店 大阪市東區唐物町二丁目
工場 大阪市東區相川町二丁目



日本と支那を結ぶ

大阪商船航路

大連經由

大 阪・大連線
那 覇・大連線

大 阪・天津線
大 阪・青島線
横 濱・天津線

臺灣・支那間

高 雄・天津線
高 雄・上海線
臺 灣・廈門線
基 隆・香港線

大阪商船

特 徴

大阪東亞輸出組合は大坂生産商品の東亞に於ける其の輸出の促進を計り擴充するのが主要なる目的である。大日本帝國政府官許の唯一の東亞に對する輸出組合である。何れも當地に於ける各業界を代表する最も有力なる東亞輸出貿易商を會員として居り、滿支の要地には何れも出張所を置き各種通商上の連絡が整備されて居るので、本組合員との御取引は何等の不安もなく御期待に副ふことが出来るのである。従つて本組合は以上の有力なる會員の體として貿易の斡旋、商品の委託販賣、商品見本陳列會及都市巡廻見本展示會等の事業を主催し相互の利益増進結成團の爲め常に努力し御期待に副ふべきを使命と致すものです。従つて本組合取扱ひの各種商品は何れも最高位の優良品であり安心して御購入し得、併も低廉なる價格で提供されて居ることは本組合の最も誇りとする處であり、貴店の御發展の必要條件たることを確信するものであります。猶各種の御調査御紹介等は一切無料で御取扱ひ致して居りますから各品に對し何時でも御利用御下命を願へば迅速に御回答申し上げます。必らず御期待に副ふ決心でありますから宜敷御利用願ひ上げます。

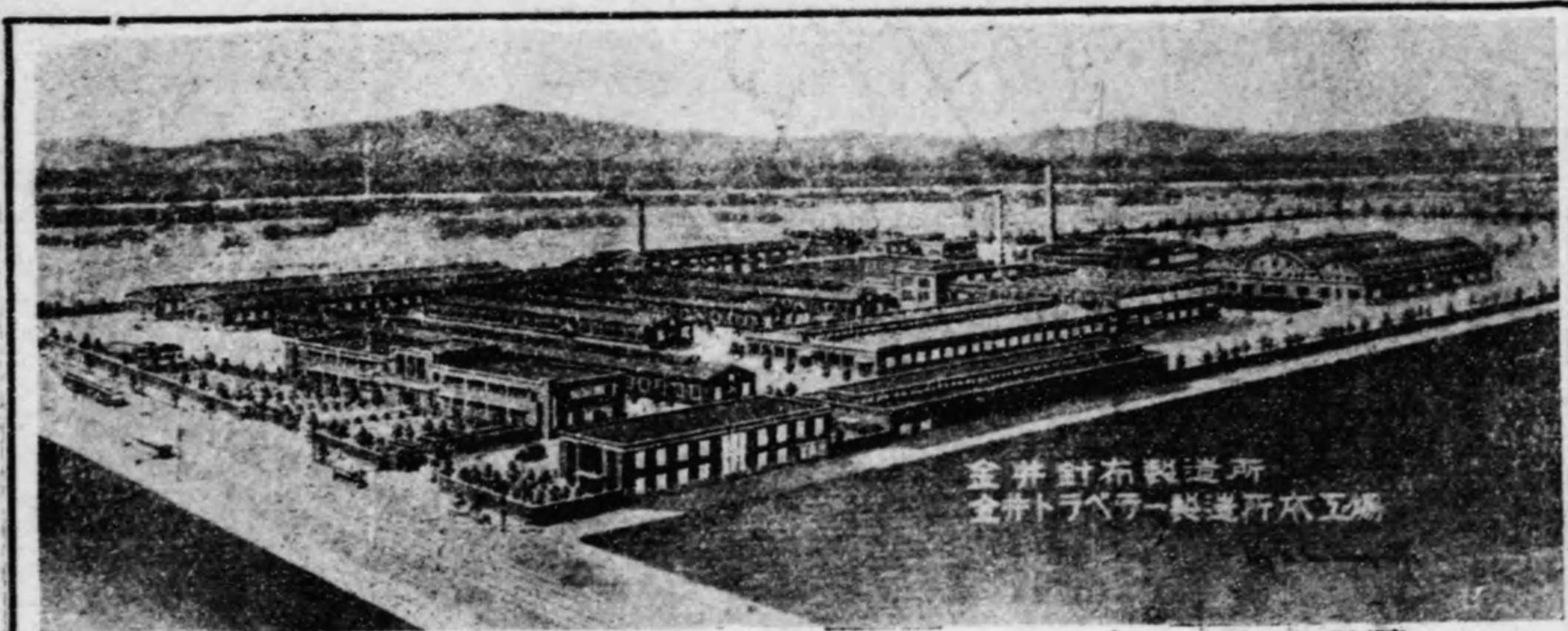


大阪東亞輸出組合

大阪市北區堂島濱通二ノ十二
(大阪商工會議所内)

取扱商品

綿布、綿紗、各種織物、衛生衣、毛巾、帽子及原料、洋傘、肩布、各種首飾、洋裝附件、五金、機器、脚踏車及其附件、醫療器械、各種橡皮製貨、電氣及附件、文具紙製品、飲食料品、各種賽路及製品、化粧品、藥品各種、玻璃製品、厨房器具、漆器、運動用雜貨、玩具、留聲機、其他俱全



金井針布製造所
金井トラベラー製造所

金井 針トラベラー 布製造所

目品業營

トラベラー、針布、針類、リング、フライヤー、スピンドル、ギルフォーター、糸道、陶磁器製品、スプリング類、ワキヤーヘルド、ハイドラフト精紡装置、リドワキヤー、特殊鋼線、其他紡織機用部分品一切

營業部

本工場

針布工場

東京出張所

名古屋出張所

青島出張所

大阪市北區堂島船大工町二二
電話北六三六、三六八、三三八、三三九

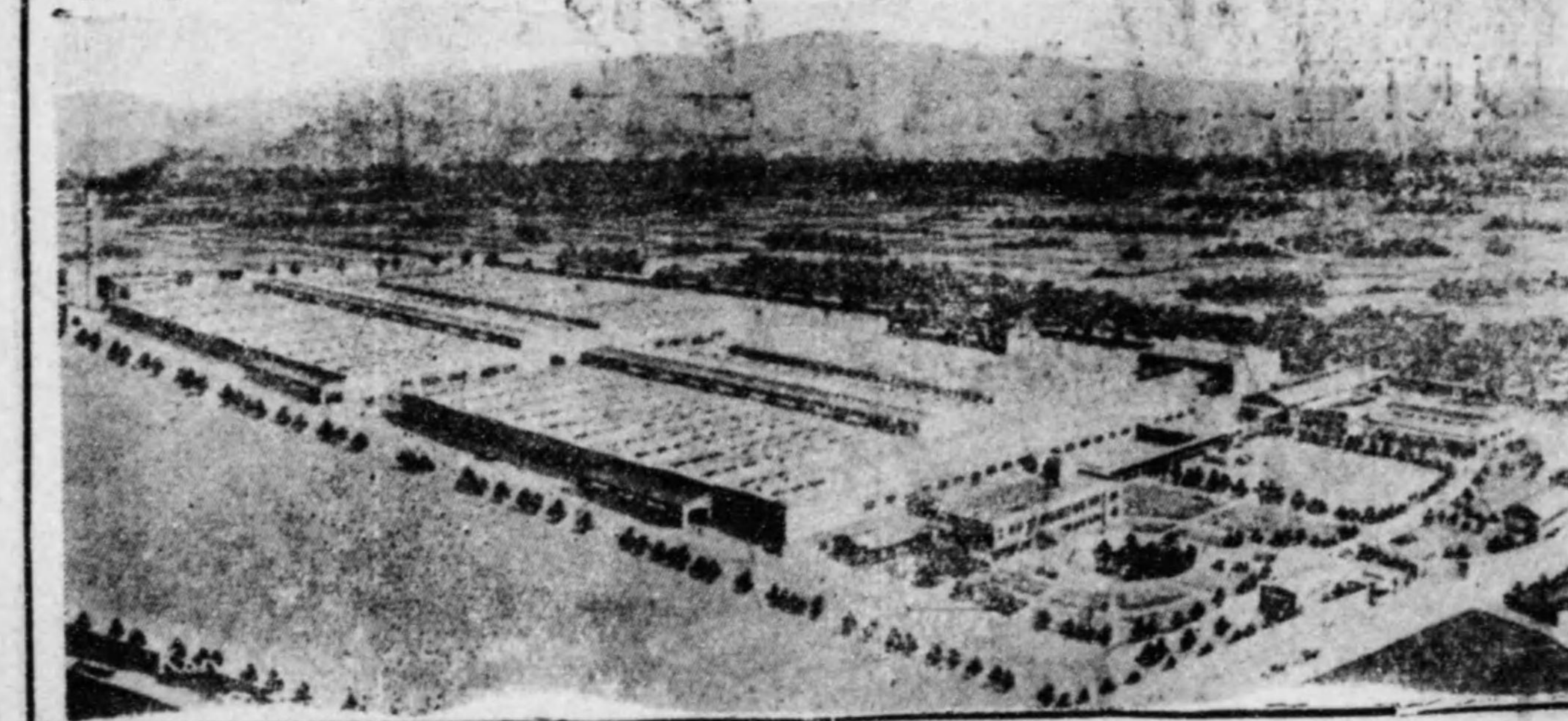
兵庫縣武庫郡大庄村東大島
電話福島四九四二、尼崎二二番

兵庫縣川邊郡稻野村池尻
電話 尼崎 一九九番

東京市京橋區京橋一丁目八ノ四
電話 京橋 二三八九番

名古屋市中區市場町三丁目二
電話 東五九八五番

青島 章邱路 五〇號



Sharp

SUPER-HETRO-DYNE



Ut2A7
Uz58
Uz57
Uz2A5
Kx80

50-8型

受信機

大阪市 住吉區西田邊町

早川金屬工業株式會社

創立 明治貳拾貳年六月拾九日
 資本 壹億壹千萬圓
 積立及繰越金 六千五百七拾八萬圓
 工場 內地 十七工場 支那 三工場 朝鮮 三工場

綿絲・綿布・絹絲・絹布・人絹・人造纖維絲布



大日本紡績株式會社

營業所 大阪市東區安土町貳丁目

會長 菊池恭三
 社長 小寺源吾

精紡 錘數	百貳拾六萬貳千四百六拾四
絹毛 錘數	七萬壹百貳拾八
織機 臺數	壹萬五千貳百八拾四
人造纖維設備	日產 參拾噸
人造絹糸設備	日產 拾噸

資本金 七千貳百七拾貳萬五千圓
 精紡機 壹百七拾萬 錘
 營業 各種ノ纖維工業品及化學工業品ノ製造加工販賣並ニ之ニ關聯スル事業
 工場 內地及朝鮮參拾九工場



東洋紡績株式會社

社長 吉乙司
 本店 大阪市北區堂島濱通
 支店 名古屋、東京、京城
 事務所 天津日本租界須磨街六ノ二
 裕豐紡績株式會社
 本店 上海、工場 上海、天津
 營業所 上海漢口路百拾號

- ◇メクル社製品化學用藥品
- ◇國產保證書附化學用藥品
- ◇一般化學用寫真用工業用藥品
- ◇特殊化學工業用藥品製造
- ◇二 硫 化 炭 素 (殺蟲用、溶解用)
- ◇四 鹽 化 炭 素 (殺蟲用、消火器用)
- ◇純 硫 酸 (化學用)
- ◇純 硝 酸 (化學用)
- ◇ア ン モ ニ ア 水 (化學用、工業用)
- ◇グ ル タ ミ ン 酸 曹 達 (調味料)
- ◇枸 櫞 酸 鐵 ア ン モ ニ ア (青寫真用)
- ◇綠 色 枸 櫞 鐵 ア ン モ ニ ア (褐色寫真用)
- ◇金 屬 砒 素 (電氣化學用)
- ◇パ ラ ジ ク ロ ー ル ベ ン ザ ー ル (殺蟲用)
- ◇過 鹽 化 鐵 (製版用)
- ◇植 物 性 活 性 炭 素 (脫臭脫色用)
- ◇骨 炭 (脫臭脫色用)



商入出輸造製品藥業工學化

店 藥 林 社會式株

(入北筋堺)目丁二町修道區東市阪大
 番九五二七阪大替振 番四八八(局濱北話電
 番九七五二) " "

(呈進報商)

大阪市北區堂島中二丁目二十五番地

内 外 綿 株 式 會 社

大阪市北區宗是町壹番地(大阪ビル三階第三三二號)

同 興 紡 織 株 式 會 社



吳羽紡績株式會社

資本金 金貳阡萬圓(全額拂込済)

取締役社長 伊藤忠兵衛

専務取締役 井上富三

本社 大阪市東區安土町貳丁目

吳羽工場	富山縣	吳羽	前
瀧野工場	同	福野	町
大門工場	同	大門	町
庄川(加工)工場	同	井波	町
井波工場	同	井波	町
入善工場	同	入善	町

大阪市北區玉江町二丁目三番地

福島紡績株式會社

大連市外周水子會周家屯

滿洲福紡株式會社



綿絲布、人織絲布、毛織物製造販賣

倉敷紡績株式會社

本店 倉敷市元町
 大阪出張所 大阪市西區江戶堀北通一丁目
 工場 倉敷、玉島、萬壽、坂出、松山、高松、早島、岡山、觀音寺、丸龜、枚方、北條、津

人造絹絲及ステープルファイバー製造販賣



倉敷絹織株式會社

工場 倉敷、岡山、新居濱、西條
 大阪市東區今橋四丁目三菱信託ビル二階

便箋 封筒 野學ノ紙 大學ノ紙 小學ノ紙 畫用紙 橫綱消ゴム 橫綱クレヨン 美藝バス 簿記簿 複寫簿 日章 日章ボンペーパー 懷中手帳 スメラマン 固型インキ 合理日記 年製産高貳億冊 東洋第一・製造販賣

天津出張所 出張所開設

日本租界旭街四番地四號 電話二一四二七



日章印 軍艦印 汽車印 飛行機印

東京 大阪 日本ノート 學用品株式會社



日本商工木管工場

紡織用木管製造

人絹用各種木製品

堺市並松町(大和川畔)
電話 櫻塚 吉川 六一〇四 三〇三六 三〇三六

創立明治二十六年

海上保險 傷害保險
火災保險 自動車保險
運送保險 航空保險



大阪海上火災保險株式會社

本社 大阪市北區堂島濱通二ノ二
支店出張所 東京、神戸、横濱、名古屋、福岡、京城、新京、金澤、仙臺、京都
駐在員 天津、門司、小樽、其他
代理店 内外樞要の地に三千餘店
總代理店 歐洲 セドウイツク、コリンズ商會(倫敦)



REGISTERED TRADE MARK

專售 鉛筆 自來鋼筆 消字膠皮 顏色鉛筆 洋墨水 鋼筆管 其他

淺井商店

大阪西區立賣二丁目八番 電話新(53) 四一五九 四一三七

太陽レコーン株式會社

大阪市東區南久太郎町二丁目十三番地ノ乙 阿部市ビルデング三階
電話船場(83) 九五一一 七七七七 七七八七 番番番番



MITSUI LINE

三井物産船舶部

定期航路

紐育直航	孟買航	伊豆航	盤谷航	比連航	大津航	天津航
線	線	線	線	線	線	線
.....
二月	一月	一月	一月	一月	一月	一月
三	一	一	一	一	一	一
回	回	回	回	回	回	回

本部
支店
派員

神戶市神戶區海岸通三番地
 東京市日本橋區室町二丁目
 小樽・大阪・門司・三池・大連・天津・
 上海・盤谷・馬尼刺・孟買・沙府・桑港・
 紐育・倫敦



本日
亞鉛鍍鋼業株式會社

亞鉛鍍鐵板、鐵線、丸釘、鬼針
 帶鐵、帶錳力、熔接鋼管

營業所 兵庫縣武庫郡大庄村地先埋立地

ESTABLISHED 1898.

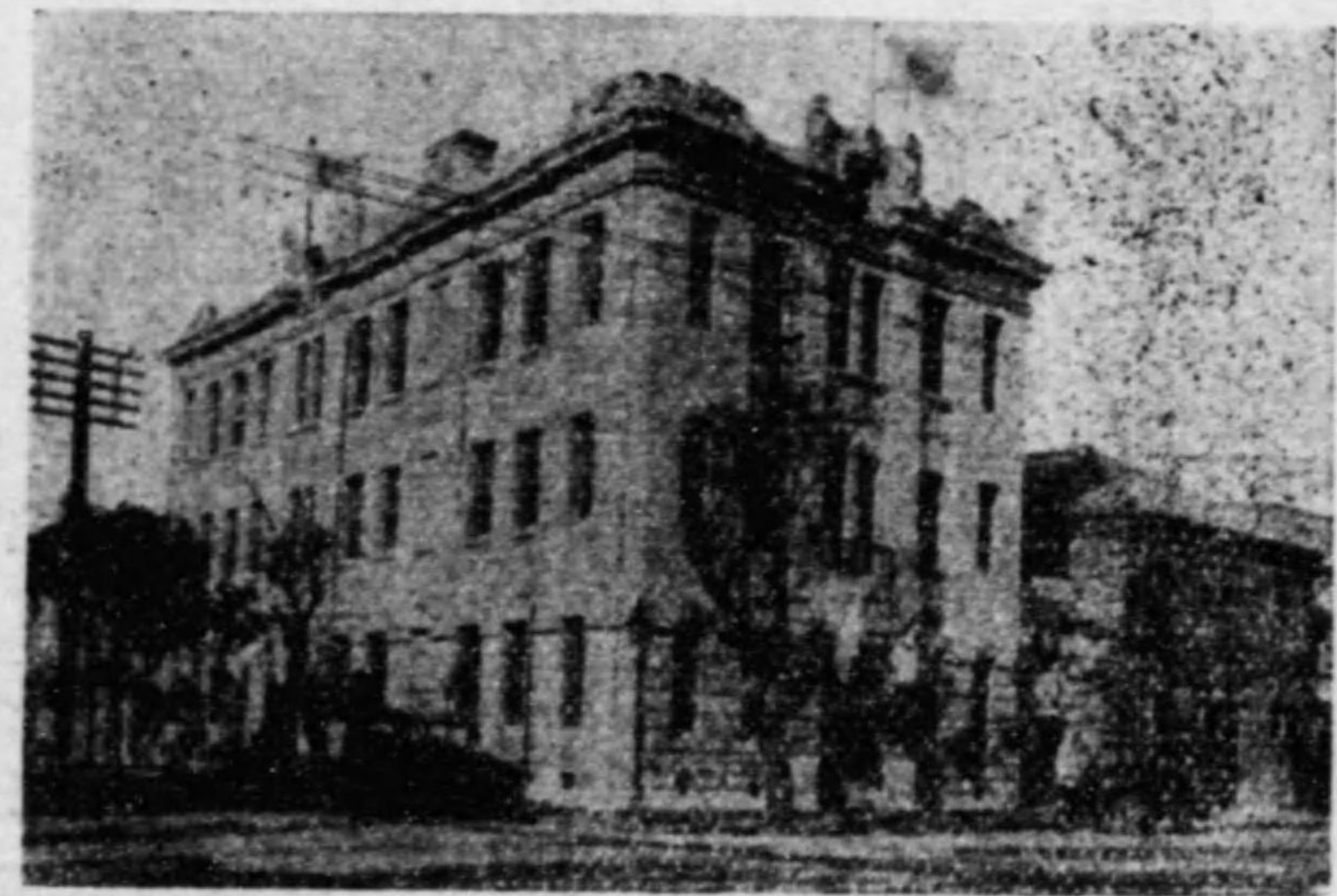
TSURUTANI and Co., LTD.

70. KYO-MACHI KOBE JAPAN.

EXPORTERS and IMPORTERS.

輸出入業

本店 神戶市京町七十番地



株式會社 鶴谷商會本店

支店
出張所

香港德輔道 鶴谷洋行
 奉天賀茂町 鶴谷洋行
 大連山縣地 鶴谷洋行
 天津法界 鶴谷洋行
 一天八路一號



路 航 期 定

一、紐 育 府 線
 一、桑 港 土 蘭 線
 一、桑 市 晚 香 坡 線
 一、沙 南 米 線
 一、中 南 買 線
 一、孟 買 加 線
 一、阿 弗 利 加 線
 一、マ ニ ラ 線

一、濠 洲 線
 一、橫 濱、名 古 屋、阪 神、大 連、天 津 線
 一、名 古 屋、阪 神、青 島、天 津、上 海 線
 一、大 阪 敷 香 線
 一、大 阪 大 泊 線
 一、下 關 麗 水 線
 一、朝 鮮 內 地 線
 一、小 樽 京 濱 阪 神 線
 一、三 陸 京 濱 阪 神 線

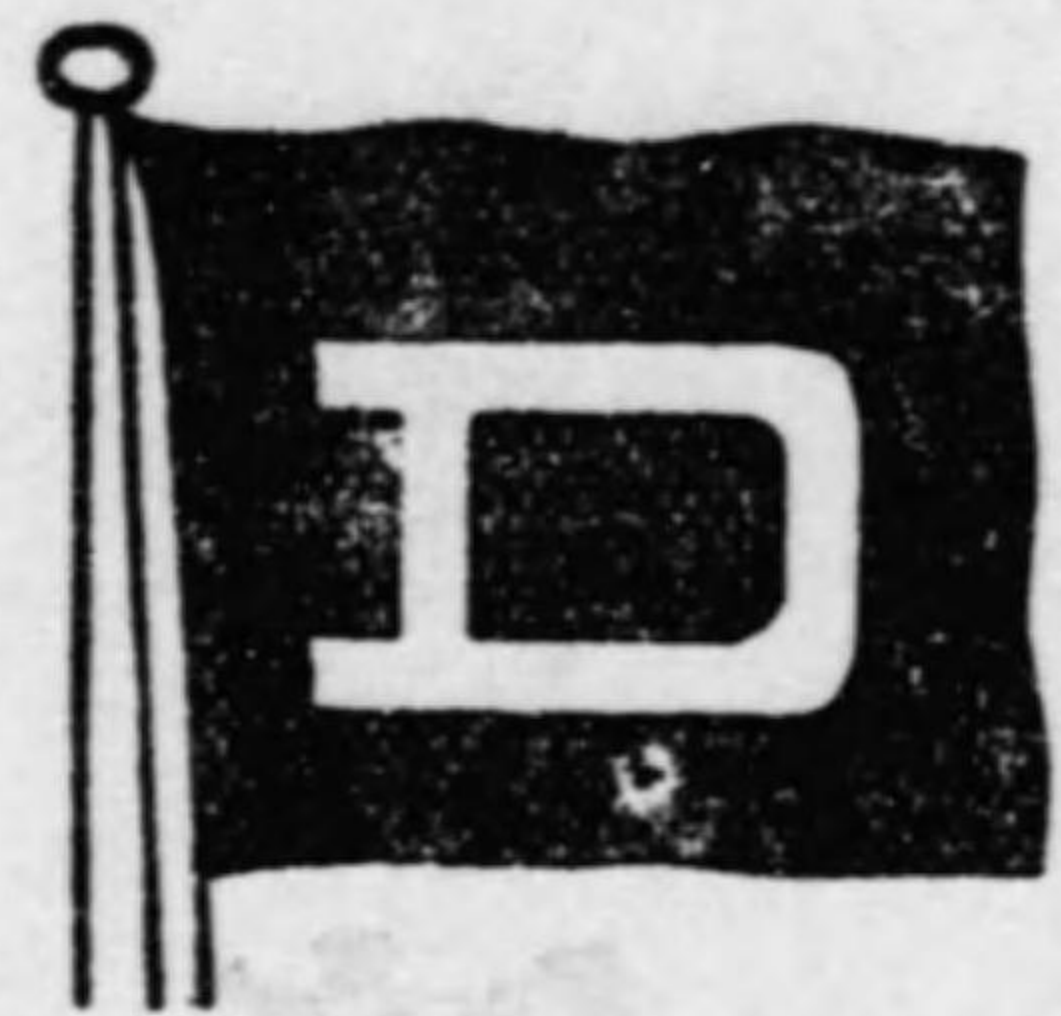
川崎汽船株式會社

神戸市神戸區榮町通二丁目四七番地

代 表 電 話 三三三三三三三三

出 張 所
 倫 敦 小 樽 下 關
 紐 育 橫 濱
 沙 市 東 京

神戸市神戸區浪花町二十七番地



大同海運株式會社

電話三宮 三五五〇番、三五五一番、三五五二番、三五五三番、三五五四番、三五五五番、三五五六番

支店、出張所 東京、橫濱、若松、八幡、
 所在地 上海、沙府、倫敦

綿糸、綿布、加工綿布、メリヤス
絹紡糸、生糸、絹布、加工絹布

鐘淵紡績株式會社

當社販賣所

東京市隅田區向島町、東京取引出張員（綿糸、生地綿布）
神戸市林田區御崎町、營業部（綿糸生地綿布及生糸）
大阪市旭區、淀川取引出張員（加工綿布）
京都市上京區高野上開町、京都取引係（絹糸絹布）
京都市外山科村、山科取引出張員（絹織物及絹靴下）

内山書店

